

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

—社寺の造営史料を中心として—

佐藤 正彦

下村 耕史

目次

第1章 神社

- 第1節 西寒多神社（大分郡西寒多）
- 第2節 天満社（直入郡下志土知村字ワキ）
- 第3節 原村社（大分郡下原村）
- 第4節 浅草神社（大分郡木上字浅草）
- 第5節 阿蘇社（北海道郡宮河内村字火振）
- 第6節 船木神社（大野郡船田村）
- 第7節 山神社（日田郡大肥邨字真弓谷）
- 第8節 遙拝所（日田郡鶴河内村字山崎）
- 第9節 伊勢遙拝所（日田郡鶴河内村字皿山）
- 第10節 八所神社（下毛郡中津町字畑上ノ町）
- 第11章 天満社（大分郡高田町大字丸亀字宮ノ前）
- 第12節 武山神社（北海道郡中白杵村大字武山）
- 第13節 山神社（東国東郡武蔵町大字成吉村字清末）
- 第14節 金刀比羅神社（大分郡阿南村大字東長宝字ソラ1387番地）

小結

第2章 寺院

- 第1節 天台宗 金光明院（直入郡都野村大字有氏字元有氏）
- 第2節 真宗 佛照寺（宇佐郡豊川村）
- 第3節 天台宗 富貴寺（西国東郡田染大字露347番地）
- 第4節 臨済宗建仁寺派 向原寺（南海部郡下入津村大字竹野浦河内）

小結

結

序

本稿の目的は、九州に於ける近代建築業界の実態を社会経済史的に解明することである。近代建築業界の実態とは言え、様々なアプローチの仕方がある。そこで、「社寺の造

営史料を中心として」と副題を付けた。

一口に造営史料と言っても、これまた色々な解明の仕方がある。本稿では、建築積算書を取りあげることにした。それは、多くの場合「目論見」「積書」「見積書」などとして残る。勿論、それに付随する「仕様書」にも注目した。それは、「目論見」に表れない施工方法なども記されることも多いので、建築工匠とも深く関わる。

建築工匠の中では、その中心となるのは大工である。その他に製材に従事する木挽、釘をはじめ建築金物を作る鍛冶、彫物師、細工師、屋根師、左官などと共に基礎を施工する石工もいる。そして、それらを手伝う手伝人も多勢必要となる。

このように、建築工匠は多岐にわたるけれども、史料に見える範囲内で、その賃金についてもふれた。

本稿では、比較的多く関係史料を得た大分県の明治9年から33年までの神社と寺院の造営史料をとりあげた。

また、造営に至る経費にも注目し出来る限り、項目別に経費をまとめて、各項目が占める総経費に対する割合を示した（表2、表4）。これによって、総工事費の人件費の占める割合も明らかである。

史料は大分県公文書館所蔵の明治行政資料である。

第1章 神社

第1節 西寒多神社（大分郡西寒多）

西寒多神社川岸石垣出来形牒

川岸石垣出来形
 合金53圓36錢1厘 官費
 内
 金8圓31錢6厘 石工方
 右仕様川岸石垣長31間5歩高1間2歩
 此坪坪37坪8合栗石裏詰并裏埋共總仕上
 石工37人8歩 築立1坪1人
 賃金8圓31錢6厘 ・但1人金22錢
 金45圓4錢5厘 人夫方
 人夫300人3歩
 賃金45圓4錢5厘 但1人金15錢
 内
 37人8歩 石工手傳1坪1人/
 126人 石6坪3合持運1坪
 /20人道法5丁
 76人 裏詰栗石長31間5歩
 高/1間2歩横2歩
 此坪7坪6合1坪/
 10人道法3丁
 60人5歩 石垣裏埋長24間1歩
 横/1間深5歩此坪
 12坪1合1坪/5人
 道法2丁
 右之通相違無之候也
 西寒多神社宮司湯谷基守派出_ニ付
 代理権宮司日野資計 (印)
 明治9年10月14日
 大分縣権参事小原正朝殿
 ○西寒多神社幄舎出来形牒
 幄舎貳軒出来形
 一合金22圓33錢9厘官費
 内
 金9圓75錢 大工方
 右仕様1軒者桁行3間梁行5尺此坪2坪5合
 /柱10本建梁4通桁3通1軒者桁行6間梁/
 行5尺此坪5坪柱16本建梁7通桁3通屋根
 油障子_{ニテ}總仕上_ケ
 大工48人7歩5厘 但1坪6人5歩掛
 賃金9圓75錢 但1人金20錢
 金7圓7錢5厘 材木方
 杉木26本 長7尺2寸3尺5歩角 柱木

代金2圓34錢 但1本金9錢
 是_ハ1軒_ハ10本1軒_ハ16本建
 同木11本 長6尺4寸角 梁木
 代金99錢 但1本金9錢
 是_ハ1軒4通1軒7通
 同木9本 長3間4寸角 桁棟木
 代金2圓83錢5厘 但1本金31錢5錢
 是_ハ1軒長3間桁行2通棟1軒_ハ長6間桁2通
 棟長延27通_ニ遣
 同木3本 長6尺3寸角 短柱木
 代金24錢 但1本金8錢
 是_ハ1軒_ハ1本4ッ切1軒_ハ2本4ッ切_{ニテ}遣
 同木2本 長1丈2尺巾4寸厚1寸 檣木
 代金13錢 但1本金6錢5厘
 是_ハ2ッ切_{ニテ}2軒_ニ遣
 同板9枚 長6尺巾1尺厚5歩 箱棟
 代金54錢 但1枚金6錢
 是_ハ1枚3ッ割_{ニテ}遣
 金19錢4厘 鍛冶方
 108本 正1寸5歩釘
 代金19錢4厘 但100本金18錢
 是_ハ箱棟1間_ニ12本打
 金5圓32錢 屋根方
 40枚 屋根障子
 代金5圓32錢 但1枚金13錢3厘
 是_ハ1軒14枚1軒_ハ26枚遣
 右之通相違無之候也
 西寒多神社宮司湯谷基守派出_ニ付
 明治9年10月14日代理権宮司日野資計 (印)
 大分縣権参事小原正朝殿
 ○西寒多神社神門新營出来形牒
 神門壹ヶ所出来形
 一合金2圓85錢 官費
 内
 金40錢 大工方
 右仕様開8尺高1丈4分柱丸木々檣
 笠木切組仕立
 大工貳人
 賃金40錢 但1人金20錢
 金2圓30錢 材木方
 内

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

杉木 2本 長1丈2尺4寸末口8寸 柱木
代金90銭 但1本金45銭

同木 1本 長1丈3尺3寸4ト巾
1尺厚9寸笠木

代金1圓10銭

同木 1本 長8尺6寸巾6寸4ト
厚3寸2ト慣木

代金30銭

金15銭

人夫方

人夫耆人

賃金15銭

右之通相違無之候也

西寒多神社宮司湯谷基守派出_ニ付

明治9年10月14日代理權宮司日野資計 (印)

大分縣權參事小原正朝殿

○別紙等外雇入届書正副2通指出候

条本省へ御進達被下度候也

西寒多神社

明治9年11月11日 宮司湯谷基守 (印)

大分縣權令香川真一殿

○神官出頭願 (印) (印) (印)

一今般經費豫算費目更正御達_ニ付出納/取計
方并勘定組之義書面_ニテ相伺候_{テモ}/實際心得兼候義_モ御座候条御廳第/6課_ハ神官1
名両3日出頭實際心得/方相伺申度此段御
許可奉願候也

西官多神社

明治9年11月11日 宮司湯谷基守 (印)

大分縣權令香川真一殿

○書面於届候事

明治9年11月20日

香川權令代理

小原權參事

○明治9年11月

調査 (印)

検査 (印)

西寒多神社境内遥拝所新築目論見

西寒多社境内遥拝所

一石垣折廻_シ長延13間 高5歩扣1尺

此平坪6坪5分

石工9人7歩5厘 (印) 築立1坪1人5歩

賃金2円14銭5厘 (印) 但1人金22銭
人夫12人1歩 (印)

賃金1円81銭5厘 (印) 但1人金15銭
内

3人3歩 石工手間1坪5歩

8人8歩 築立石1坪1合持運但1坪8
人/道法2丁

一石垣内埋長3間7歩 横2間2歩 厚5歩
此砂利坪4坪1合

人夫20人5歩 砂利持運仕_{口口}1坪5人
道法2丁

賃金3円7銭5厘 但1人金15銭

一新道長12間 巾1間5歩

此平坪18坪 (印)

人夫10人8歩 (印) 雜木伐拂_{口口}1坪6歩

賃金1円65銭 但1人金15銭

右_ニ寄

金2円14銭5厘 (印)

職工賃

金6円51銭¹⁾

人夫賃

合金8円65銭5厘²⁾

第2節 天満社 (直入郡下志土知村字ワキ)

明治15年11月9日受 庶務課

明治〃年〃月〃日成案十等属一宮見直 (印)

令

書記官

祖税課長 (印) 属

庶務課長 (印) 属

神社移轉願_ニ付回議

直入郡下志土知村字ワキ鎮座無格社天満社

/境内狹隘_ニ付同村渡邊四郎治所有地買/取

本社_ハ寄附之上移轉致度旨信徒総/代連署出

願_ニ付調査,処創立年月不詳_{シテ}且無格社之事_ニ

付支_{口口}之相見_口条御/口許可相成哉御指令

条_口_ニ相伺候也

庶社地第175号

書面聞届候事

但移轉濟之上_ハ地_口変格地價修正方更_ニ願
出可_シ

明治15年11月14日 西村縣令

郡役所_ハ通達案

旧前

御部内下志土知村無格社天満社移轉願/許可

相成候_ニ付移轉濟_上去_ル12年／當_口庶達第
81号達_ニ準_テ明細書／届調査出検査_口斗相成
度此段及御照／曾候也

同日 庶務課長

直入郡長宛

○神社々地換願

大分縣官下豊後国直入郡下志土知村字ワキ鎮
座第372番地字安大寺

畑1反7畝歩_内4畝歩社地 無格社

一祭神 天満神社

管原道真 4座 藤原廣副 藤原大夫人

火雷天神 / 猿田彦大神 2座 吉備大臣

崇道天皇 伊世親王 / 文屋當田丸 橋逸勢

高卷神

一由緒

由緒年月等不詳侯へ共村内老人_ノ口述_ニハ年
久敷鎮座_ノ処 / 追之村民信屑厚_ク敬神_シ祭事
怠_ル事_{ナシト}去_ッ

一神殿 豎9尺 横8尺

一拝殿 豎2間半 横2間半

一境内坪敷120坪 但民有第1種旧社地1畝1
4歩_ハ官有地 / 第1種_{ナリ}

一信徒72人

一大分縣廳迄14里5丁

右者境内鳥居前挟_テ參詣之出入道節極々檢岨
_ニテ / 手入_ヲ致方_モ無之場所_ニ候_テ兼々重々当惑
口罷在候 / _ニ付今般村内人民協議_ト上同村372
番地字安 / 大寺畑1反7畝歩内4畝歩持主同
村渡辺四郎治 / 所有地買取該所_ニ社地移轉仕
候_ル故障之儀_モ無 / 御座議相整候間願之通御
許可被成下候様此段奉 / 願候新築地所繪図面
并永統方法書相添差出候也

明治15年9月19日

直入郡下志土知村信徒惣代本田 六郎 (印)

掘 銀藏 (印)

阿南澄太郎 (印)

志賀 銀作 (印)

地所持主

渡追四郎治 (印)

古神社霸掌

古庄光明

大分縣令西村亮吉殿

右出願_ニ付奥印仕候也

戸長清水可ト (印)

前書之通候也

明治15年10月10日 直入郡長宗六翁 (印)

○合併社永緒方法

金140円 但下志土知村信徒醸出

但_口2歩利付_ニテ預_ケ置_キ其利息_ヲ以_テ維持_ス

／右之通永續維持方相設候也

明治15年9月19日

右信徒惣代 本田六郎 (印)

掘 銀 (印)

○直入郡下志土知村天満社新築目論見帳

一神殿 豎9尺 横8尺

右入用

竹木板共悉皆受茶 但諸品_ニ用_ユ

此代金16円

粉 8駄

此代金3円20銭 但1駄_ニ付金40銭

5寸釘 600本

此代金1円2銭 但100本_ニ付金17銭

4寸釘 900本

此代金1円26銭 但100本_ニ付金14銭

2寸5歩釘 1000本

此代金50銭 但100本_ニ付金5銭

ツリ釘 8本

此代金2円40銭 但1本_ニ付金30銭

5寸カスガイ24枚

此代金1円44銭 但1枚_ニ付6銭

石工70人

此賃金21円 但1人1日_ニ付金30銭

大工75人

此賃金22円50銭 但1人1日_ニ付金30銭

屋根仕10人

此賃金3円30銭 但1人1日_ニ付金30銭

人夫30人

但諸工手伝

此賃金6円 但1人1日_ニ付金20銭

一拝殿 豎2間3尺

横3間3尺

右入用

竹木 悉皆受茶 但諸品_ニ用_ユ

此代金10円38銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

枚 4 歩板 8 坪	但天井張用	一全 2 円90銭	麻 生 音五郎
此代金 2 円32銭	但 1 坪 _二 付金29銭	一全 2 円90銭	大 塚 ウ メ
枚 1 寸板 8 坪	但板敷張用	一全 2 円90銭	甲 斐 筆太郎
此代金 4 円80銭	但 1 坪 _二 付金60銭	一全 2 円90銭	甲 斐 順 治
ツリ釘12本		一全 2 円90銭	甲 斐 甚 作
此代金 2 円84銭	但 1 本 _二 付金32銭	一全 2 円90銭	渡 追 澤五郎
4 寸釘 700本		一全 2 円90銭	志 賀 熊太郎
此代金91銭	但100本 _二 付金14銭	一全 2 円90銭	志 賀 古市郎
2 寸釘500本		一全 2 円90銭	志 賀 銀 作
此代金25銭	但100本 _二 付金 5 銭	一全 2 円90銭	志 賀 本 作
萱65駄		一全 2 円90銭	志 賀 角太郎
此代金 8 円45銭	但 1 駄 _二 付金13銭	一全 2 円90銭	甲 斐 繁之充
縄12束		一全 2 円90銭	野 仲 磯五郎
此代金 1 円20銭	但 1 束 _二 付金10銭	一全 2 円90銭	森 角次郎
石工50人		一全 2 円90銭	森 和 市
此賃金15円	但 1 人 1 日 _二 付金30銭	一全 2 円90銭	志 賀 松太郎
大工45人		一全 2 円90銭	森 島太郎
此賃金13円50銭	但 1 人 1 日 _二 付金30銭	一全 2 円90銭	渡 辺 敷三郎
人夫120人	但諸工手伝屋根葺共	一全 2 円90銭	渡 辺 竹 治
此賃金24円	但 1 人 1 日 _二 付金20銭	一全 2 円90銭	渡 辺 丈五郎
右寄		一全 2 円90銭	森 力三郎
金75円30銭	諸職賃	一全 2 円90銭	森 常五郎
金30円	人夫賃	一全 2 円90銭	本 田 六 郎
金57円97銭	諸色代	一全 2 円90銭	野仲 千摩太郎
合金163円27銭		一全 2 円90銭	野 仲 文次郎
右之通相違無之候也		一全 2 円90銭	平 井 末太郎
明治15年11月 4 日		一全 2 円90銭	堀 金良蔵
直入郡下志土知村天満社信徒惣代		一全 2 円90銭	阿 南 澄太郎
	本田六郎 (印)	一全 2 円90銭	阿 南 碓
	堀 銀蔵 (印)	一全 2 円90銭	堀 金 作
	志賀銀作 (印)	一全 2 円90銭	堀 増市郎
○直入郡下志土知村天満社新築募金名簿		一全 2 円90銭	堀 福太郎
	下志土知村	一全 2 円90銭	堀 音三郎
一金 2 円90銭	佐 藤 駒次郎	一全 2 円90銭	堀 武平太
一全 2 円90銭	佐 藤 市 次	一全 2 円90銭	堀 岩太郎
一全 2 円90銭	工 藤 初 吉	一全 2 円90銭	堀 治郎八
一全 2 円90銭	工 藤津留太郎	一全 2 円90銭	平 井 喜四郎
一全 2 円90銭	工 藤 苦太郎	一全 2 円90銭	佐 藤 友太郎
一全 2 円90銭	工 藤 長七郎	一全 2 円90銭	平 井 亀 治
一全 2 円90銭	工 藤 鹿太郎	一全 2 円90銭	工 藤 逸次郎
一全 2 円90銭	工 藤 栄次郎	一全 2 円90銭	細 井 保

一全2円90銭 野 仲 勇次郎
 一全2円90銭 渡 辺 四郎次
 一全2円90銭 森 悦五郎
 一全2円90銭 森 勘 吾
 一全2円90銭 中 野 小三郎
 一全2円90銭 渡 辺 有 作
 一全2円90銭 堀 本 蔵
 一全2円90銭 相 馬 重次郎
 一全2円90銭 野 仲 金 吾
 一全2円90銭 野 仲 磯次郎
 一全2円90銭 堀 民 作
 一全2円90銭 堀 喜三郎
 一全2円90銭 相 馬 喜五郎
 一全2円90銭 相 馬 梅太郎
 一全2円90銭 松 尾 幸 平
 一全2円90銭 佐 藤 政 八
 一全2円90銭 小 沙 金 永

合金191円40銭

右之通寄附相違無之候也

明治15年11月4日

直入郡下志土知村天満社信徒惣代人

本田六郎 (印)

堀 銀蔵 (印)

志賀銀作 (印)

(神殿拝殿の正面・側面の図等あり)

第3節 原村社 (大分郡下原村)

第26郷

明治15年1月10日受 庶務課

明治〃年〃月〃日成案御用掛一宮見直 (印)

令 (印)

書記官 (印)

庶務課長 (印) 属 (印)

社木伐採願回議

大分郡下原村々社原村社々殿修繕ノ、為社木伐採出願之處郡長添申ノ之様間之御口致雖相見込条ノ御指令案相伺也

案

庶社地第52号

書面雖口届候事

明治14年1月12日

長官

○社木伐採願書添申

別紙、通部内下原村々社原村社立木伐採ノ、義出願ニ依リ、他事件ニ付出張、際立寄ノ實地上検査候処立木ニ僅少ニ付伐採候テ、ハ殊、外風致上ヲ害シ、候条願意御採聽ノ不相成様致度此段見込及添申候也

15年1月7日 大分郡長野尻邦基 (印)

大分縣令西村亮吉殿

○村社修繕用伐木願

大分郡下原村

字河原866番

村社原村社境内立木

一杉木五本

此相當代價9円50銭

内

1本 8尺廻 此相等代價2円20銭

1本 7尺廻 同 1円80銭

1本 7尺5寸廻 同 1円80銭

1本 6尺 同 1円50銭

1本 8尺 同 1円20銭

右者當村社原村社之儀神殿及ヒ、拝殿神樂トモニ数ヶ所破損致シ、神意恐モ不尠加之口再ニ客ノ及口者大破ニ及候故夫々応分之ノ修繕相加度信徒之者共協義仕候間ノ何卒前記之木数相當代價見込之通ノ口社境内ニ於テ伐木候様御採可ノ相成下度候信徒惣代之者連署ノを以奉願候也

明治15年1月4日

原村社信徒照代 渡 辺 愠 次 (印)

御手洗弥一郎 (印)

各霸掌 河 野 言 真 (印)

大分縣大書記官佐々木千尋殿

前書之通ニ付奥印仕候也

右村戸長 山上邦人 (印)

原村境内惣立木杉大小40本

○印伐木願ノ分

(神殿・拝殿・神樂殿図等あり)

第4節 浅草神社 (大分郡木上字浅草)

第181号

明治15年4月14日受 庶務課

明治15年4月15日成案7等属井川篤英 (印)

令 (印)

書記官

庶務課長 (印) 属 (印)

本局附書記 (印)

内務省伺按回議

大分郡木上字浅草鎮座浅草神社／諸建物今般改築_ニ就_テハ立木障碍相／成候趣_キ木伐採_ヲ儀別紙_ヲ通出願大／分郡役所添申_ヲ趣_キ有之無余義相聞候／_ニ付内務省伺按左_ニ相伺候也

按

庶社第142号

社木伐採之義_ニ付伺

豊後国大分郡木上村字浅草鎮座村社浅草社境内立木総本数43本、内一枚木 2本

但 8 尺回_リ 1 本

6 尺回_リ 1 本

一杉木 1 本

但 2 尺回_リ

一雜木 6 本

但 5 尺回_リ 1 本 6 尺 3 寸回_リ 1 本

3 尺回_リ 1 本 3 尺回_リ 2 本

右_ハ諸建物破壊且去_ル明治 8 年度内村_ト伺合併／集_ニ就_テハ_ハ神殿如諸建物建坪_ヲ増_シ改造致／_ハキ_キ処標書立木障碍相成候_ニ付伐採／旨出願調査_{スル}ニ風致關係不致即差支／無之候條願志聞届度御許可_ヲ上_ハ障碍／不相成場所_ハ苗木植繼可_ク境飯／相伺候也

明治15年 4 月17日大分縣令西村亮吉

内務省山田顯義殿

書面伺之通

明治15年 5 月13日

内務省山田顯義

○庶社第 5 号

客月27日付_ヲ以_テ部内木上村浅草神社境内／立木伐採願出及検査_口処庶社第 1 国 4 / 号_ヲ以_テ惣木数不相_口テ_ハ云々御照会_ノ口_ヒ／口_リ取調候_ニ別紙届出之通有之候右者_ノ口_キニ及添申_口通出願之木数_ヲ伐採_{スル}モ／口_ニ風致枝_ニ関_スル義無之_ノミナラス大_ニ該殿宇建築／之防害_ト相成候義_ニ付何分_ヲ御詮義相之様即／度_口テ別紙相

添此段御回答_ニ及候也

明治15年 7 月 4 日 郡長代理

大分郡書記官相書記 (印)

庶務課長代理

大分縣七等属井川篤英殿

○浅草社境内立木取調書

大分郡 木上村

1 境内立木43本

内

松木 7 本 但 5 尺回_リ 9 尺回_リ迄

枚木 6 本 同 2 尺 5 寸回_リ 4 尺回_リ迄

カヤ木 1 本 同 3 尺回_リ

アシ古フ木 6 本 同 2 尺回_リ 4 尺回_リ迄

雜木 23 本 同 2 尺回_リ 6 尺回_リ迄

右_ハ客月31日付庶社第19号御達_{ヨリ}／当浅草社境内立木_口数取調候_ニ上_口／_口通相違無之候間此段御届申上候也

明治15年 4 月 9 日

右氏子惣代

柴崎真平 (印)

右戸長

柴崎順光 (印)

大分縣令西村亮吉殿

○社木伐採願

大分郡

大分郡木上村字

木上村

一浅草神社

日戸村

境内立木

氏子中

一松木 1 本 但 長 6 間 回_リ 6 尺

此尺_ノ 6 本 8 分 4 里 9 毛

此相当代價75錢 3 里 但 1 本_ニ付11錢

一同木 1 本 但 長 7 間 回_リ 8 尺

此尺_ノ 14 本 3 分 7 里 4 毛

此相当代價 1 口 70 錢 1 里 但 1 本_ニ付12錢

一雜木 1 本 但 長 4 間 回_リ 3 尺

此口 11 束 但 3 尺_ノ

此相当代價13錢 2 里 但 1 本_ニ付 1 錢

一枚木 1 本 但 長 2 間 回_リ 2 尺

此尺_ノ 3 分 1 里 4 毛

此相当代價 6 錢 3 里 但 1 本 20 錢

一檜木 1 本 但 長 3 間 回_リ 5 尺

此口 20 束 但 3 尺_ノ

此相当代價24錢 但 1束_ニ付1錢2里
 一同木1本 但 長4間 回_リ6尺5寸
 此口35束 但 3尺_ノ
 此相当代價42錢 但 1束_ニ付右同断
 一同木1本 但 長3尺 回_リ4尺
 此口15束 但 3尺_ノ
 此相当代價18錢 但 1束_ニ付右同断
 一同木1本 但 長3尺 回_リ3尺5寸
 此口10束 但 3尺_ノ
 此相当代價12錢 但 1束_ニ付右同断
 一同木1本 但 長2間半 回_リ3尺
 此口5束 但 3尺_ノ
 此相当代價6錢 但 1束_ニ付右同断_ノ
_ノ木数9本

代價合計3円54錢9里

右浅草神社立義神殿_ヲ始_メ諸殿炊場_ニ至_ル迄不
 殘_ノ頽敗相成候繕折柄去_ル明治8年村内小社
 取調口別_ノ當社_ニ合併相成口口押依_リ口口供
 何分上口_ニ通殿_ノ口総_テ破口致_シ雨露之難今相
_ニ差迫御祭典_モ節_ノ不都合不_レ尠依_リ時_ハ不敬神
ニモ口口候{ヘクヤト}兢懼_シ口口堪氏子中協議相遂_ケ
 神殿拜殿_ヲ始_メ炊場_ニ至_ル迄悉_ノ皆傷大_ニ再調造
 營仕方世不朽敬神之基限相立申度_ノ然_{レトモ}口
 口之立木存在_テ殿宇敷地之害並棟軒_ノ等
 立妨害_ハ相奉大_ニ困難口在候加之木材之入用_モ
 多分_ノ之義_ニ候間右立木相当代價_ヲ以_テ該社造
 営用木_ニ御拂_ノ下_ケ取木山候口別紙兼繪図相
 添奉衆所候口願口_ノ御採用取木山度此段連印
_ヲ以_テ奉願上候也

明治15年2月27日

右氏子惣代	佐藤利平 (印)
	池辺口根 (印)
	柴崎慎出 (印)
	池辺武夫 (印)
	池辺田村 (印)
右社霸掌	佐藤益雄 (印)
右戸長	柴崎順吉 (印)

大分縣令西村亮吉殿

(境内図あり)

第238号

明治15年5月22日受

庶務課

明治15年5月22日成案七等属井川篤英 (印)
令

書記官上京

庶務課長 属 (印)

内務省指令_ニ依_リ回議

大分郡木上村々社浅草神社々木伐採_ノ之義出
 願_ニ付内務省_ノ口伺相成居候_ノ処々殿伺之通
 指令有_ニ付人民願書_ノ御指令按左_ニ相伺候也
 按

庶社地第107号

書面聴屈無代價下_ケ渡条適何

之場所、苗木可植繼候事

明治15年5月23日 西邨 願書

○庶社第143号

社木伐採之義_ニ付伺

指令

書面伺之通

明治15年5月11日 内務省山田顯義

第5節 阿蘇社

(北海部郡宮河内村字火振)

明治16年1月23日成案10等属一宮見直 (印)
令

書記官

課長 (印) 属 (印)

直入郡外2郡長、竹木伐採表員数表

差出方督促按

庶社地第110号

社寺境内竹木伐採員数15年後半期分差出方_ノ
 義_ニ付_ノ本月13日付庶社地第3号_ヲ以_テ及御照
 会置候處口今_ノ御差出無之主省進達_ノ期_ニ際_シ
 不都合不少候條_ノ書面到着次第直_ニ御差出有
 之度此段及御督促_ノ候也

17年1月23日 課長代理井川7等属

直入郡長

玖珠郡長宛各通

下毛郡長

○明治16年1月25日成案10等属 一宮見直 (印)

令 (印)

書記官

課長 (印) 属 (印)

竹木伐採差出方直入郡
外郡長照会按

庶社地第15号

社寺境内竹木伐採表差出方、義付本月13日付庶社地第3号及全第2号ヲ以テ及御照会候處今以テ御差出無ノ之右、如何、次第ニ候哉、理務上差支候上向、主省ノ進達方ニ差問候條別仕立飛脚ヲ差立候間此使、者ノ該表御渡相成度若シ調製難出未事故有之候口其ノ旨詳細御回答相成度此段及御照会候也

16年1月25日 課長代理

玖珠郡 直入郡長宛

○明治15年7月10日受 庶務課

明治〃年〃月11日成案10等属村山之陸 (印)
令 (印)

書記官

庶務課長 (印) 属 (印)

16号 直入郡書記

阿蘇社境内木伐採之儀ニ付面回議

北海部郡宮河内村阿蘇社神殿ノ燒失ニ付再營可致處用材トシテ境ノ内立木伐採之儀別紙、通出願右ノ社ノ參妨害口之方郡長代理書記添申ノ政モ有之ニ付内務省之御稟申口相ノ成哉乃案相伺候也

案

庶社地第122号阿蘇神社境内立木伐採、義伺

豊後圍北海部郡宮河内村

字火振阿蘇社官有境内

総木数52本、内

一銀杏木3本

但4尺6寸廻、

一杉木2本

但4尺8寸廻、

右阿蘇社之儀明治15年社殿新宮ノ之處本年1月燒失致シ就テハ、今般ノ再建可致處恰好、木伐無之口口標ノ記、立木伐採用材トシテ口旨出願ニ付ノ検査可致候處風致障害口口ノ最モ適宜、場所、苗木指植繼候口ノ届計願会許可致シ可然貳圍面相添ノ此口相伺候也

明治15年7月19日長官

内務省宛

書面伺之通

明治16年1月17日

内務省山田顯哉

○地乙第93号

村社境内樹木拂下願之義ニ付添書

部内宮河内村人民ヨリ村社境内立木、内別紙、通出願ノニ付実地検査為致候處何レモ境内、兩側ニ並立セシノ生木ナルニ依リ他ニ見替、木伐有無取糺候得共何ノ分見換、品無之由尤伐採候共境内、風景ヲ妨害ノ候義、無之様相見込候条願意御採聽相成ノ度此段添申候也

明治15年6月8日

郡長代理 北海部郡書記狭間重亜 (印)

大分縣令西村亮吉殿

○村社修繕ニ付境内之木御拂下願

宮河内字欠振

阿蘇社境内之内 北海部郡宮河内村

一銀杏3本但4尺6寸廻 阿蘇社

代金90錢

一杉木2本但4尺8寸廻

代金1円

右者村社神殿今般修繕仕度奉存候ニ付前顯之木品御拂下ケ被成下度奉願ノ候然ルニ該社修繕之儀、一昨13年修ノ繕仕置候處ニ本年1月18日午後12時ノ該社燈明之火ヨリ出火ト相成就而、多ノ分之修繕相係、候燒失相成候ニ付何卒思口ノヲ以村社境内之内ニ而前記之通御拂下ケ被成下候様此段奉願候也

明治15年3月右村總代人中津留友五郎 (印)

右同断 児矢野豊 八 (印)

右同断 平山定吉 (印)

在神宮

権講義毛利口 (印)

大分縣令西村亮吉殿

前書之通願出ニ付奥印仕候也

右戸長新名平蔵 (印)

岡名書記 (立面図あり)

○明治15年8月23日受 庶務課

明治 年 月即日成案 10等属中津田友五郎 (印)

令

書記官

庶務課長(印) 属(印)

社寺局長照會_ニ依_リ通達按回議

北海部郡宮河内村阿蘇社境内立木伐採ノ之義
内務省、御伺相成居候處□□社ノ寺局長照會
_ニ依_リ該郡長、□□_{ヨリ}按通ノ達了相成哉相伺候也
ノ庶社地第136号

按

御部下宮河内村阿蘇社境内立木之義ノ出願
相成居候處右ノ庶社地第135ノ号官有内達_シ通_リ
再當仕様□□ノ案_ヲ候条至急取調□付候様御
取ノ計相成庶此段及御通達候也

15年8月23日 庶務課長

北海部郡長宛

通_リ境内諸立木ノ数及目通御取調申ノ出候様
御取計相成爲御□□添也

○庶第81号

庶社地第122号_ヲ以阿蘇社境ノ内立木伐採之
儀御伺出相求乃處右ノ本年8月2日有提示達
之通修繕ノ仕損年_ヲ要_シ候条取調御色□有之
庶ノ此段及御照會候也

明治15年8月9日

内務省社寺局長

大書記官桜井能□

大分縣令西村亮吉殿

追_テ境内総立木ノ寸間_ヲ取調御申越ノ有之候也

○明治15年11月16日受 庶務課

明治〃年〃月18日成案 9等属佐々木千尋

令

書記官

庶務課長 属

神社境内立木伐採願之義_ニ付

北海部郡長照會按回議

北海部郡宮河内郡阿蘇社々殿修繕ノ用_ニ付境
内立木伐採ノ義先□出願ノ處修繕御□帳為
之旨桜井社寺局長ノ_{ヨリ}照會_ニ付其旨同郡長以
_{ヘリ}通達ノ相成□□_ヲ以_テ致不殘進達_ニ付取調
ノ候處□立木ノ致及目通取調旨添ノ付候之候
条尚左案ノ通申照會ノ可然哉

按

庶社地第177号

御部内宮河内村阿蘇社々殿修繕ノ之義_ニ付□
_ヲ御照會及之仕様書ノ申執達_ニ依_リ取調ノ處境
内□立木ノ数及目通取調書□相見候条右ノ
ノ相成照會中但書ノ通申候計ノ至急御願出相
成度候御按重_テ及ノ御通達候也

15年11月20日 庶務課長

北海部郡長宛

○地丙第77号

部内宮河内村阿蘇社々殿修繕仕様

書過程執達_ニ及此処御付義_ニ更_ニ調ノ製相致
及御送達候也

明治15年

11月14日 北海部郡長箕浦又生(印)

庶務課長

大分縣1等属深尾健殿

村社修繕仕様書届

北海部郡宮河内村

阿蘇社神殿

右村社神殿修繕仕度_ニ付社木御拂下奉出ノ願
候處仕様書可差出旨御達_ニ依_リ而別紙目ノ論見
書奉進達候也

明治15年9月

右総代人

中津留友五郎(印)

児矢野豊 八(印)

平 山定 吉(印)

大分縣令西村亮吉殿

御書之通届成候_ニ付奥印仕候也

右戸長 新名平藏(印)

○明治15年12月13日受 庶務課

明治〃年〃月〃日成案9等属□野千尋(印)

令

書記官

庶務課長(印) 属(印)

本局大書記(印)

社境内立木伐採ノ義_ニ付回議

北海部郡宮河内郡阿蘇社神殿修繕ノ_ニ依境内
立木伐採ノ義出願_ニ付回其筋御稟申ノ相成候
處修繕仕□書及境内ノ立木ノ寸間取調_ヲ要_シ候
旨照會_ニ付ノ其旨通達及_ヒ直_キ再上ノ修繕_ヲノ以
_テ々被御案届出_ニ付左按_ヲ以_テノ社寺局長中岡
□可然哉相伺之

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

○庶社地第188号 按	是、御拜柱仕替用
第下豊後国北海部郡宮河内郡／阿蘇社々殿新	大工7人 但1本 _二 付3人5分
營之届境内立木／伐採出願、義 _二 付本年8月	此賃金2円10銭 但1人 _二 付30銭
9日／付丙第8号御照會、按了承／□□案進	銀杏6寸角5本 長7尺
達□可然御取扱／相成□□及御回義候之	代金2円50銭 但1本 _二 付50銭
全代理	是、木田橋仕替用
明治15年12月15日 佐々木大書記官	大工7人 但木田橋替工
桜井社寺局長宛	賃金2円10銭 但1人 _二 付30銭
書面伺之通	銀杏板2坪5合 長6尺
明治15年10月17日	厚2寸
内務卿山田顯義	代金4円 但1坪 _二 付1円60銭
○地乙第228号	是、脇縁板敷仕替用
部下宮河内村阿蘇社境内立木取調書過／般及	大工8人 但縁板仕替 _工
進達候処御付義 _二 ヨリ取調為致更 _二 及／御送達	賃金2円40銭 但1人 _二 付30銭
候也	銀杏6寸角物5本長8尺
明治15年	代金3円50銭 但1本 _二 付70銭
12月11日 北海部郡長箕浦又生（印）	是、長押仕替用
庶務課長	大工7人 但長押仕替
大分縣一等属深尾健殿	賃金2円10銭 但1人 _二 付30銭
○阿蘇社神殿修繕仕様目論見帳	銀杏敷居8本 長7尺厚 _二 2寸
下等	巾8寸
一神殿 1等	代金1円 但1本 _二 付10銭
桁行7尺	是、敷居取替用
梁行6尺	大工4人 但敷居仕替
御拜5尺5寸	賃金1円20銭 但1人 _二 付30銭
但屋根小棟切妻	銀杏板5本 長7尺厚1寸3歩
軒高土臺 _{ヨリ} 1丈8尺	代金7円50銭 但1坪 _二 付1円50銭
桁1丈3尺5寸但葺出迄1丈6尺	是、8戸平壁板仕替用
梁1丈尺5寸但前4尺5寸西／裏5尺東	大工10人 戸平仕替 _工
建坪2坪1合8勺	賃金3円 但1人 _二 付30銭
屋根坪10坪7合5勺	銀杏板2坪 長7尺厚7寸
右入用	代金2円 但1坪 _二 付1円
杓4歩板5坪5坪	是、落線仕替用
内30坪 但屋根切妻仕替用	大工4人 但落線仕替用
25坪 同 切伏仕替用	賃金1円20銭 但1人 _二 付30銭
代金22円 但1坪 _二 付40銭	銀杏板5坪 長8尺5寸厚 _二 1寸
大工51人 但屋根仕替1坪 _二 付3人	代金7円50銭 但1坪 _二 付1円50銭
此賃金15円30銭 但1人 _二 付30銭	是、下 _二 板敷仕替等
桂木2本 長5尺5寸	大工8人 但板敷張 _工
6寸角	賃金2円40銭 但1人 _二 付30銭
代金1円60銭 但1本 _二 付80銭	杓板31坪 但7歩板

代金拾8円60銭 但1坪_ニ付40銭
 是ハ、_ハ神殿_{サヤ}雨柱_ケ3方張替用
 大工35人 但サヤ張替
 賃金9円50銭 但1人_ニ付30銭
 2寸釘2,500本
 代金80銭 但1本_ニ付3銭
 大六500本
 代金65銭 但1本_ニ付1厘3毛
 大六300本
 代金45銭 但1本_ニ付1厘6毛
 悉皆サイシキ
 此賃金30円 但受茶積_リ
 人夫100人
 此賃金15円 但1人_ニ付15銭
 一金158円40銭 神殿修繕
 但神殿2坪1合8勺1坪_ニ付平均72円
 内
 金70円10銭 諸伐木代
 金41円30銭 大工賃金
 金1円90銭 釘代
 金30円 サイシキ代
 金15円 人夫賃金
 右之通相違無御座候也
 明治15年11月 村社惣代人
 大分縣令西村亮吉殿
 前書之通修繕仕様目論相立候_ニ付奥印仕候也
 右戸長 新名平蔵
 境内立木取調書
 北海部郡宮河内村
 阿蘇社
 一立木53本
 内
 銀杏9本 4尺廻
 同 11本 3尺廻
 同 4本 5尺廻
 同 4本 6尺廻
 同 5本 7尺廻
 杵 14本

同 3本 4尺廻
 同 4本 3尺廻
 同 5本 2尺廻
 同 1本 6尺廻
 同 1本 5尺廻
 檜_ノ木2本
 同 1本 7尺廻
 同 1本 6尺廻
 モミ_ノ木4本
 同 1本 7尺廻
 同 2本 3尺廻
 同 1本 4尺廻
 右木数取調此段御届申上候也
 明治15年11月8日
 総代人 児矢野豊 八
 中津留友五郎
 平 山定 吉
 大分縣令西村亮吉殿
 前書之通届出候_ニ付奥印仕候也
 右戸長新名平蔵
 ○明治16年1月29日受 庶務課
 明治〃年〃月〃日成案 9等属口野千尋
 令
 書記官
 庶務課長代属
 神社境内立木伐採_ノ義_ニ付回義
 北海部郡宮河内邨阿蘇神社々殿修ノ繕_ニ依_リ
 境内立木伐採_ノ義出願_ニ付其筋ノ御稟申相成
 候處口許_{アル}求_ル局ノ御口届可然見之依_テ御指
 令案左_ニノ相伺候也
 ○案
 庶社地第16号
 書面口届条障碍不相成ノ_テ所、苗木植繼可致
 事
 明治16年1月31日 長官
 ○庶社地第122号 15年7月19日付
 阿蘇社境内立木伐採_ノ義同
 右指令
 書面伺之通
 明治16年1月17日
 内務卿山田顕義

第6節 船木神社（大野郡船田村）

船木神社永続法

一金150圓但船田村、内船木組合醸金一時出金

但年2割此利子金50円

右金願村内有徳者、預ケ置利子金ヲ以テ

維持致シ可申候段上申仕候也

大野郡船田村、内船木組合

寄附人

明治15年8月28日 武藤 今朝五郎 (印)
 武 藤 伊八郎 (印)
 高 野 定五郎 (印)
 徳 丸 鶴五郎 (印)
 徳 丸 庄 治 (印)
 徳 丸 ケサノ (印)
 徳 丸 勝五郎 (印)
 長 峯 金 七 (印)
 長 峯 長次郎 (印)
 徳 丸 品太郎 (印)
 徳 丸 寿三郎 (印)
 長 峯 今五郎 (印)
 後 藤 駒治郎 (印)
 後 藤 佐太郎 (印)
 長 峯 彦 市 (印)
 長 峯 直三郎 (印)
 三 浦 圓 平 (印)
 三 浦 ノ エ (印)
 後 藤 政 七 (印)
 後 藤 庄太郎 (印)
 後 藤 新 治 (印)
 後 藤 庫治郎 (印)
 後 藤 キ ア (印)
 後 藤 嘉平治 (印)
 後 藤 庫 大 (印)
 後 藤 庄 平 (印)
 後 藤 立 平 (印)
 後 藤 澄太郎 (印)
 長 峯 金三郎 (印)
 長 峯 平 次 (印)
 長 峯 長 治 (印)
 長 峯 庄 市 (印)
 後 藤 友五郎 (印)

後 藤 林太郎 (印)
 後 藤 代太郎 (印)
 長 峯 元 治 (印)
 長 峯 長三郎 (印)
 加 藤 吉五郎 (印)
 佐 藤 彦四郎 (印)
 佐 藤 弥五郎 (印)
 佐 藤 亀三郎 (印)
 佐 藤 時太郎 (印)
 池 永 米太郎 (印)
 池 永 伊太郎 (印)
 池 永 徳太郎 (印)

大分縣令西村亮吉殿

右之通ニ付奥印仕候也

右戸長代理筆生

廣瀬健作

15年8月16日

○田口神社分離新設後

一切、事ニ關スル人員届

一35人

但戸主

右田口神社分離新設一切、事ニ開シ、永遠維持
 仕候人員相違無御座候也

明治15年8月28日

信徒惣代 杵冠谷五郎 (印)

宮 城成蔵 (印)

大分縣令西村亮吉殿

右届出相違無之ニ付奥印候也

右戸長

明治15年8月28日

廣瀬健作

○船木神社分離新設

一切、事ニ關スル人員届

一45人

但戸主

右船木神社分離新設一切、事ニ開シ、永遠維持
 仕候人員相違無御座候也

明治15年8月28日

信徒惣代

武藤今朝太郎

後藤 庫太

後藤 嘉平治 (印)

大分縣令西村亮吉殿

右届出相違無之付奥印候也

右戸長代理

明治15年 8月28日

廣瀬健作

○田口神社新築費償却方御届

大野郡船田村

田口組合

一金98円52銭2厘

右、田口神社新築付諸入費金右組合／信徒中一時提出、以償却仕候条此段／御届申上候也

明治15年 8月28日

信徒惣代 杵冠谷五郎 (印)

宮城 誠藏

大分縣令西村亮吉殿

右之通相違無之候也

右戸長代理筆生

廣瀬健作

15年 8月28日

○船木神社新築費償却方御届

大野郡船田村

船木組合

一金119円93銭2厘

右、船木神社新築付諸入費金右組合信徒中一時提／出、以償却仕候条此段御届申上候也

明治15年 8月28日

信徒惣代 後藤嘉平次

佐藤彦四郎 (印)

武藤今朝太

村惣代 後藤 庫太

大分縣令西村亮吉殿

右之通相違無之候也

明治15年 8月28日

右戸長代理生 廣瀬健作

○田口神社船木神社目論見帳添書

田口神社船木神社目論見帳之儀何、同一ノ新築付別途進達不仕候此旨／上申仕候也

明治15年 8月28日 惣代 武藤今朝太郎

後藤 庫太

宮城 誠藏

杵冠 谷五郎

大分縣令西村亮吉殿

前書之通付奥印仕候也

右戸長代理筆生 15年 8月28日 廣瀬健作

○神社新築仕様目論見帳

大野郡船田村

船木組合

一神殿1棟

最寄佛堂

桁行6尺

梁行5尺5寸

但屋根小棟向配7寸5步

軒高土台ヨリ8尺5寸

軒出2尺3寸

建坪9合5勺

内

5合板坪

右仕様地盤水盛地所高低平均地堅、小鮎ノニテ北石突入礎切石1尺角切石2重据入／1ヶ所土臺化粧柱4本化粧桁3本平桁4／本梁1本母屋2本垂木野木24本化粧60本2寸5步送、12本屋根裏板小／割打軒出化粧土居萱茸

一天井移板羽打張

一敷居鴨居長延5尺5寸溝ヲシ

一長延5尺5寸高5尺格子ヲシムソウ仕立

一2坪2合板壁

一金74円64銭2厘 新築費

内譯

金48円20銭7厘 大工方

内

金22円72銭5厘

此譯

杉木4本 長6尺5寸 土臺4寸角

代金80銭 但1本付金20銭

杉木4本 長8尺5寸 柱厚5寸

代金2円 但1本付金50銭

杉木2本 長9尺 向 拝 柱5寸角

代金80銭 但1本付金40銭

杉木6本 長3尺5寸 4寸角 椽柱

杉木2本 長7尺5寸 椽 カマチ

代金30銭 但1本付金15銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

<p> 枋板20枚 長2尺 椽板 巾1尺 厚1尺5寸 代金2円 但1枚_付金10銭 杉木5本 長5尺 キザハシ 4寸角 代金60銭 但1本_付12銭 枋木4本 長6尺 平桁 厚2寸5分 代金48銭 但1本_付金12銭 枋木2本 長8尺 ホコ木 1寸9分角 代金50銭 但1本_付金25銭 枋木2本 長4寸 ホコ木 1寸9分角 代金20銭 但1本_付金10銭 枋木3本 長7尺 地ブク 巾3寸 厚1寸5分 代金60銭 但1本_付金20銭 枋木1本 長6尺 梁 巾6寸 厚3寸5分 代金15銭 枋木2本 長6尺 巾5寸 厚4寸5分 妻大梁 代金50銭 但1本_付金25銭 枋木3本 長1丈1尺 大桁 5寸5分角 代金3円 但1本_付金1円 枋木2本 長3尺 大平塚 巾6寸 厚3寸 代金16銭 但1本_付金8銭 枋木4本 長7尺 頭 檣 巾5寸 厚1寸5歩 代金40銭 但1本_付金11銭 枋木1本 長7尺 這い 厚4寸角 代金40銭 檜木6本 長7尺 芻木 厚4寸角 代金60銭 但1本_付金10銭 杉板3坪 厚4歩 屋根裏 </p>	<p> 代金1円35銭 但1坪_付金45銭 枋木24本 長7尺 野垂 1寸8分角 代金1円20銭 但1本_付金5銭 枋木60本 長4尺 化粧垂木 巾1尺8分 厚1寸6分 代金2円10銭 但1本_付金3銭5厘 枋木2本 長1丈1尺 母屋 4寸角 代金44銭 但1本_付金12銭 枋板1坪2合厚8寸 板敷 代金72銭 但1坪_付金60銭 杉板1坪5合厚4歩天井板 代金67銭5厘 但1坪_付金40銭 杉板2坪式合厚5歩 板壁 代金1円25銭 但1坪_付金56銭9厘 枋木2本 長1丈1尺 廣小舞 巾4寸 厚3寸 代金50銭 但1本_付金25銭 枋木6本 長7尺 サス 4寸丸 代金60銭 但1本_付金10銭 金1円48銭2厘 諸鉄惣代 此訳 6寸釘15本 地ブク枋木3本1本_付5本打 代金4銭5厘 但100本_付金30銭 1寸5歩 釘450本屋根裏杉板3坪1坪_付15 0本打 代金 11銭3厘 但100本_付金2銭5厘 6寸釘72本 野垂木枋木24本1本_付3本打 代金21銭6厘 但100本_付金30銭 5寸釘120本 化粧垂木60本1本_付2本打 代金30銭 但100本_付金25銭 4寸釘180本 板敷枋板1坪5合1坪_付150 本打 代金36銭 但100本_付金20銭 1寸5歩釘225本 天井杉板1坪5合1坪_付 150本打 代金5銭6厘 但100本_付金2銭5厘 2寸釘220本 板壁杉板2坪2合1坪_付100 </p>
--	--

本打
 代金7錢7厘 但100本_付金3錢5厘
 5寸釘30本 広小舞枅木2本1本_付15本打
 代金7錢5厘 但100本_付金25錢
 4寸釘120本 椽板枅木20本1本_付6本打
 代金24錢 但100本_付金20錢
 金24円 大工費
 大工80人 但1人_付金30錢
 但工数80人1坪
 金9円60錢 石工方
 内
 金2円60錢 礎石代
 此訳
 礎石 長1間
 1尺3寸角 8箇
 代金1円60錢但1箇_付金20錢
 但切石礎長延6尺2重据
 礎石尺方 4箇
 代金40錢 但1箇_付金10錢
 但切石柱下荷
 (ママ) 躰込石20荷
 代金60錢 但1荷_付金3錢
 但地堅_×突込1ヶ所
 金7円 石工費
 石工20人 但1人_付金35錢
 内
 18人 礎長延6尺2重1切仕上ヶ迄
 2人 1間_付6人掛
 柱木1人掛
 金5円28錢5厘 屋根方
 内
 金2円81錢
 此訳
 萱52束
 代金1円82錢但1束_付金3錢
 但屋根坪3坪3合
 沓縄1束7番
 代金34錢 但1束_付金20錢
 大竹10本6寸廻_り 屋中
 代金35錢 但1本_付金3錢3厘
 小柄竹3荷 シダレシモト

代金30錢 但1荷_付金10錢
 金2円47錢5厘 大工費
 屋根葺9人9歩但1人_付金25錢
 但屋根坪3坪3合1坪_付3人掛
 金11円55錢 人夫方
 内
 金8円55錢
 此訳
 40人 大工手傳
 賃金6円 但1人_付金15錢
 但大工1人_付5歩掛
 12人 石工手傳
 賃金1円80錢但1人_付金15錢
 但石工1人_付6歩掛
 5人 屋根葺手傳
 賃金75錢但1人_付金15錢
 但屋根葺1人_付5分掛
 金3円 地形人足
 此訳
 20人
 賃金3円 但1人_付金15錢
 但小鮪_付1所20人
 ○一拝殿1棟
 但屋根小棟勾配9寸
 軒高土臺_{ヨリ}8尺
 軒出1尺5寸
 建坪6坪
 但6坪板敷
 桁行3間
 梁行2間
 右仕様地盤水盛高低平均土臺柱_ノ下13ヶ所_付
 10_ト小石_ヲ敷_キ土臺木野_ノ木柱10本柱木化粧萱葺
 一金45円29錢 新築費
 内
 金55円9錢 大工方及築諸品代
 此訳
 杉木13本 長1丈 柱
 4寸5分角
 代金2円40錢但1本_付金18錢5厘
 杉木2本 長3間 土台
 4寸5歩角

代金1円 但1本_ニ付金50銭
 杉木2本 長3間 土臺
 4寸5分角
 代金80銭 但1本_ニ付金40銭
 杉木2本 長2間 梁
 厚6寸
 代金50銭 但1本_ニ付金25銭
 杉木1本 長3間 丑引
 厚8寸角
 代金45銭
 杉木6本 長1丈1尺 サス
 厚5歩角
 代金1円80銭但1本_ニ付金30銭
 杉木4本 長3間2本 桁
 全2間 2本5寸角
 代金1円66銭但1本_ニ付撫_シ41銭5厘
 杉木2本 長5間
 巾5寸 厚1寸5分
 代金1円 但1本_ニ付金50銭
 杉木4本 長3間2本 腰組
 全3間2本 巾8寸 厚8寸
 代金2円 但1本_ニ付撫_シ金50銭
 杉木6坪厚8歩 板敷
 代金3円60銭但1坪_ニ付金60銭
 大工30人 大工費
 賃金9円30銭但1人_ニ付金31銭
 但此工数30人1坪5人掛
 萱204束 屋根
 代金7円40銭但1束_ニ付金3銭6厘3
 但屋根坪14坪6合1坪_ニ付14束
 番繩7束3番
 代金1円46銭但1束_ニ付金20銭5厘
 竹28本5寸回_リ家中
 代金98銭 但1本_ニ付3銭5厘
 小柄作4荷 シモト
 代金32銭但1荷_ニ付金8銭
 作42本 シタレ
 代金42銭但1本_ニ付金1銭
 金1円44銭 鉄物代
 此訳
 4寸釘720本板敷6坪1坪_ニ付120本打

代金1円44銭但100本_ニ付金20銭
 金8円76銭
 此訳
 人夫43人8歩
 賃金8円76銭但1人_ニ付金20銭
 内
 29人2歩 屋根葺人足
 但屋根14坪6合1坪2人掛
 14人6歩 屋根葺手傳
 但屋根葺1人_ニ付5分掛
 一神殿1擦
 一拝殿1擦 田口組合
 但新築仕様目論見等船木組合_ニ異_{メル}事_{ナシ}
 右之通私共立會下積仕候處書面_ノ之通御座候也

明治18年8月28日

信徒惣代 後藤 嘉平次 (印)
 佐藤 彦四郎 (印)
 村惣代 後藤 庫太 (印)
 宮城 誠藏 (印)
 伍長 武藤今朝太郎 (印)
 沓冠 谷五郎 (印)

大分縣令西村亮吉殿

右相違無之_ニ付奥書仕候也

明治15年8月28日

右戸長代理筆生 廣瀬健作

(船木神社神殿前面・側面・拝殿前面・側面・
 神殿拝殿新築地形指図などあり)

第7節 山神社(日田郡大肥邨字真弓谷)
 神社復権願

日田郡大肥真弓谷
 山神社

右_ハ明治8年8月中富郡大肥村郷社天満_江社
 合併義上願仕_ノ居候処右山神社_ハ氏子中_ノ祖
 先_{ヨリ}勸請_シ数百年_ヲ経過_シ今_ノ日_{マテ}賑々敷祭
 典致来候訳_{ニテ}最寄神社江合併候_{テモ}其距_ノ離
 1里余_{ニシテ}他_ニ存在_ノ神社_モ無_之祈雨祈晴等氏
 子三拜_ノ難_ハ無論氏子_ノ者誤_テ小木1朶折
 取_{リテモ}崇_リ成_シ且_ツ神木_ノ名彌_{シタル}樅木静日_ニ
 顛倒_{シテ}直_チ直_立セ_シ事走木_ニ兩_ノ度_之于時文
 化11年11月_{ニテ}末年老_ノ者_ハ了_{セリ}依_テ其砌衆

庶参拝^(ママ) 蟻礼ノ口シト云ヘリ 嚴威ヲ諸祈願ノ成就スルノ神徳ヲ恐幕シ日[◎]月ニ衆庶参拝増員スルニ付代官塩谷ノ代四郎殿ヨリ狐狸ノ人民ヲ惑ハス等ノ所為無之タメ手代志賀森ノ右衛門殿見分トシテ被差向候于時文化14年ノ事ナリ御見分上称ス神明ニ相違ノ無之ニ付益不敬無之様可致段御達アリ依テ前陳之如キ著明ナルノ神社ニ候間特別ノ御詮議ヲ以テ復旧御許可祈成下殿別紙明細ノ夷并ニ永続維持方法夷目論見仕様帳諸繪図相添総代人及ヒノ受持神官連署此段奉願候也

右山神社氏子惣代

- 明治17年1月22日 佐谷野熊太郎 (印)
 - 坂本 要 作 (印)
 - 其田 新 作 (印)
 - 坂本 幸 市 (印)
 - 坂本 繁 次 (印)
 - 山下 彦 次 (印)
 - 石 掣 亜 市 (印)
 - 一ノ宮 喜吉 (印)
 - 一ノ宮 藤吉 (印)
- 右郷殿 子惣代
森山小三郎 (印)
- 右受持伺官
梅原 美楯 (印)

大分縣今西村亮吉殿

前夷出願ヲ廿国建工夫也
右村戸長

明治17年1月22日 井上 清
社進第81号
右之通ニ候也

郡長代理

明治17年11月7日 日田郡書記 林 茂 (印)
○大分縣管下豊後國日田郡大肥村字真弓谷山神社

- 一 由緒 不詳
- 一 創立年月日不詳
文政9年^戊拜殿氏子ノ寄附ニテ改建
- 一 天保元^寅年神殿石祠氏子ノ寄附ニテ建立
- 一 鈴壺^ッ明治8年寄進
寄進主日田郡旧河内村井上範次
- 一 鈴壺^ッ全14年寄進

寄進主日田郡旧河内村井上保次郎

- 一 唐獅子1対文久3年寄進
寄進主日田郡大肥村一ノ宮藤吉
- 一 鳥居明治13年3月寄進
寄進主日田郡大肥村一ノ宮藤吉
- 一 氏子 58戸
- 一 境内 7町18歩 民有地第1種
- 一 小鉾 数10本所々ヨリ寄進但長穂先ヨリ柄後マテ1尺ヨリノ2尺マテ
- 一 拜殿 竪1間半 横2間
- 一 神殿 2尺5寸4面石霸
- 一 大分縣廳マテ26里
以上

○御答書

日田郡大肥村外1村

本月庶社第51号法照會ニ依リ復旧出願ノ神社佛堂信徒及資本全取調候處太肥村字ノ真弓谷山神社ノ義ノ別紙ノ通信徒戸数及資本ノ金届出致其他ノ別紙ノ通届出順条口内実取調ノ順ニ資本金ノ信徒ノ信仰ニ依テ出来スヘキモ信徒ノ百戸以上難出来ニシテ遺憾ノ趣ニ付此段併セテ及御回答順也

明治19年7月1日

右 村

戸長井上 清 (印)

大分縣庶務課 御中

○永続資本寄附届

日田郡大肥村字真弓30

- 一 田1反3畝11歩 持主一ノ宮稻吉 (印)
地價金31円50銭

日田郡大肥村字山口2千461番

- 一 田9町16歩 持主一ノ宮藤吉 (印)
地價金59円91銭

全反別2反2畝27歩

地價金91円41銭

- 一 金12円21銭6里 信徒ヨリ1時寄附
由 記

- 一 金 80銭 井 上 清 (印)
- 一 金 80銭 一ノ宮 藤 吉 (印)
- 一 金 80銭 一ノ宮 善 市 (印)
- 一 金 80銭 坂 本 榮 次 (印)

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

一金	80銭	森山碩造(印)	一金	1銭	半田長八(印)
一金	50銭	井上範次(印)	一金	4銭	堀濱太郎(印)
一金	5銭	井上伴次郎(印)	一金	4銭	堀孫市(印)
一金	20銭	井上清次(印)	一金	2銭	堀徳市(印)
一金	50銭	井上準之助(印)	一金	3銭	石拏豊土(印)
一金	50銭	井上豊一郎(印)	一金	2銭	十時松太郎(印)
一金	1銭	森山四郎(印)	一金	3銭	十時弥一(印)
一金	50銭	一ノ宮弥一郎(印)	一金	4銭	一時九(印)
一金	50銭	山下彦次(印)	一金	3銭	一時安太郎(印)
一金	10銭	森清作(印)	一金	1銭	一時為作(印)
一金	50銭	一ノ宮傳八(印)	一金	1銭	半田卯作(印)
一金	50銭	半田安土(印)	一金	3銭	半田仙市(印)
一金	50銭	其田新作(印)	一金	2銭	半田甚市(印)
一金	50銭	坂本要作(印)	一金	2銭	半田久市(印)
一金	30銭	坂本幸二(印)	一金	2銭	半田武次郎(印)
一金	30銭	佐吾野兼熊太郎(印)	一金	1銭	岩本亀二郎(印)
一金	1銭	主藤々作次(印)	一金	8厘	岩本長市(印)
一金	1銭	主藤和作(印)	一金	3銭	半田義太郎(印)
一金	3銭	諫山林太(印)	一金	2銭	半田重平(印)
一金	2銭	諫山安平(印)	一金	3銭	石拏政吉(印)
一金	1銭	坂本要市(印)	一金	2銭	半田磯市(印)
一金	3銭	坂本常吉(印)	一金	8厘	岩本角(印)
一金	4銭	坂本文七(印)	一金	3銭	立藤市次郎(印)
一金	2銭	坂本磯平(印)	一金	2銭	梅寄谷蔵(印)
一金	2銭	坂本新吉(印)	一金	2銭	梅寄田太郎(印)
一金	2銭	其田利作(印)	一金	3銭	一ノ宮元吉(印)
一金	1銭	坂本梅土(印)	一金	10銭	一ノ宮庄市(印)
一金	2銭	諫山浦太郎(印)	一金	2銭	一ノ宮種吉(印)
一金	1銭	坂本卜ヨ(印)	一金	3銭	山下房吉(印)
一金	8里	坂本豊蔵(印)	一金	3銭	山下弥太郎(印)
一金	1銭	坂本作口(印)	一金	3銭	山下茂市(印)
一金	2銭	坂本次平(印)	一金	8銭	山下作太郎(印)
一金	8厘	坂本半内(印)	一金	2銭	佐吾野丈五郎(印)
一金	2銭	坂本松蔵(印)	一金	2銭	梅原浅太郎(印)
一金	1銭	佐藤勘作(印)	一金	2銭	佐吾野怨平(印)
一金	2銭	堀八百土(印)	一金	2銭	梅原亀二郎(印)
一金	8厘	坂本巳之助(印)	一金	3銭	佐吾野佐市(印)
一金	5銭	其田新蔵(印)	一金	8厘	梅原卷太(印)
一金	1銭	佐藤百次(印)	一金	8厘	梅原惣太郎(印)
一金	5銭	山下豊作(印)	一金	1銭	梅原文(印)
一金	5銭	石拏義太郎(印)	一金	5銭	森山惣太郎(印)

佐藤正彦・下村耕史

一	金	10錢	森山垣太郎 (印)	明治19年7月1日 戸長 井上清 (印)
一	金	5錢	森山友次郎 (印)	○山神社信徒戸主人員届
一	金	5錢	森山勝作 (印)	日田郡大肥村242番地
一	金	5錢	森山源作 (印)	井上清 (印)
一	金	5錢	城戸代作 (印)	全郡全村130番地
一	金	5錢	菅澄土 (印)	一ノ宮藤吉 (印)
一	金	3錢	菅仲一 (印)	全郡全村129番地
一	金	5錢	菅仲蔵 (印)	一ノ宮善吉 (印)
一	金	3錢	菅浅太 (印)	全郡全村89番地
一	金	5錢	堀三次郎 (印)	坂本繁作 (印)
一	金	5錢	堀繁吉 (印)	全郡全村51番地
一	金	1錢	堀忠吉 (印)	森山磯造 (印)
一	金	2錢	堀捨五郎 (印)	日田郡旧河内村296番地
一	金	3錢	堀丈市 (印)	井上範次 (印)
一	金	1錢	堀久平 (印)	全郡全村297番地
一	金	5錢	堀愠次 (印)	井上保次郎 (印)
一	金	1錢	堀伊吉 (印)	全郡全村270番地
一	金	5錢	梅宇幸太郎 (印)	井上清次 (印)
一	金	5錢	梅原八百吉 (印)	日田郡大肥村240番地
一	金	20錢	菅寛平 (印)	井上準之助 (印)
右山神社修繕祭典等永統 _レ 為 _レ 寄附致候義相違無之 _レ 付此段御届申上候也				全郡全村242番地
右寄附主信徒惣代				井上豊一郎 (印)
明治19年7月9日				全郡全村44番地
			一ノ宮 藤吉 (印)	森山四郎 (印)
			一ノ宮 善吉 (印)	全郡全村128番地
			坂本 繁吉 (印)	一ノ宮弥一郎 (印)
			森山 碑造 (印)	全郡全村百32番地
			井上 清 (印)	山下喜次 (印)
			井上 範次 (印)	日田郡権河内邸35番地
			一ノ宮 稻志 (印)	森清作 (印)
			半田 安吉 (印)	日田郡大和郡126番地
			山下 彦次 (印)	一ノ宮傳八 (印)
			坂本 幸一 (印)	全郡全村102番地
			其田 新作 (印)	半田安吉 (印)
			坂本 要作 (印)	全郡全村78番地
			佐吾野 熊次郎 (印)	其田新作 (印)
			一ノ宮 傳八 (印)	全郡全村72番地
大分縣今西村亮吉殿				坂本要作 (印)
右之通相違無之候也				全郡全村73番地
日田郡大肥村外1ヶ所				坂本幸一 (印)
				全郡全村136番地

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

佐吾野熊太郎 (印)	全郡全村93番地
全郡全村67番地	坂本巳之助 (印)
主 藤力作 (印)	全郡全村94番地
全郡全村68番地	其 田新蔵 (印)
主 藤和作 (印)	全郡全村95番地
全郡全村69番地	佐 藤百次 (印)
諫 山林太 (印)	全郡全村96番地
全郡全村70番地	山 下豊作 (印)
諫 山安平 (印)	全郡全村97番地
全郡全村71番地	西拏義太郎 (印)
坂 本源市 (印)	全郡全村98番地
全郡全村74番地	半 田長八 (印)
坂 本常吉 (印)	全郡全村99番地
全郡全村75番地	堀 濱太郎 (印)
坂 本文七 (印)	全郡全村100番地
全郡全村76番地	堀 孫市 (印)
坂 本磯平 (印)	全郡全村101番地
全郡全村77番地	堀 徳市 (印)
坂 本新太 (印)	全郡全村103番地
全郡全村80番地	西 拏耆吉 (印)
其 田利作 (印)	全郡全村104番地
全郡全村81番地	十時松太郎 (印)
坂 本梅吉 (印)	全郡全村105番地
全郡全村82番地	十 時弥市 (印)
諫山浦太郎 (印)	全郡全村106番地
全郡全村83番地	十 時九市 (印)
坂 本トヨ (印)	全郡全村107番地
全郡全村84番地	十時安太郎 (印)
坂 本重蔵 (印)	全郡全村108番地
全郡全村85番地	十 時為作 (印)
坂 本作次 (印)	全郡全村109番地
全郡全村86番地	半 田卯作 (印)
坂 本次平 (印)	全郡全村110番地
全郡全村87番地	半 田仙市 (印)
坂 本半田 (印)	全郡全村111番地
全郡全村88番地	半 田甚市 (印)
坂 本松蔵 (印)	全郡全村112番地
全郡全村91番地	半 田久市 (印)
佐 藤勘作 (印)	全郡全村113番地
全郡全村92番地	半田武次郎 (印)
堀 八百吉 (印)	全郡全村114番地

岩本亀次郎 (印)	全郡全村140番地
全郡全村115番地	佐吾野佐市 (印)
岩本長市 (印)	全郡全村141番地
全郡全村116番地	梅原卷太 (印)
半田幾太郎 (印)	全郡全村142番地
全郡全村117番地	梅原惣太 (印)
半田重平 (印)	全郡全村97番地第2戸
全郡全村118番地	梅原文次 (印)
石松政吉 (印)	全郡全村5番地
全郡全村119番地	森山惣太郎 (印)
半田磯市 (印)	全郡全村53番地
全郡全村120番地	森山恒太郎 (印)
岩本角 (印)	全郡全村54番地
全郡全村121番地	森山友次郎 (印)
主藤市次郎 (印)	全郡全村55番地
全郡全村122番地	森山勝作 (印)
梅崎善蔵 (印)	全郡全村59番地
全郡全村123番地	森山源作 (印)
梅崎由太郎 (印)	全郡全村60番地
全郡全村124番地	城戸代作 (印)
一ノ宮元吉 (印)	日田郡権河内村299番地
全郡全村125番地	菅澄吉 (印)
一ノ宮庄市 (印)	全郡全村300番地
全郡全村127番地	菅仲吉 (印)
一ノ宮種吉 (印)	全郡全村301番地
全郡全村131番地	菅伸土 (印)
山下房吉 (印)	全郡全村303番地
全郡全村133番地	菅浅太 (印)
山下弥太郎 (印)	日田郡大肥村176番地
全郡全村134番地	堀三次郎 (印)
山下茂市 (印)	全郡全村177番地
全郡全村135番地	堀忠吉 (印)
山下作太郎 (印)	全郡全村178番地
全郡全村137番地	堀繁吉 (印)
佐吾豎丈五郎 (印)	全郡全村179番地
全郡全村138番地	堀捨五郎 (印)
梅原浅太郎 (印)	全郡全村180番地
全郡全村139番地	堀文市 (印)
佐吾野怨平 (印)	全郡全村181番地
全郡全村2,138番地	堀久平 (印)
梅原亀次郎 (印)	全郡全村182番地

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

堀 愼次 (印) 一 子夕 5本 代金8錢
 全郡全村183番地 一 入口 1丁 代金3錢
 堀 伊吉 (印) 一 釘 大小 代金50錢
 全郡全村170番地 一 塚 3本 代金10錢
 梅原幸太郎 (印) 一 棟木 1本 代金3錢
 日田郡鶴河内村297番地 一 枝 5坪 代金80錢
 藤原八百吉 (印) 一 大工 10人 此賃金1円50錢
 日田郡大肥村63番地 一 木挽 4人 此賃金60錢
 菅 寛平 (印) 一 左官 1人 此賃金18錢
 合計百6人 一 瓦 100枚 此代1円

右山神社信徒ニ相違無之ニ付此段御届申候也
 明治19年7月9日
 右信徒惣代 一ノ宮藤吉 (印)
 一ノ宮善吉 (印)
 坂 本繁次 (印)
 森 山碩造 (印)
 井 上 清 (印)
 井 上範次 (印)
 井 上清次 (印)
 半 田安吉 (印)
 山 下彦次 (印)
 坂 本幸一 (印)
 其 田新作 (印)
 坂 本要作 (印)
 佐吾野熊太郎 (印)
 一ノ宮傳八 (印)

大分縣今西村亮吉殿
 右之通相違無之候也

日田郡大肥村外1村

明治19年7月1日 戸長 井上清

目論見仕様帳

一 柱 6本 代金20錢
 一 平物 1丁 代金15錢
 一 桁 6本 代金48錢
 一 ヲヒキ 1本 代金20錢
 一 貫 5丁 代金15錢
 一 梁 1丁 代金30錢
 一 垂木 20本 代金40錢
 一 軒桁 2本 代金12錢
 一 ウラカハ 2本 代金6錢
 一 八子キ 3本 代金6錢

一 子夕 5本 代金8錢
 一 入口 1丁 代金3錢
 一 釘 大小 代金50錢
 一 塚 3本 代金10錢
 一 棟木 1本 代金3錢
 一 枝 5坪 代金80錢
 一 大工 10人 此賃金1円50錢
 一 木挽 4人 此賃金60錢
 一 左官 1人 此賃金18錢
 一 瓦 100枚 此代1円

ノ金6円94錢
 右之通候也
 明治17年10月22日
 有口子惣代 一ノ宮藤吉 (印)
 一ノ宮稻友 (印)
 山 下彦次 (印)
 半 田安吉 (印)
 (正面図・風致図あり)

第8節 遙拝所 (日田郡鶴河内村字山崎)

御届

日田郡鶴河内村字山崎

一 遙拝町

右遙拝所復旧出願仕居依處永続資ノ本金不完全ニ付多少財産ヲ寄附スル信徒ノ百戸以上及動産不動産ヲ合セ金額百円以上ノ資本金可出来哉否御取調ノ趣承知ノ仕候然ルニ信徒百戸以上及資本全百円以上ナル事難出来口候依テ此段及御届候也

右信徒惣代

明治19年7月6日

伊藤勘次 (印)

伊藤百次 (印)

戸長井上清殿

御届

日田郡鶴河内郡字皿山

一 遙拝所

右遙拝所復旧出願仕居候處永続資本金ノ不完全ニ付多少財産ヲ寄附スル信徒百戸以上ノ及動産不動産ヲ合セ金額百円以上ノ資本ノ金出来哉否御取調ノ趣承知仕候然ルニ信徒ノ百戸以上及資本全百円以上ナル事難出来候ノ依テ此段及御届候也ノ

明治19年7月9日

右信徒惣代 黒木興市(印)
柳瀬七郎(印)

戸長 井上清殿

○伊勢遙拝所復舊願

日田郡大肥村字竹本ノ遙拝所

右明治8年当村郷社天満社ノ合併ノ義上願仕御許ノ可相成居候處石遙拝所ノ氏子ノ祖先中数百年前ヨリノ別紙明細書ノ記載ノ地ヲ以テ今日マテ祭典及ヒ修繕等ノ致来リ候得共何分境内狹蕪ニ付更ニ明細書ノ記載ノ境内ニ移転復舊上願仕祭典仕度候尤モ御許可ノ上ノ者別紙目論見ノ通リ拜殿新築シ一層不敬無之様永遠維持仕度ノ候依テ明細書永続維持方法書并ニ諸繪圓相添奉願ノ候也

右遙拝所氏子惣代

明治17年10月22日 坂本幸市(印)
其田新作(印)
坂本要作(印)
坂本繁次(印)

右村郷社氏子惣代

石井清市(印)

右受持祠官

梅原美楯(印)

大分縣今西村亮吉殿

前書出願ニ付奥書候也

右村戸長

明治17年1月22日 井上清(印)

社進第95号

右之通ニ候也

郡長代理

明治17年1月8日 日田郡書記 林茂(印)

○大分縣管下豊後國日田郡大肥郷字竹本

伊勢遙拝所

一 由緒 不詳

一 拜殿 竪2間 横2間

一 境内 30坪

民有地第1種持主 坂本要作

一 氏子 28人

一 大分縣廳迄25里10丁

○永続維持方法書

豊後国日田郡大肥村字竹本577番

一 田2畝 民有地第1種持主坂本要作
此地價金6円2錢従前氏子中ノ寄附
此地租金15錢1厘

豊后国日田郡大肥村字込鶴1055番

一 田2畝22歩 民有地第1種持主坂本要作
此地價金15円37錢従前氏子中ノ寄附
此地租金38錢4厘

豊后国日田郡大肥村字真弓谷220番

一 田8畝28歩 民有地第1種持主其田新作
此地價金21円5錢此節寄附但人各添川
但人名簿添
此地租金52錢6厘

一金1円 此節寄附但人名簿ノ右1帳ニ製
右二竿ノ地所ニテ是迄祭典并ニ修繕致来候得共
尚一層ノ祭典修繕永遠維持ノ為田地及金此節
更ニ寄附シ合セノ不敬無之様維持可仕候処相違
無之候也

明治17年10月22日 右氏子惣代

坂本幸市(印)

其田新作(印)

坂本要作(印)

坂本繁次(印)

大分縣令西村亮吉殿

右之通相違無之候也

明治17年10月22日 右村戸長

井上清(印)

寄附人名簿

日田郡大肥村字竹本

一金2円50錢 其田 新三
一金1円30錢 佐藤 百二
一金1円30錢 坂本 重平
一金1円30錢 佐藤徳太郎
一金2円 堀 八百吉
一金2円 坂本 繁次
一金1円50錢 坂本 孳藏
一金1円50錢 坂本 次平
一金1円30錢 坂本 作次
一金1円30錢 坂本 半内
一金2円 其田 利作
一金1円30錢 坂本 桶七

一	金 1 円30銭	坂本 源吉
一	金 1 円50銭	諫山 磯吉
一	金 1 円30銭	坂本 新六
一	金 3 円20銭	其田 新作
一	金 2 円	坂本 恒吉
一	金 3 円	坂本 幸市
一	金 1 円30銭	立藤 和作
一	金 1 円30銭	立藤 藤作
一	金 1 円50銭	諫山 安平
一	金 1 円60銭	諫山 林太
一	金 2 円50銭	坂本 文七
一	金 3 円	坂本 要作
一	金 1 円30銭	坂本 周平
一	金 1 円30銭	坂本 源市
一	金 1 円30銭	其田 永二
一	金 1 円30銭	坂本 豊藏
	ノ金40円	

右、今般竹本伊勢遙拝処復舊上願、付永続維持、為前頭之通寄附仕候処相違無御座候也

右惣代

明治17年10月22日 坂本 繁次 (印)

(正面・側面図面あり)

目論見仕様帳

一	柱	14本	代金	1 円12銭
一	平物	2丁	代金	60銭
一	桁	4本	代金	60銭
一	貫	13丁	代金	39銭
一	梁	2本	代金	60銭
一	ヲヒキ	2本	代金	40銭
一	ヲヒキ	24本	代金	24銭
一	入レ口	8丁	代金	24銭
一	椀梁	10本	代金	25銭
一	板	20本	代金	6 円
一	草	250 <small>(マ)</small> 肥	代金	3 円75銭
一	棟木	6本	代金	18銭
一	釘	大小	代金	2 円
一	大工	70人	代金	11円50銭
一	木挽	30人	代金	4 円50銭
一	屋根師	10人	代金	2 円
一	竹	10本	代金	70銭
一	縄	5肥	代金	65銭

右之通候也

遙拝所氏子惣代

明治17年10月22日 坂本要作 (印)

坂本幸市 (印)

其田新作 (印)

坂本繁次 (印)

(風致図面あり)

第9節 伊勢遙拝所

(日田郡鶴河内村字皿山)

伊勢遙拝所復舊願

日田郡鶴河内村字皿山ノ遙拝所

右、明治9年當村小廉田神社、合併之義ノ上願仕御許可相成居候処、右氏子12戸、當村内ニテ最モ僻陋之地ニシテ合併候テハ、參拜ノ不便ハ措キ氏子中祖先造立、從來ノ祭典、備金モ有之是迄不敬無之様祭典致、来候得共境内狹隘テ付更ニ別紙明細書ニ記ノ載地所、移轉復舊上願祭典仕度候尤復ノ舊御許可、上ノ拝殿新築致、向後不行届ノ無之候様維持仕度候依テ永続方法書并ニ新築繪圖目論見仕様帳相添此段奉願候也

右遙拝所氏子惣代

明治17年10月22日 坂本新六 (印)

坂本傳吉 (印)

黒木伐七 (印)

若八幡氏子惣代

黒木興市 (印)

伊藤勘次 (印)

坂本寛平 (印)

右受持神官

橋本足也 (印)

大分縣令西村亮吉殿

前書出願、付奥書候也

右村戸長

明治17年10月22日 井上 清 (印)

社進第76号

右之通、候也

郡長代理

明治17年11月6日 日田郡書記 林 茂 (印)

○大分縣管下豊後國日田郡鶴河内村字皿山

- 一 由緒 不詳
- 一 拝殿 竪2間 横2間半
- 一 境内 90坪 民有地第1種持主坂本新六
- 一 氏子 11人
- 一 大分縣廳迄27里15丁

- 伊勢遙拝所
- 一 棟木 1本 代金 3錢
 - 一 板 35坪 代金 6円30錢
 - 一 小割板 2間 代金 60錢
 - 一 松板 4坪 代金 1円40錢
 - 一 平物 1丁 代金 60錢
 - 一 竹 2,000斤 代金 1円40錢
 - 一 草 300把 代金 4円50錢
 - 一 釘 大小 代金 3円
 - 一 大工 90人 此賃金 13円50錢
 - 一 木挽 12人 此賃金 1円80錢
 - 一 屋根師 20 此賃金 3円

以上

○永続維持方法書

- 一 金30円 従来ヨリ備金
- 一 金70円 此節寄附金

右ハ従来ヨリ金30円利朱ヲ以テ毎年祭典ハ無論修繕ノ等是迄維持致来候処今般更ニ金70円ニ寄附シ合セテ以テ利倍增植シ爾後祭典修繕等一層不敬無之様可致ノ候右ノ通相違無之候也

右氏子惣代

明治17年10月22日 坂本新六 (印)
坂本傳吉 (印)
黒木伐七 (印)

大分縣令西村亮吉殿

右之通相違無之候也

右村戸長

明治17年10月22日 井上 清 (印)

目論見仕様帳

- 一 柱 12本 代金 96錢
- 一 平物 10丁 代金 3円
- 一 桁 5本 代金 1円20錢
- 一 ヲヒキ 3本 代金 60錢
- 一 貫 10丁 代金 30錢
- 一 梁 3本 代金 90錢
- 一 角木 4本 代金 60錢
- 一 垂木 100本 代金 2円
- 一 軒桁 8本 代金 40錢
- 一 ウラカワ 8本 代金 24錢
- 一 八子キ 10本 代金 20錢
- 一 根太 10本 代金 10錢
- 一 入口 3丁 代金 9錢
- 一 天井フチ 7本 代金 14錢
- 一 塚柱 3本 代金 10錢
- 一 杈梁 10本 代金 25錢

右之通ニ候也

遙拝所氏子惣代

明治17年10月22日 坂本傳吉 (印)
黒木伐七 (印)
坂本新六 (印)

○寄附人名簿

日田郡鶴河内村字皿山

- 一 金 8円 坂本新六
- 一 金 7円 黒木興市
- 一 金 8円 黒木才七
- 一 金 8円 坂本傳七
- 一 金 6円50錢 柳瀬七郎
- 一 金 5円 柳瀬伸吉
- 一 金 7円 坂本源平
- 一 金 6円50錢 黒木一郎
- 一 金 4円50錢 黒木半一
- 一 金 4円50錢 小袋兼吉
- 一 金 5円 坂本辰藏
- 一 金 70円

右ハ今般皿山伊勢遙拝所復舊上願ニ付永続維持ノ為前頭之通寄附仕候処相違無御座候也

右惣代

明治17年10月22日 坂本新六 (印)
(正面・側面・風致図面等あり図)

第10節 八所神社

(下毛郡中津町字畑上ノ町)

明治33年4月10日成案

神社移轉□□□□ノ件

下毛郡中津町村社八所神社ノ移轉之儀主

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

□省、稟中相成候／別紙、通願許相成□□御指／令案左、相伺候也

案
大分縣指令第386号14

下毛群中津町字高畑上ノ町
村社八所神社
社掌重拏 林
氏子總代

荒木貫一
外3名

明治32年11月14日付願八所神社移轉之件願届、

但移轉□、上、更、明細帳調製／差出スヘシ
明治33年4月

大分縣知事
内務省措令甲第一読

大分縣

○本年2月1日付収一第386号

稟申八所神社移動、件聞届、

明治33年4月4日

内務一大臣候爵西郷従道
大蔵大臣伯爵松方正義

○明治33年3月6日

社寺局長、回答按

収一第三八六号

□、在日付分申第10号、□御□／会相成候八所神社移轉地々／種目、□殿調共處耕地畑、有／之候有有様弓□相成候此段及／御□候也

明治33年3月

大分縣知事
社寺局長宛

○部、中津町八所神社移轉／先、地目不判明、趣、以、取／調方収一第386号、二、以、御／照会、旨了承即、取調□處左記、通、有之候右及御回答

／候也

明治33年3月3日

下毛郡長鶴田正義（印）

内務部長

大分縣書記官丸山重俊殿

八所神社移轉地、目 畑

明治33年3月

大分縣知事

社寺局長宛

○部、中津町八所神社移轉先、地目不判明、趣、以、取／調方収一第386号、二、以、御／照会、旨了承即、取調□處／左記、通、有之候右及御回答

／候也

明治33年3月3日

下毛部長紐田正義（印）

内務部長

大分縣書記官丸山重俊殿

八所神社移轉地、目 畑

明治33年2月26日成案

○神社移轉地種取調、件

収一第386号、二、貴郡中津町村社八所神社／移轉、□□、□□、□□、候處／右、移轉□、地種目□判□有之／□有御取調□□御調査相成度／此段及照会候也

明治33年2月

内務部長

下毛郡長宛

○分甲第10号

本月100付収一第386号、以、八所神／社移轉之義、付御稟申相成、處右、／移轉先現在、地種目其所、付御取調、上回答有之度此□及照会候也

明治33年2月21日

社寺局長□□□六郎（印）

大分縣知事鈴木定直殿

○明治33年1月31日成案

神社移轉願進達、件

八所神社移轉願、付稟申

縣下下毛群申中津町大字高畑上、丁、村社八所神社移轉之儀別紙、通／出願、付取調候處現社地、湿地／ニシテ建物腐朽、且、風致上社地、適、以、移轉、要、次、有之／候間願書許可致度此段稟／申程也

明治33年1月

大分縣知事

内務大臣宛

○八所神社移轉願

大分縣豊前國下毛郡中津町字高畑上ノ丁

村社 八所神社

一祭神 天照皇大御神 別雷神
 天兒屋根命 應神天皇
 宇迦御魂神 速須佐男尊
 表筒男之命 底筒男之命
 中筒男之命 武御名方神

一由結 不群明治5年村社ニ列セララル

一社殿 竪3間横2間

拜殿竪11尺横12尺

一境内 153坪 官有地第1種

一氏子 102戸

一発日 旧6月9日10月9日10日

一移轉ノ場所

大分縣下毛郡中津町字高畑下ノ町

第2192番地

一移轉社地境内 169坪

右神社之義ハ前記肩書ノ場所ニ鎮座被為在候
 處全所ハ湿氣地ニシテ建ノ物腐朽致易ク社地ニハ
 甚ダ不適當ノ場所ノ有之候然ルニ前記朱書ノ場
 所ハ乾燥ノ清潔ニシテ風致モ宜敷尤モ社地ニ適當
 ノ有之候ニ付全1所ニ移轉致度候間御許可ノ
 被成下度神社移動及維持方法書並ニ繪図面ノ
 近隣之承諾書等相添ヘ此段奉願ノ候也

明治32年11月14日

大分縣下毛郡中津町字高畑

八所神社々掌 重松 林 (印)

八所神社氏子総代

大分縣下毛郡豊田村

荒木貫一 (印)

同縣同郡中津町字高畑1290番地

山川東藏 (印)

同縣同郡中津町2011番地

川崎佐太郎 (印)

同縣同郡中津町2007番地

久持勝之助 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

右出願ニ付奥書候也

明治32年11月14日

下毛中津町長 奥平 貞 (印)

収甲一第191号

右之通候也

明治33年1月25日

下毛郡長 鶴田正義

承諾書

今般八所神社下毛郡中津町字高ノ畑下ノ町第
 2192番地ハ御移ノ轉ニ付テハ私共ノ希望スル所ニシテ
 ノ元ヨリ異存無之義ニ有之候間承諾ノセシ事ヲ証
 スル為記名捺印スル者ノ也

明治32年11月13日

大分縣下毛郡中津町字高畑下ノ町

矢野 円 平

大分縣下毛郡中津町字高畑下ノ町

村上三右エ門

同縣下毛郡中津町字高畑下ノ町

大谷 格 造

○神社移轉及維持方法書

一移動費用ハ氏子一同ニテ支弁スル事

一社有財産現在金壹百貳拾五圓ヲ有利

預ケト為シ之ヨリ生ズル利子ヲ増殖シノ維持費ニ

充ツルモノトシ尚ホ水火災等ノ為ニ邦常ノ破損

ヲ来シ巨額ノ修繕ノ費ヲ要スルトキハ一般氏子ノ

寄付金ヲ以テスルモノトス

(社殿と拜殿の正面・側面図等あり)

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

八所神社本殿新築設計書

一金81円16銭

内訳

材木名称	長寸尺	巾及厚寸尺	負數	單價	小計
トダイ杉	10尺	4寸角	5本	80銭	4円
ハシラ杉	9尺	3寸6分角	7本	40銭	2円10銭
ソデハシシラ杉	6尺	3寸4分角	1本	30銭	60銭
アガリガマチ松	9尺5寸	巾6寸/3寸2分	1本	90銭	90銭
マクサ松	9尺5寸	巾7寸/厚3寸2分	1本	1円	1円
チエダンガマチ松	9尺5寸	巾6寸/厚3寸2分	1本	90銭	90銭
ザイタ松	6尺	巾8寸/厚1寸	3坪	70銭	2円10銭
トヲシ貫杉	12尺	巾3寸6分/厚8分	10丁	12銭	1円20銭
根ダイホ杉	9尺	末口4寸丸	3本	30銭	90銭
根ダイカケ松	9尺	巾4寸/厚1寸	2丁	8銭	16銭
梁松	10尺	末口5寸丸	3本	1円50銭	4円50銭
桁木杉	11尺	巾5寸/厚4寸	3本	2円40銭	7円20銭
モヤ木杉	11尺	3寸6分角	2本	60銭	1円20銭
棟木杉	11尺	4寸角	1本	60銭	60銭
タルキ杉	8尺	巾2寸5分/厚1寸3分	26本	16銭	4円16投
廣小舞杉	11尺	巾3寸8分/厚8分	3丁	7銭	2円10銭
屋根裏板杉	6尺	巾8寸/厚4寸	6坪	60銭	3円60銭
瓦座板杉	11尺	巾1寸5分/厚1寸	3本	3銭	9銭
ハフ板杉	9尺	巾5寸/厚1寸	2枚	10銭	20銭
全	5尺	巾5寸/厚1寸	2枚	7銭	14銭
品板杉	5尺	巾2寸/厚1寸	2枚	3銭	6銭
全	9尺	巾2寸/厚1寸	2枚	5銭	10銭
キツレコヨシ戸	6尺	巾1寸	2枚	1円50銭	3円
大小釘			1貫目	5銭5厘	55銭
大工			30人	50銭	15円
手傳夫			10人	30銭	3円
築石			1坪2合	60銭	72銭
築手間			"	70銭	80銭
切石	3尺	巾5寸/厚4寸	7間	50銭	3円50銭
切石工敷手間				30銭	60銭
石工手傳夫			2人	30銭	60銭
瓦壺切			850枚	1銭4厘	8円14銭
壁全			6坪	1坪60銭	3円60銭
屋根フキ手間			5坪	1坪30銭	1円50銭
杓皮			15坪	1坪6銭	90銭
押へ竹	6寸		6本	5銭	30銭
屋根漆喰一切					2円

八所神社拝殿新築設計書

一金22圓3錢5厘

内訳

材木名称	長寸尺	巾及原寸尺	負數	単價	小計
柱杉	11尺	5寸角	2本	1円20銭	2円40銭
カマチ杉	6尺	巾8寸/厚4寸	2本	50銭	1円
座板杉	6尺	巾8寸/厚1寸	2坪	80銭	1圓60銭
根太木杉	6尺	末口4寸丸	3本	10銭	30銭
桁木杉	6尺	巾7寸/厚5寸	2丁	50銭	1円
棟木	6尺	4寸角	1本	30銭	30銭
母屋木杉	6尺	4寸角	2本	30銭	60銭
タルキ杉	10尺	巾2寸2分/厚2寸	14本	7銭	98銭
ヒロコマイ杉	6尺	巾4寸/厚1寸	2枚	6銭	12銭
裏板杉	6尺	巾8寸/厚4分	3枚	50銭	1圓50銭
大小釘			500目	5銭9厘	27銭
大工			10人	50銭	5円
瓦壱切			400枚	1枚1銭4厘	4円16銭
杉皮			5坪	1坪6銭	30銭
フキ手間			1尺	50銭	50銭
屋根漆喰壱切					2円

○仕様目論見書

一 地盤ヲ水平ニ樋シ巾1尺深1尺ヲ堀リ栗石ヲ以テ突キ堅メ石垣高サ3尺5寸其上ニ切石ヲ据付テ添ノ喰ヒニテ塗り土台4寸角敷廻柱面ヲ堀リ高サ8尺5寸/寸柱3寸8分角上下柄付貫面ヲ堀リ通シ貫巾/3寸8分厚8分根太木杉5寸口通り宣ヲ削リ座板/両方通り宣ヲ削リ上ハカンナ削リ正2寸釘板巾3/寸内打付ヘシ桁巾5寸厚4寸ニテ柄穴ヲ堀リ貫巾/2寸5分厚1寸3分正3寸5分釘ニテ乘リ毎ニ打/付ヘシ廣小舞巾3寸8分厚8分正1寸5分釘/打付ヘシ屋根板巾8寸厚サ4分トモ面削リ重ネ張り/ニテ打付ケ瓦座1寸5分1寸乘リ毎ニ打付「ハブー」/5寸厚1寸瓦葺漆喰軒先5枚付テ棟下3枚/ハ漆喰其他手落ナキ様仕上リベシ

第11節 天満社

(大分郡高田町大字丸亀字宮ノ前)

明治32年10月30日成案

神社移轉ノ件

庶一第155号

神社移轉ニ付稟議

管下大分郡高田村無格社天満社ノ移轉願書別紙提出ニ依リ遂調/査候處願人申立、通事実相ノ違無之認メ候條聴許/致度此段及稟議候也

知事

内務大臣宛

○一庶第306号

部内高田村無格社天満社信徒総代ノ列ヨリ該社移轉ノ義出願ニ付テ取調/候処右ノ理由ニ申述ル通事實不ノ得已次第ニ候条別紙書願及執ノ達候也

明治32年5月6日

大分郡長狭間重垂 (印)

大分縣知事押川則吉殿

○神社移轉願

大分郡高田村大字丸亀字宮ノ前

一 無格社天満社

有ハ是レ迄堤防上ヲ以テ社地境内ノ相成居候處ノ明治27年9月11日洪水ノ際社宇拝殿悉皆流ノ失仕候尤モ暴風洪水ノ都度障碑不小到底談ノ所ニテハ在續見込難相立候条今回信徒中協議ノ上同大字字中鶴349番地買入本社名ノ受トシ

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

此地、移轉新築仕度候条何卒御許／可被成下
度依、新築仕様目論見及、圖／面永續方法書
等相添、此段奉願候也

大分郡高田村大字丸亀右信徒惣代
明治32年10月18日 得丸 改蔵 (印)
岡松 準平 (印)
中村梶太郎 (印)
右社掌
大神威三郎 (印)

大分縣知事鈴木定直殿
前書之通願出、付奥印候也
明治32年10月18日高田村長中村四郎 (印)
理由書

大分郡高田村大字丸亀
一無格社天満社
右神社明治24年12月新築起工同25年5月／竣
工落成、處去、明治27年9月11日洪水、為、
社地穿崩社殿悉皆流失仕候条其後直新／築可
致到、是、迄堤防上面、以、社地境内、相成、
居、候義、全、暴風洪水、際樹木建物等有、之
候、愈損害不少候、依、今回信徒中協／議、上
更、同村同大字字中鶴耕地貳畝歩買、入新築
可致義、有、之候此段理由上申仕候、也

大分郡高田村大字丸亀右信徒惣代
明治32年10月18日 得丸 改蔵 (印)
岡松 準平 (印)
中村梶太郎 (印)

大分縣知事鈴木定直殿
○承諾書
大分郡田村大字丸亀
一無格社天満社
右神社今回隣地字中鶴349番地、建築、仕候、
付、私共、於、更、故障等無之素、同、意仕
居候義、有、之候此段連署上申仕候也

右隣地
明治32年10月18日 二宮 儀市 (印)
十時惣治郎 (印)
岡松弼一郎 (印)
岡松 準平 (印)

○永續方法書
大分郡高田村大字丸亀

無格社天満社

一本社、毎年二回例祭、執行、其祭資料、信徒
／中、醱集、
一本社、神殿拝殿、修繕建築等、其都度信徒、
中協議上之、執行、
一本社、神殿拝殿及境内等、掃除、常、不潔無之
様、信徒中、於、精々注意施行、
一本社、關係事件及附属品等、凡、信徒總代、
於、之、監督保護、
右永續方法相違無之候也

右信徒総代

明治32年10月18日 得丸 改蔵 (印)
岡松 準平 (印)
中村梶太郎 (印)

○無格社天満社拝殿建築仕様目論見帳

一拝殿1棟 桁行3間梁行2間
此建平6坪

右仕様地盤水位高低平均地堅、尺方石2重敷
廻、材木、凡、松杉仕舞、瓦葺、為、事

右入用

名称	品数	長巾
尺方石	25間	厚巾各1丈
杉土台	6挺	5寸角9尺4寸 全2間4丁
杉柱	10本	長15尺5寸角
松平物	4挺	長3間厚5寸巾1尺
全上	4挺	長2間厚5寸巾1尺
松丸木	2本	長3間末口6寸
松角	2挺	長3間厚4寸巾5寸
全上	2挺	長2間厚4寸巾5寸
松丸木	4本	長2間末口6寸
松角	4挺	長1間厚4寸巾7寸
貫	20挺	長2間厚3寸巾5寸
杉角	5挺	長9尺4寸角
松垂木	56挺	長9尺2寸角
口板	1坪	長1間厚1寸
杉板	25坪	長1間厚4分
松板	7坪	長1間厚1寸
松丸木	22本	長2間末口4寸
瓦	3,500枚	1間7枚葺

無格社天満社神殿建築仕様目論見帳

一神殿 1棟 桁行 5尺 梁行 4尺

此建 5合 6勺

右仕様地盤水位地高低平均シ深サ 4尺 長 5尺 5寸 巾 4尺 / 5寸 堀上ケ松杭長 4尺 末口 3寸 角各角ハ拾本宛打込ニ此上ヲ栗石 / 3和ニテ厚 1尺 煉堅メ尺方石ヲ据付テ周囲築上ケ地下 3重 / 地上 5重 総テ八重ニ築上ケ其内ハ三和堅メト為シ 其上ニ龜服 / 石ヲ据ハ付テ材木ハ凡ソ檜仕舞ト為シ 銅葺トナシテ通常 / 神殿造リト為ス事

右入用

名称	品数	長幅
松丸木	40本	長 4尺 末口 3寸
石灰	10俵	
尺方石	24間	厚巾各 1尺
栗石	200貫	
真土	1坪	
檜角	4丁	長 5尺 厚 4寸 巾 5寸
全上	4丁	長 7尺 4寸 5分角
全上	2丁	長 11尺 4寸角
全上	4丁	長 5尺 厚 4寸 巾 7寸
全上	2丁	長 4尺 厚 4寸 巾 7寸
全上	2丁	長 10尺 4寸角
全上	3丁	長 10尺 3寸角
全上	1丁	長 5尺 厚 4寸 巾 7寸
全上	1丁	長 4尺 厚 4寸 巾 7寸
檜板	3坪	長 1間 厚 1寸
全上	4坪	長 1間 厚 7分
檜角	5丁	長 6尺 4寸角
檜板	5坪	長 6尺 厚 5分
檜角	5丁	長 7尺 3寸角
銅板	85枚	長 2尺 巾 1尺 2寸

(神殿側面・拝殿正面図あり)

第12節 武山神社

(北海部郡中白杵村大字武山)

明治33年 5月29日成案

内務大臣回申之件

収 1 第204号

社地移轉願出ニ付稟申

縣下北海部郡中白杵村大字武山村社 / 武山神社 々地移轉之儀別紙 / 通 / 御願ニ付調査候處

事實無□□ / 到在候条願書付又趣□此段稟申候也

明治33年 5月

大分縣知事

内務大臣宛

社地移轉願添申

本郡中白杵村大字武山字駄原鎮座村社武山 / 神社氏子惣代人居該社神殿テリ□□之通リ社 / 地移轉願差出ニ付□□調査□處事實 / 出願之通事情不□モノニ□且移轉スヘキ平場所 / 一□□ / ケ所ニ比シ稍々廣闊□□ニシラ具□ / □□ニ□モ □□ 3 □□下□□□条□□ / 就相成到此段 添申候也 /

明治33年 5月 6日

北海部村殿長高口利明 (印)

大分縣知事 鈴木定直殿

○社地移轉願

北海部郡中白杵村大字武山字駄原鎮座 一村社武山神社

一祭神 菅原神二柱 大己貴命 2柱
八衢此売命 八衢比古命
素戔鳴命 稲田姫命
久那斗命

一由緒 菅原神一柱 本村字東ニ又一柱
ハ字大園東ニ素戔鳴中間同姫命
2柱ハ字祇園ニ / 大己貴命 2柱ハ
字祇園平ニ八衢此売命八衢比古
命□神体□□ハ□ / 辻尾ハ鎮座
ナリシテ明治9年4月許可ヲ得テ本地
ハ合併遷座□□ス

一社殿 豎 1間 横 1間

一境内 150坪 民有地第 2種

一氏子 125戸

在神社在来、建物前記、通リ有之候處現今ニ至リテ誌テ腐朽□ / 完全、修繕出来難ク然ル該敷地ハ武山山麓ニ位シ斜面、處多、為 / メニ敷地地均等難工事ニシテ縦令神殿等改築スルヒ安全、□□得 / 難ク加フルニ道路浚坂ニシテ参拝上、不便不勘候ニ付今般□ニ別紙 / 工事図面箇所ハ社地ヲ移轉シニ□□□及ヒ 4号面、通リ / 改築仕リ度尤モ移轉

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

スベキ地所へ石神社氏子某ノ所有ニ係ル□□ノニシテ
 現今ノ社地ヲ距ル催カニ式丁地勢丘陵ヲナシ頂上自
 ヲ平坦地□ノ仰オキ山嶽ヲ望ミ伏シテ溪流ニ面シ自
 然風致ニ富ミ工事ニ亦ノ障碍ナリ殊ニ白杵ヨリ犬飼
 ニ通ル道路ニ沿ヒ参拝ノ便利ノ極メテ宣敷相見込
 候尤モ移轉御許可ノ上ハ在敷地ハ全テノ寄附可致
 事ニ論議相ヒ整ヒ候尚又将来ニ於テ雖持挽ノノ
 義ハ別紙方法書ノ通リ計画相整ヒ候条□意御□
 □ノ致□可度即テ絵図面相添ヘ神職連署此段
 奉願ノ候也
 明治33年3月29日

氏子総代人 渡邊三来蔵 (印)
 阿部 里治 (印)
 江藤左登美 (印)
 児玉寮五郎 (印)
 右神社々掌 橋本 浦 (印)
 大分縣知事鈴木定直殿
 第7号
 前書出願ニ付奥印仕リ候也
 明治33年3月29日
 中白杵村長 糸永専五郎 (印)

神殿新築目論見書

一檜木	6本	長1丈1尺	7寸5分角	桂木
一栗木	6本	長1丈	4寸8寸角	土台
一松木	4本	長1丈7寸	5寸8寸5分角	桁木棟木
一全木	4枚	長1丈6尺	巾1尺5寸	破風板
一全木	10枚	長1丈	巾3寸厚5寸5分	長押
一銀杏木	150本	長2間	巾1丈6尺厚1寸8分	垂木
一タブ木	3本	長1丈1尺	巾1尺厚6寸	□梁
一梨木	8本	長6尺	8寸角	榘木
一檜木	4本	長1丈7尺	巾4寸厚5分角	木茶茅茶
一全木	4本	長1丈2尺	3寸5分角	□□木
一杵木	10本	長4尺	5寸角	椽木
一杵木	3坪	長6尺5寸	厚2寸	椽板
一松木	4本	長1丈	2寸5分角	□檣
一杵木	5本	長1丈	3寸5分角	木□板
一全木	15間	長6尺3寸	厚4寸	□□□□□□
一全木	6間	長8尺	厚1寸	壁板

右木材代金120円

一瓦	2,500枚	代金37円50銭
一西洋釘	10貫目	代金6円50銭
一石灰	15俵	代金1円50銭
一種油袋	2貫目	代金2円50銭
一苔	5貫目	代金6円
一柱石	30間	代金20円
一大工手間	300人	代金120円
一左官手間	50人	代金20円
一石工手間	120人	代金48円
合計金		380円

拝殿移轉目論見書

一大工手間 30人 代金12円
 一左官手間 5人 代金2円
 一石工手間 5人 代金2円
 一雑大運搬手間 80人 代金32円

右手間代金48円

総計428円

内金428円 氏子1錢ヨリ寄附金〇円

右之通ヨリ相違無之候也

右氏子総代人

明治33年3月29日 渡邊三来蔵 (印)
 江藤佐登美 (印)
 阿部 里治 (印)
 奥玉登五郎 (印)

村社敷地寄附証書

北海道郡中白杵村大字武山字笹川道上2629番一畑5畝21歩

右地所今般氏子一致、協議ヲ以テ武山共有地ト定メ、神殿及ヒ拝殿ノ等新築致ス様成候ニ就テハ、右地所神社移轉御許可上ハ、異議ナリ寄附可仕仍テ如件

北海道郡中白杵村大字武山664番地

明治33年3月29日

右地所持主 渡邊吉五郎 (印)

承諾証書

北海道郡中白杵村大字武山字笹川道上2629番一原野壹畝歩

全郡全村大字全所字全所2625番地

一山林壹畝歩

右地所ハ、新社地、両隣ニ有之候ヨリ耕地ニテ無之故家造ノ建築聊々故障無之候仍テ如件

北海道郡中白持村大字武山370番地

明治33年3月29日

右山林原野持主 奥玉辨治 (印)

(現今社地全図あり)

現社地全図

移轉スベキ社地全圖

一村社武山神社

改築図面

(神殿と拝殿の平面・側面・社地図等あり)

明治33年7月24日成案

第13節 山神社

(東国東郡武蔵町大字成吉村字清末)

明治33年6月28日成案

神社1件

御指令、件

東国東郡成吉蛭子社山神社移轉ノ、件當テ内務大臣稟議相成候處ノ許可相成ニ付御指令案左ニ相伺候也

案

大分縣指令収1第2492号

村社山神社々掌

伊藤 汰光

信徒総代

川島二太郎

外2名

明治33年4月29日付神社移轉ノ、件聞届、

但移轉済、上ハ、明細帳調製届出ノ、

知事

○内務省指令甲第49號

大分縣

本年6月11日付収1第2/492号稟申神社移轉之ノ、件聞届、

明治33年6月25日

内務大臣侯爵西郷従道

大蔵大臣伯爵松方正義

○明治33年6月9日成案

収1第2492号

内務大臣ハ、稟申之件

神社移轉願、件ニ付稟申

縣下東国東郡武蔵町字清末ノ、村社山神社々地

山口低湿ニシテ係ノ、持上困難且社實等石口、趣、

以テ、別紙、通移轉出願有之事實ノ、各案件モ、ト

見認、口ニ付口口口ノ、及稟申候也

明治33年6月

大分縣知事

内務大臣宛

○1第665号

部下武蔵町大字成吉村社山神社移轉願ノ、書別

紙差出候處右ハ、願面並ニ町長添申書ノ、通相違

無之認此条則別紙及執達候也

明治33年 5月31日

東西東郡長 大沢三郎 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

○当町大字成吉字清末村社山神社移轉出願ニ付／取調及処年末信徒一般、希望ニシテ別紙／願書之通適當、位置ニ無之候然ル処幸ヒ／適宜、移轉地ヲ寄附ナス者有之□テ、希望ヲ達シ候儀ニ付移轉之上新築造営／致度至願ニ付願意□採用被下度此旨／及添申候也

明治33年 5月26日 武蔵町長飯田敏賢 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

○神社移轉願

大分縣豊後國東国東郡成吉村字清末

村社／山神社

一祭神 正鹿山津見命 奥山津見命 淤勝山津見命

一由緒 不詳 當村字片峰山神社祭神本社ト同シキヲ明治9年7月28日本社ニ合併之許申傳／明治17年4月20日合併濟祭神同名ナルヲ以テ／特ニ別記セス明治5年4月村社ニ列セラル

一神殿 竪2尺5寸横3尺5寸

一素屋 竪1間1尺5寸横1間1尺5寸

一拝殿 竪2間横3間1尺

一境内 175坪 官有地第1種

一境内神社3社

大神社

祭神 天照大御神

由緒 不詳本村拏久ニ鎮座之処明治9年7月／28日本社ニ移轉、許可ヲ得明治17／年4月本社境内ニ移轉ス

石祠 竪8寸横1尺

金刀比羅社

祭神 大物主神

由緒 不詳

石祠 竪1尺横1尺

大杉社

祭神 健速須左之男命

由緒 不詳

石祠 竪2尺横2尺

一信徒 53戸

一大分縣廳迄 14里12町

以上

○東國東郡武蔵町大字成吉989番字下平

一山林7畝21歩

右神社之義ハ前記墨書之土地ニ鎮座有之候処該社地ノ湿洞ニシテ前後ニハ一帯之森林有之境内ノ雜木ハ翁蔭ノ鬱トシテ日光ヲ遮リ風雨打績キノ節ハ容易ニ乾燥難致ノ落葉枯枝堆積シテ掃除スルモ亦葱チ堆積シ境内自然ノ不潔ニ赴キ随テ社殿之屋根裏及柱楹等腐朽甚ノシク区民實ニ是カ修繕ニ難堪且ツハ山間幽谷ノ地交通ノ不便ヨリシテ参拜人モ少ク候旨神靈モ如件ト被考候ノ折柄幸ニ社地寄附スルモノ有之候旨此際区民一致結ノ議之上右朱書之土地ニ移轉致度候尤モ其地ハ高躁ニシテノ前面ニハ豁然タル田圃ヲ控エ清澄シル武蔵川ハ滔々トシテ流レ神靈モ定メテ御安置シ賜ラント被考候間右移ノ轉之義御認申被成下度別紙建築仕様書及ヒノ附属書類相添此段連署ヲ以テ奉願上候也

明治33年 4月29日

右社信徒總代

川島二太郎 (印)

厚田 半吉 (印)

厚田 庄平 (印)

右社掌

伊藤 清光 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

甲第107號

右出願ニ付奥印候也

明治33年 4月30日 武蔵町長飯田敏賢 (印)

○移轉地ノ隣地主保証書

東國東郡武蔵町大字成吉989番字下平

一山林7畝21歩

右地所ニ當村社移轉之義請願致候ニ付テハノ後日故障無之候依テ保証致候也

明治33年 4月29日

全郡全町全字隣地主 後藤 儀市 (印)

泰平 慶平 (印)

泰平 儀作 (印)

移轉地寄附名簿

東國東郡武蔵町大字成吉989番字下平

一山林7畝21歩

右ハ拙者所有之処今般協議ヲ以テ當村社々地ニ
寄附致候也

明治33年4月29日

全郡全町全字寄附者 厚田庄平 (印)

○神殿仕様書

一瓦葺 3間社造 1棟
本屋 入5尺1寸 横7尺2寸
此坪数 1坪
勾配 7寸2歩
前軒出 6尺6寸
裏軒出 3尺3寸
妻軒出 3尺4寸5歩
土台上端ヨリ床板上端迄 3尺1寸5歩
床上端ヨリ大ヲ迄下端 4尺2寸
柱丈 7尺3寸5歩
地形平長サ 1丈9寸5歩
口妻長 1丈6寸5歩
地形高土台上端迄3尺9寸

一右仕様ハ地形下周囲ヲ深ク2尺5寸堀割ニ栗石ヲ入レ大ノ蛸ニテ充分突堅メ入念ノ上先水繩ヲ張り出入高低ナキ事ヲ知リ得テ後割石ニツ上ヲ亀甲形ニ入念致猶其上ニ手嶋ノ引キ濱縁ノ柱立ヲナス

一本屋下ニハ亀腹石ヲ据ヘ土台ヲ引ク事

一材木ハ重ニ檜材ト楠トヲ用ユ

一御拝并ニ濱縁等ニ至リテハ本屋ニ随ヒ割合ヲ以テ附属ヲナス

一右ハ拝殿ト同様受負者へ託セサル目的ニ付仕様書設ノ計書トモ厳密ニ無之モ萬端疎漏ニ濟ラサル様管ノ督者ヲシテ総轄セシムルニ付記載漏ト雖モ渾テ信徒中ノ負擔タルモノトス

○拝殿仕様書

一瓦葺平家建 1棟 6尺間

但向造御拝附 函面之通

入7尺2寸横9尺

此坪数壹平8合7勺5才

桁行 7間半

梁行 2間

此建坪15坪

勾配 7寸

屋根 入母屋

軒出 2尺

土台上端ヨリ桁下迄 9尺

床下 1尺8寸

床上端ヨリ腰板上端迄 3尺

楠留内法高 4寸5歩

両妻ハ屋根下迄4歩板ニテ張切ノ事

屋根裏ハ4歩板張りノ事

床拵1寸板ニテ張切リノ事

一右仕様ハ現場敷地一様平面ニ地均シ致シ桁行梁ノ行ノ真當并床ニ御拝柱下等大蛸ニテ能ク突キ堅メノ後日傾斜等ノ憂ナキ様注意ノ上出来可致事

一右之如ク地突棒ニテ能ク突キ堅メ先ノ水繩ヲ張リ以テノ出入高低ナキ事ヲ知リ而メ後尺方ノ割石一ツ並ヘノ上ニ(斜)角ノ手嶋ヲ引キ其上ニ(斜)角ノ土台ヲ置キ以テ柱立致スノヘシ

一柱ハ杉材ヲ用ヒ其他ハ重ニ松ヲ用ニ

一右ハ何レモ受茶者エ托セサル目的ニ付仕様書設計書ノ等厳密ニハ無之モ只管堅固ヲ主トシ萬端疎漏ノニ濟テナル様管督者ヲシテ新築上ヲ総轄セシムルノ付設計書ニ記載漏ト雖モ總ヲ信徒中ノ茶擔トス

○神殿設計書

一金150円

内訳

金30円	石工職
金30円	木挽職
金60円	大工職
金24円	瓦代一切費
金3円	左官職
金3円	金釘費

ノ

外

材木石材等ハ共有山林内ニ有之見込ニ付費ノ金ヲ要セス依テ掲載ヒサルモノ也

○拝殿設計書

一金160円

内訳

金25円	石工職費
金40円	木挽職費

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

金40円 大工職費
 金48円 瓦一切ノ費
 金3円50銭 左官費
 金3円50銭 金釘費

ノ

外ニ

材木石材等ハ共有山林内ニ有之ニ付代金ヲ要スノ
 又地均費及地突費其他一切ヲ夫力ハ信徒中ノ
 助力ヲ以テ成功ノ目的ニ付貨金ヲ要セス

○永続基本金寄附名簿

一金150円也

但一ヶ年金15円ツツ10ヶ年ニテ終了ノ尤明
 治33年度起リ

寄附者信徒

原 田 権九郎 (印)
 全 浅 吉 (印)
 全 勝太郎 (印)
 全 甚 藏 (印)
 全 吉太郎 (印)
 川 島 栄 作 (印)
 全 兵太郎 (印)
 吉 田 平 八 (印)
 川 島 藤 作 (印)
 全 瀬 平 (印)
 全 幾 藏 (印)
 安 久 勝五郎 (印)
 全 源 吉 (印)
 原 田 政太郎 (印)
 川 島 仙太郎 (印)
 全 二太郎 (印)
 全 江 並太郎 (印)
 全 峯 吉 (印)
 全 新次郎 (印)
 川 島 喜 一 (印)
 原 田 壮 吉 (印)
 全 常 作 (印)
 小 野 方 作 (印)
 厚 田 新 平 (印)
 全 文 藏 (印)
 全 作太郎 (印)
 全 忠 七 (印)

全 庄 平 (印)
 後 藤 儀 市 (印)
 泰 平 儀 作 (印)
 全 慶 平 (印)
 秋 吉 達 平 (印)
 清 末 庄太郎 (印)
 全 寅 吉 (印)
 全 周太郎 (印)
 全 慶太郎 (印)
 全 力 松 (印)
 厚 田 猪三郎 (印)
 全 直 (印)
 野 田 武 市 (印)
 厚 田 紋太郎 (印)
 全 徳太郎 (印)
 全 半 吉 (印)
 全 彦 一 (印)
 全 三代吉 (印)
 小 俣 源 吉 (印)
 吉田今 朝太郎 (印)
 全 兼太郎 (印)
 厚 田 清 吉 (印)
 全 千代吉 (印)

吉 田 高 三 (印)
 厚 田 市太郎 (印)
 安 久 幾 太 (印)

以上53人連帯
 右之通候也

右総代

厚 田 庄 平 (印)
 全 半 吉 (印)
 川 島 二太郎 (印)

○神社維持法方書

東國東郡武藏町大字成吉

字下平鎮座

山神社

一当社ノ維持法ハ左ノ各項ニ拠ルモノトス

一經常ノ修膳ハ信徒ノ寄附金ヲ以テ之レヲ所弁シ天
 災地変ノ其他非常ノ場合ニ遭遇シ改造ヲ要スル

トキハ左ノ^(ママ)法方ニ抛ルモノトス
 一 經費ハ信徒中ヨリ毎年金15円ツ、10ケ年間蓄積利殖シ200円ノ余ノ金額ヲ得ルニ因リ之レテ以テ維持費トスノ但祭典費及ヒ經常ノ修理費等ニハ一切支出セサルモノトス
 一 財産ハ神職及ヒ信徒總代ニ於テ之レヲ管理シ現金ハ總テ確實ノ法方ニ依リ利殖セシムルモノトス
 一 金錢ノ出納ニ関シテハ町長ノ監督ヲ受ケ基本金ノ支出ヲ要スルノ場合ニ於テハ知事ノ認可ヲ受ケルモノトス
 一 前年度ノ収支決算ハ或ル期間内ニ於テ信徒ヘ報告スルモノトス
 一 建物ハ神殿拝殿素屋各1棟ヲ保存スルモノトス右ノ通候也

明治33年4月29日 社掌 伊藤清光 (印)
 右信徒總代

川島二太郎 (印)
 厚田 羊吉 (印)
 厚田 庄平 (印)

(平面・正面・側面図等あり)

第14節 金刀比羅神社

(大分郡阿南村大字東長宝字ソラ1387番地)

神社移轉願御指令ノ件

大分郡阿南村村社金刀比羅社ノ移轉ノ願ノ件主旨御稟議相成ノ被處別紙ノ通許可ノ指令有之ノ此ニ付御指令案口ニ御伺候也

按

大分縣指令第収1第187号ノ2

大分郡阿南村大字東長宝
 村社金刀比羅社々掌
 宮園 守

氏子惣代

三重野利太郎
 外2名

明治33年9月10日付願神社維ノ動ノ件許可ス
 但移轉濟ノ上ハ明細帳調製ノ届出ヘシ

明治33年10月

大分縣知事

○内務省措令甲第90號

大分縣

本年10月13日付収1第4187号稟議神社移轉ノ

件聞届ケ

明治33年10月23日

内務大臣文学博士男爵 末松謙澄

○明治33年10月12日成案

神社移轉願出ノ件

神社移轉願出ニ付稟議

縣下大分郡阿南村大字東長宝ノ村社金刀比羅社從來ノ社地ハ山ノ嶽ニシク且ク緩取ノ極メテ石口ニ有之口ヲ以テ別紙ノ通口ノ願立濟出願ニ付取調候處事亥相違ノ為之モノト見認メ候
 条願意許可ノ到度此段及稟議候也

明治33年10月

大分縣知事

内務大臣宛

○神社移動願

大分郡阿南村大字東長宝字ソラ1387番社地鎮座
 一村社 金刀比羅社

右神社今般三重野徳治良所有ニ係ル大分郡阿南村ノ大字東長宝字西代419番山林ヲ以テ新々ニ社殿ヲ建ノ築遷座ニ奉リ度候間格別ノ御詮議ヲ以テ何卒ノ御口許被成下度別紙函面承諾書理日書設計ノ仕様書参考書相添此段奉願候也

明治33年9月10日

右神社氏子惣代 三重野利太郎 (印)
 三重野牧太郎 (印)
 三重野吾三郎 (印)
 社掌 宮園 守 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

右出願ニ付奥印候也

明治33年9月10日 村長 三重野徳治良 (印)

○理由書

大分郡阿南村大字東長宝字ソラ1387番社地鎮座

一村社 金刀比羅社

右神社御鎮座ノ地ハ恰モ山嶺ナルヲ以テ風雨ノ刺激甚々ノ數現ニ20余年前改築ニ係ル社殿モ已ニ大破ニ及ヒ加之ノ氏子ノ部落ヲ距キ20余町殊ニ多クハ峻路ナルヲ以テ大ノ祭ノ時ト雖モ老幼ハ勿論少壯者スラ參拜ヲ怠ル傾キ有之ノ尚山上ニテ水ニ乏シク旁々大ニ不便ノ極ニ反シ新移轉地參ノ詣ノ距離近キナラス山腹ノ低地ニシテ且ツ周圀樹林ヲ以テ圀ノ風雨

、害奥之社地、前面ニ当リ井路ヲ通シ有リ社地ハ廣潤ニシテ大祭、時来集ヲ益シ数ハ擧グル便利ナラザルハナシ茲ニ氏子ノ等1致協同大ニ神威ヲ発揚シ敬神、実ヲ擧ゲ度希望ニテ土地高潔ニシテ出雅ナル願書記載、地ヲ撰ビ遷座シ奉ル議ノ相成候依テ理由書認ス候也

明治33年9月10日

右神社氏子惣代 三重野利太郎 (印)
 三重野牧太郎 (印)
 三重野吾三郎 (印)
 社掌 宮園 守 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

○承諾書

大分縣阿南村大字東長宝字西代1419番
 一山林2畝6歩

右之山林私所有ニ候處村社金刀比羅社該地ノ移轉之義許可相成候上者寄附可仕依テ1書如件

大分郡阿南村大字東長宝

明治33年9月10日 三重野徳治長 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

承諾書

大分縣阿南村大字東長宝字西代1419番
 一山林2畝6歩

右地所私共所有、地所ニ隣リ居候處今般該地ノ村社金比羅移轉、義私共ニ於テ故障無之候依テ如件

明治33年9月10日

大分郡阿南村大字東長宝 三重野 慶 (印)
 三重野松次 (印)
 古廣近太郎 (印)
 三重野情作 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

○参考書

一拜殿ハ多少修飾ヲ加フルモ總テ現形、俾移轉可仕ニ付ノ總図面等添付不仕候

一移轉地付近ニ於テハ更ニ故障ヲ唱フルモノ無之候

一移轉地及ヒ移轉ニ要スル悉皆、費用、總テ氏子ノ口茶擔ニ候

一境外所有地ハ田式反6畝4歩ヲ有ス此地所ヲ

以テ基本ノ財産トス但シ地價134円45銭入口小作料2石4斗ヲ現ニ收入ス

明治33年9月10日

氏子総代 三重野利太郎 (印)
 三重野吾三郎 (印)
 三重野牧太郎 (印)
 社掌 宮園 守 (印)

右事実取調タルニ相違無之候也

明治33年9月10日 村長三重野徳治良 (印)

大分郡阿南村大字東長宝金刀比羅神社新築
 一瓦葺神殿造 壹棟 梁行8尺4寸桁行1丈5尺

此坪数2坪1合

此設計仕様左、如ク

一御拝桁 3間 3丁
 但シ9寸5分5寸角代10円50銭
 一柱 1丈1尺 10本
 但シ6寸6分角 代41円
 一御拝柱 1丈 4本
 但シ5寸5分角 代8円
 一脇^(ママ)樟子柱 1丈 2本
 但シ5寸角 代6円
 一棟貫 9尺 2本
 但シ5寸ニ4寸 代3円
 一妻梁 1丈 2丁
 但シ9寸5分ニ5寸代3円
 一平物 2間 2丁
 但シ4寸5分ニ8寸代3円30銭
 一全 1丈 2丁
 但シ4寸5分ニ8寸代2円16銭
 一頭貨 4尺4寸 8本
 但シ巾5寸5分厚ヲ3寸4分代1円50銭
 一全 6尺 2本
 但シ巾5寸5分厚ヲ3寸4分代80銭
 一梁 2間 4本
 代4円
 一長押 1丈 4本
 但シ2寸5分ニ5寸4分代4円
 一全 2間 4本
 但シ全 代6円

佐藤正彦・下村耕史

一キダハシ	1間	5本	但 _レ 巾2尺5寸厚1寸7分代8円
	但 _レ 3寸8分角	代1円50銭	一野屋根裏板
一エンツカ	4寸8分	8本	但 _レ 4分
	但 _レ 4寸2分角	代1円60銭	代3円20銭
一エンカマチ	1丈1尺	2本	一組物
	但 _レ 巾5寸2分厚 _ナ 3寸代80銭		8尺
一エンカマチ	4尺5寸	2本	但 _レ 8寸角
	但 _レ 全	代40銭	代10円
一簀跣首	4尺5寸	2本	一棧
	但 _レ 全	代60銭	4尺8寸
一エンヌキ	1丈	2本	但 _レ 2寸 _ニ 1寸7分代4円68銭
	但 _レ 41	代25銭	一全
一全	4尺5寸	2本	6尺5寸
	但 _レ 全	代12銭	但 _レ 全
一打壁板	6間		一全
	但 _レ 4分	代3円60銭	5尺2寸
一脇 ^(ママ) 樟子板	6尺5寸	2枚	但 _レ 全
	但 _レ 巾1尺7寸厚 _ナ 1寸代4円		代5円7銭
一エンイタ	2尺7寸	2丈5尺	一全
	但 _レ 厚 _ナ 1寸8分代5円		3尺4寸
一全	3尺	3間	但 _レ 全
	但 _レ 全代	代4円	代1円68銭
一壁板	7尺2寸	5坪	一野垂木
	但 _レ 1寸	代12円50銭	1丈6尺
一全	5尺	2坪	但 _レ 巾1寸8分 _ニ 1寸2分代2円88銭
	但 _レ 1寸	代2円	一全
一板敷板	5尺	6坪	1丈3尺
	但 _レ 8分	代6円	但 _レ 全
一屋根裏板	12坪		代2円56銭
	但 _レ 4分板	代9円60銭	一折母屋
一天井板	4坪		21間
	但 _レ 4分板	代4円	但 _レ 4寸角代4円40銭
一社殿板	2坪		一野束
	但 _レ 4分板	代2円	1丈
一社殿鎌手	2間	2丁	但 _レ 4寸角
	但 _レ 3寸5分 _ニ 4寸代2円		代2円
一社殿柱	6尺	3本	一太平束
	但 _レ 3寸8分角代3円		5尺
一トビライタ	5尺8寸	4本	但 _レ 5寸角
	但 _レ 1尺8寸厚 _ナ 1寸7分代12円		代70銭
一全	5尺8寸	2枚	一木負茅負
			3間
			但 _レ 4寸角
			代4円40銭
			一ハフ
			1丈5尺4枚
			平1尺7寸代6円
			但 _レ 厚 _ナ 1寸7分
			□ヨグミ1尺5寸
			一野ノ裏
			3間
			但 _レ 6寸厚 _ナ 1寸3代4円
			一切裏
			6尺
			1坪8合
			但 _レ 厚 _ナ 1寸8分又杉ノ事代3円
			一瓦座
			2間
			8本
			但 _レ 1寸1分巾1寸5分
			代1円8銭
			一ハネ木
			2間
			5本
			但 _レ 末 _ノ 口3寸5分代4円
			一全
			9尺
			5本
			但 _レ 全
			代3円
			一コウランマワリ
			9尺
			1丁

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

	但 _レ 48	代1円50銭	一丸巴	8本
一ギボシ	4尺5寸	2本		代35銭2厘
	但 _レ 4寸角	代80銭	一掛瓦	62枚
一ガンギイタ	3尺	2枚		代8円6銭
	但 _レ 8寸厚 _ナ 1寸7分	代1円20銭	一2ノ平	62枚
一御拝殿	5尺	2本		代金1円36銭
	但 _レ 厚 _ナ 4寸巾8寸5分	代5円	一メンドウ	62枚
一絵様梁	6尺	1本		代金1円36銭4厘
	但 _レ 全	代2円50銭	一大鬼	2ツ
一柵	2間	1丁		代5円
	但 _レ 小ワリ物48	代5円	一ノシ	180枚
一天井ブチ	2間	5丁		代金3円95銭
	但 _レ 1寸5分1寸8分	代1円	一アヲリ	22枚
一土基	2間	2丁		代48銭4厘
	但 _レ 4寸5分6寸2分	代3円	一クダリ鬼	4ツ
一全	1丈	2本		代金4円80銭
	但 _レ 全	代2円	一鳥フスマ	4ツ
一カノカケ	5尺5寸	2本		代68銭
	但 _レ 54	代40銭	一長巴	2ツ
一中貫	2間	2丁		代45銭
	但 _レ 厚 _ナ 2寸巾6寸	代50銭	一角ネジ唐草	4ツ
一全	1丈	2丁		代50銭
	但 _レ 全	代30銭	一トメブタ	4ツ
一入口	5尺5寸	6丁		代3円40銭
	但 _レ 巾5寸厚 _ナ 1寸7分	代1円20銭	合計代金79円24銭4厘	
一带木	1丈	2本	石	
	但 _レ 末口6寸	代1円50銭	一土台石	16間
一全	2間	1本		但 _レ 79代12円80銭
	但 _レ	代1円50銭	一雨ガツラ	7間半
一根太	1丈	9本		但 _レ 67代5円25銭
	但 _レ 3寸角	代1円35銭	一エンザ石	6寸角 4ツ
合計代金272円31銭3厘				代60銭
瓦			一全	2ツ
一火除	1860枚			但 _レ 5寸角代26銭
	代金40円92銭		一全	6ツ
一唐草高麗	40枚			但 _レ 4寸角代60銭
	代金3円52銭		合計代金19円51銭	
一敷平	20枚		一釘	8貫
	代金44銭			代4円40銭
一丸	180枚		一大工作料	200人
	代金3円96銭			工料100円

一左官 15人
工料7円50銭

合計111円90銭

總計金482円96銭7厘

(平面・側面・社地図等あり)

小結

明治9年(1876)から同33年(1900)までの大分県下の神社造営に係わった建築工匠の1日1人当りの賃金は、表1から次のようである。

1、大工の1日1人当りの賃金は20銭から50銭までで、時代が降りにつれて高くなっている。しかし、北海部郡の武山神社の造営では明治33年(1900)は40銭で、同年大分県阿南村の金刀比羅神社は50銭で差が見られる。これは地域格差と見られる。尚、明治17年(1884)山神社の造営は、15銭と低く、手伝い並の賃金である。大工や木挽の賃金が明治17年(1884)造営の山神社、遙拝所、伊勢遙拝所の造営では15銭で低いのは、手伝いや人夫を総人数に含めているものと思う。

2、石工の1日1人受けの賃金は22銭から40銭でやはり時代が降るにつれて高くなる。尚、明治17年(1884)山神社の造営は、18銭と低いので、手伝いなどを含んでいるためと思われる。

3、屋根師の1日1人当りの賃金はバラ付きがある。明治15年(1882)時、直入郡の天満社には30銭、北海部郡の阿蘇社では25銭で地域格差がある。

4、左官の1日1人当りの賃金は、明治30年(1900)時北海部郡の武山神社で40銭、大分郡の金刀比羅神社で50銭なので、この点も地域格差なのかも知れない。

5、木挽の賃金については、明治17年(1884)時の日田郡の山神社、遙拝所、伊勢遙拝所とも15銭で、他と比較できないので何とも言えないが、手伝い並の賃金で低い。従って、恐らく、手伝いの賃金に含まれているものと思

われる。

第2章 寺院

第1節 天台宗 金光明院

(直入郡都野村大字有氏字元有氏)

○内務部第3課

明治31年3月24日成案 属安部武夫(印)
知事(印)

内務部長(印)(代理参事官小林)第3課長
寺院再興願出_二依_リ回議

直入郡都野村廣瀬壽守列_{ヨリ}天台宗/金光明院再興願出_二依_リ内務大臣、/稟議相成候_レ別紙、通御指令相/成候_二付左案_ヲ以_テ御指令相成可然/哉相伺候也

案

内3戸第558号

直入郡都野村

廣瀬壽守

明治30年12月18日付寺院再興願/、件聞届_ヲ/追_テ處々済_上、明細帳調製届出_{ヘシ}

明治31年3月26日

知事

○内務省指令甲第21号

大分県

本年3月8日付内3戸第467号稟議

寺院再興、件聞届_ヲ追_テ処分済_上、/明細帳調製進達_{スヘシ}

明治31年3月21日 内務大臣子爵 芳川顕正

○内務部第3課

明治31年3月5日成案 属松尾継夫(印)
知事 書記官 官房口

内務部長 第3課長代北條課僚

寺院再興願出_二依_リ回議

直入郡都野村廣瀬壽守列_{ヨリ}天台宗/金光明院再興願出提出_二依_リ調査_{スルニ}/不都合、兼無之申立事実、認_メ候條内/務大臣、御稟請相成可然哉左案相伺候/也

○按

内3戸第467号

寺院再興願出_二付稟請

管下直入郡都野村廣瀬壽守列ヨリ／天台宗金光
光明院再興願書提出ニ依リ／遂調査候処願人
申立、通リ、事實相違無／之維持方法等確立、モ
、ト被認候ニ付詮／議相成候様致度此段及稟請
候也

明治3年3月8日

知事

内務大臣宛

甲第18号

寺名再興願添書

直入郡都野村

元金光明院

右ハ、明治2年12月廢寺之御処分ニ相成居／候
処前住職廣瀬壽守ヨリ、今般再興／之義別紙、通
リ出願ニ付篤ト事實／取調候処聊力相違之兼無
之候間持口／之御詮議ヲ以テ願意御採聽相成
度此段／添申候也

明治30年12月18日

直入郡都野村長成安琢夫（印）

大分県知事杉本重遠殿³⁾

○廣甲第12号

寺院再興願添書

部下都野村廣瀬壽守列ヨリ、天台宗／金光明院
再興、義別紙出願ニ付取調／候処不都合、兼無
之見込候間願意／御採聽相成度此段添申候也

直入郡長麻生貞樹（印）

大分県知事杉本重遠殿

○御管下直入郡都野村元本宗金光／明院再興
之義別紙關係者連署／申出ニ依リ、篤ト取糺候処
事實相／違無之候條殊特之御詮議ヲ以テ本
願宣布御採聽被成遣／度此段致副願候也

明治30年12月8日

天台宗座主大僧正石室孝暢

大分県知事杉本重遠殿

○寺院再興願

大分県管下豊後国直入郡都野村大字有氏字元
有氏

延暦寺末

天台宗延暦寺

金光明院

一本尊 五智如来

一由緒

開基天平年中（月日不詳）釈行基菩薩／聖武
天皇之敕ヲ奉シ諸国巡視之際錫ヲ此地ニ留／開
基創建スル所ナリ始メ此地ヲ朽網（クタミ）郷ト称
シ后テ／今ノ救民（万葉集ニクタミヤマノモミチトアル即
此地ナリ）ニ改タム郷中ニ黒尊山（亦黒山、称アリ）
／太船山（亦前岳、称アリ）九重山（亦法性寄
、称アリ）之諸山有リ行基菩薩／山麓ニ於テ堂塔
伽藍五箇、支院ヲ建立シ五智如来／ヲ安置シ鎮護
国家除災與樂之為メニ法華、仁王、／金光明、
3部、法典ヲ讀誦シ自行化他大ニ救世利民、／公益
ヲ講ス聖武天皇之ヲ嘉賞シ特ニ救民／山勅顯峯
金光明院、勅號ヲ賜ヘリ是ニ於テ行其、／名声4
方ニ轟キ救民、靈刹天下ニ顯シ庶民子、如ク／未
詣シテ最モ繁盛ヲ極ム其後仁王50代／桓武天皇、
御宇比叡山、開祖傳教大師盛ニ天台、／教法ヲ
弘宣スルニ當リ救民、一山此宗義ニ皈向シ正シク／
天台宗ニ属シ而メ修驗道ヲ兼修ス尔来凡500年、
ヲ經テ堂舎頓ニ賑様シ住僧行雲僧正之レヲ憂フルヤ
／天文年間救民給主古庄下野守親光之レヲ聞キ
賊／ヲ傾ケカヲ竭シテ堂塔ヲ修理シ坊舎ヲ建設シテ粗
ホ等旧／觀ニ復セシモ其後天正丙戌14年島津家久
大友逆戦ノ之際堂塔坊舎兵燹ニ罹リ灰燼ニ皈ス
依之レニ住僧漸ク草庵ヲ結ヒ本尊及ヒ聖武天皇
ノ聖像ヲ維持／スルノミ寛永2年行雲僧正、法孫ニ
係ル秀雲ナル者ノ九重山ニ一字、堂ヲ建立シ本尊ヲ
安置シ以テ寺院ノトナス尔来明治2年ニ至ル迄テ天
台宗総本山延暦寺ノ末ニ列シ公然一箇ノ寺院タリ
古書記録大變逆戦ノ之際燒燼シタルモ當寺、由緒
大略如此

- 一本堂 豎4間半 横4間
- 一庫裡 豎4間半 横7間
- 一土蔵 豎2間 横2間半
- 一境内宅地913坪 民有地第3種
- 一境外所有地

耕地反別9反4畝1步

地価金255円44銭2里

内

田7反5畝7步 都野村大

字有氏字元有氏

地価金235円75銭8里

畑1反8畝24步同村大字字口

地価金19円68銭4里

一檀徒 50戸

一信徒 800戸

一大分県聴迄11里

右者明治2年12月神佛判然令口発布之際ノ廢寺ニ皈シ候処別紙理由書之次第ニ付今回本ノ院復興寺名公称仕度候間何卒御聴許被成ノ下度御聴許ノ上者近江國滋賀郡坂本村天台宗ノ総本山延暦寺之末寺ニ属シ宗義擴張布教傳ノ道一ハ以テ開基行基菩薩救世利民之本願口口ノ一ハ以テ聖武天皇亡極無窮之厚恩ニ口奉ノ度則テ別紙理由書及ヒ永続方法書相添エ此殿ノ奉懇願候也

大分県豊後国直入郡都野村337番地

天台宗僧元金光明院前住職

明治30年12月18日

発願主 律師 廣瀬壽 守 (印)

走郡走村

予定檀徒総代 竹下 謙平 (印)

走郡走村

廣瀬嘉壽見 (印)

走郡走村

予定檀徒総代 竹下亀太郎 (印)

走郡走村

大津 萬平 (印)

走郡走村

予定信徒惣代 吉野 吉平 (印)

走郡走村

大津 彦一 (印)

走郡郡長湯村

本田 九郎 (印)

大分県知事杉本重遠殿

○寺院再興請願之理由書

大分県豊後国直入郡都野村

救民山勅願峯

金光明院

抑モ當金光明院者釈行其菩薩

聖武天皇之敕ヲ奉シ諸国巡視之際此地ニ錫ヲ留メノ堂塔伽藍ヲ創建シ五智如来ヲ安置シ又ノ聖武天皇之聖像ヲ奉祀シ以テ鎮護國家除災與樂ノ之道場トナスノ天皇之レヲ嘉賞シテ特ニ救民山勅願峯

金光明院之ノ勅號ヲ賜ヘリ當寺5箇ノ支院及ヒ数多ノ末寺ヲ有スノ實ニ西国之一大名刹タリ其傳教大師盛ニ天台ノ教法ノヲ弘宣スルノ時ニ當リ救民之一山此宗義ニ皈信シ正シク天台ノ宗ニ属シ而テ修験道ヲ兼修ス尔来時ニ隆夷盛衰ナキノニアラサルモ1,000有余年連綿トシテ法義相傳セリ何ソノ圖ラン明治維新之際廢寺ノ御処分ニ遭フ不口亦神職ノヲ奉シ明治14年ニ至ル然レトモ本尊五智如来及ヒノ聖武天皇之聖ヲ自宅内別室ニ安置シ崇尊シノ奉ル事前日ノ殊ル事ナク晝夜精勤夙ニ時機ノ至ルヲ待ツノ時ナル哉至レル哉今ノ地方人民1,000有余年間王佛ノ恩澤ニ沐浴シタルヲ追懷慕景シ既滅之本院ヲ再興ノシ其名称ヲ復皈シ公然1箇ノ寺院トナシ千古之靈跡ヲ将来ノニ保存シ以テ王佛ノ双恩ニ報答シ奉シ事ヲ希望シテ止マズ不省亦再興ノ志ヲ懷キヤ既ニ久シ幸ニ再興ノ御允許ノヲ蒙ルヲ得バ別紙記載之地所9反4畝1歩及建物ノ其他私有ニ係ル物件總テ寺院ノ所有ニ寄附可仕右ノ金光明院再興請願ノ理由如是ニ御座候也

右再興願主

明治30年12月18日 廣瀬壽 守 (印)

予定檀徒惣代

竹下 謙平 (印)

廣瀬嘉壽見 (印)

予定檀徒総代

竹下亀太郎 (印)

大津 萬平 (印)

予定信徒惣代

吉野 吉平 (印)

大津 彦一 (印)

本田 九郎 (印)

○新築目論見書

一本堂 豎4間半 横4間

此坪坪18坪

此工費金552円65銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

内訳

種目	材料	摘要	員数	単價	代價
柱	檜	長1丈3尺 7寸角	6	3,000	18,000
柱	杣	全1丈3尺 7寸角	22	1,000	22,000
柱	檜	全1丈2尺 9寸5分角	2	4,000	8,000
虹梁	松	全9尺 巾尺3寸厚7寸5分	8	1,000	8,000
全上	全	全1丈2尺巾尺3寸厚7寸5分	4	1,500	6,000
エビ虹梁	全	全7尺 巾尺3寸厚7寸5分	2	1,000	2,000
桁	全	全2丈1尺全尺全8寸5分	4	3,000	12,000
全	全	全2丈4尺全8寸同6寸	4	2,000	8,000
牛木	全	全2丈7尺 末口 9寸	1	3,000	3,000
梁	全	全2丈4尺 末口 7寸	5	2,000	10,000
角木	全	全2丈1尺 巾8寸厚6寸	4	1,500	6,000
角木	杣	全1丈8尺 5寸角	4	1,000	4,000
短柱	全	全1丈1尺 5寸角	15	500	7,500
母屋	全	全1丈5尺 5寸角	8	500	4,000
垂木	全	全6尺 2寸8分 ₂ 寸5分	200	70	14,000
萱覆	全	全1丈6尺巾8寸厚2寸5分	8	300	2,400
木覆	全	全1丈6尺 5寸角	8	600	4,800
スガリ破風	松	全1丈2尺全尺2寸厚2寸5分	2	500	1,000
野垂木	杣	全1丈6尺 2寸角	70	80	5,600
屋根裏	杣	4分板張上1坪ノ前	24,00	400	9,600
貫	杣	全1丈2尺巾5寸厚1寸	30	150	4,500
腰組	杣	全1丈2尺 7寸角	16	700	11,200
壁板	全	5分板ハリ上1坪ノ前	9,00	350	3,150
男垂木	松	全1丈2尺巾9寸厚2寸5分	24	750	18,000
板敷	杣	1寸板張上1坪ノ前	18,00	700	12,600
雨戸	全	張上立込寒1枚 _付	16	1,500	24,000
天井フチ	杣	長2丈4尺2寸5分 ₂ 寸1本 _付	24	150	3,600
天井板	全	4分板張上1坪 _付	18,00	500	9,000
桂石		長3尺以上1尺角モチブ口并 _引 込口1間 _付	17,00	15,600	26,520
大工		平坪1坪 _付 30人1人前	545,00	420	226,800
屋根		曾 木1坪 _付	50,00	500	25,000
葺手方		4坪 _付 人夫共二口1人	15,40	420	6,300
宝形		材料并 _ト タン張上寒竪1坪 _付	2,00	4,000	8,000
人夫	杣	1坪 _付 2人	36	300	10,080
西洋針		1寸以上7寸寒但 ₁ 貫 _付	10,000	800	8,000
計					552,650

一庫裡 竪4間半 横7間

此平坪 31坪5合

此工費金363円40銭

佐藤正彦・下村耕史

内訳

種目	材料	摘要	員数	単價	代價
土臺	栗	1丈3尺5寸 巾6寸 厚5寸	4	400	1,000
全	全	1丈2尺 巾6寸 厚5寸	5	400	2,000
柱	枚	1丈3尺 5寸角	15	800	12,000
大極柱	栗	1丈3尺 7寸角	1	2,000	2,000
下柱	枚	1丈 4寸5分角	22	600	13,000
平物	松	1丈2尺 巾1尺 厚5寸	4	1,500	6,000
平物	松	9尺 巾1尺 厚5寸	6	900	54,000
桁	枚	1丈2尺5寸 6寸角	4	800	3,200
全	全	1丈2尺 6寸角	5	700	3,500
下桁	全	1丈3尺 5寸角	4	650	2,600
全	全	1丈2尺 5寸角	5	600	3,000
牛木	松	4丈2尺 末口9寸	3	6,000	8,000
梁	全	2丈4尺 末口7寸	6	2,000	2,000
短柱	枚	6尺 5寸角	10	250	2,500
母屋	全	1丈2尺 4寸角	12	400	4,800
全	全	1丈3尺 4寸角	14	400	5,600
垂木	全	1丈5尺 3寸角	84	100	8,400
全	全	6尺 2寸角	160	50	8,000
屋根裏	全	5分板張上1坪 _付	23,00	350	8,050
屋根		曾木1坪 _付	50,00	500	25,000
畳		床 _井 表附上寒1枚 _付	63	1,200	75,600
雨戸		張込建込寒1枚 _付	29	1,000	29,000
障子	枚	材料大工手間一切立込寒1枚 _付	38	600	22,800
桂石		長3尺以上7寸角持夫引込寒1間 _付	23,00	1,000	23,000
大工		1坪 _付 5人	157,50	420	66,150
計					363,400

一土蔵 縦2間 横2間半
此工費金72円3銭2里

此坪5坪

内訳

種目	材料	摘要	員数	単價	代價
柱石		3尺以上尺角引込寒1間 _付	900	1,500	13,500
土臺	栗	1丈2尺 巾6寸 5寸	2	400	800
全	全	1丈5尺 巾6寸 5寸	2	450	900
柱	枚	1丈2尺 5寸角	16	800	12,800
貫	全	1丈2尺 巾5寸 1寸	20	150	3,000
桁	全	1丈2尺 5寸角	5	650	3,250
牛木	松	1丈5尺 末口9寸	2	3,000	6,000
登	枚	9尺 巾8寸 厚5寸	4	500	2,000
母屋	全	1丈5尺 4寸角	4	500	2,000
棟木	全	1丈8尺 4寸角	1	1,500	1,500
屋根		曾木1坪 _付	12,00	500	6,000
葺手方		1人 _付	3,00	420	12,600

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

大工		平1坪 _二 付5人(1人前)	25	420	10,500
壁	竹	5寸廻 _リ 以上1本 _二 付	184	3	552
左官		土踏 _二 共1人 _二 付	20,00	420	8,400
計					72,032

(土蔵正面・側面・配置図等あり)

○維持永続方法

大分県豊後国直入郡都野村

	救民山勅願峯
	金光明院
一金227円	収入総額
内訳	
金150円	所有地救護米18石
金 55円	檀信徒収納雑穀16石
金 22円	賽銭及雑収入
一金227円	支出総額
内訳	
金 10円	租税村費
金100円	生活費
金 40円	修繕費
金 7円	宗費
金 30円	諸雑費
金 20円	法要費并 _二 檀信徒取扱費
金 20円	予備積立

右之通御座候也

右再興発願主
 廣瀬壽守 (印)
 予定檀徒総代
 竹下 謙平 (印)
 廣瀬嘉壽見 (印)
 予定信徒惣代
 竹下亀太郎 (印)
 大津 萬平 (印)
 予定信徒惣代
 吉野 吉平 (印)
 大津 彦一 (印)
 本田 九郎 (印)

金光明院建築寄附名簿

直入郡都野村

一金330円	廣瀬 壽守
	全郡全村
一金330円	竹下 謙平
	全郡全村
一金330円	廣瀬嘉壽見
合計990円	

第2節 真宗 佛照寺(宇佐郡豊川村)

承諾証

今般大分縣豊後国宇佐郡豊川村真ノ宗佛照寺
 本郡東都甲村250番地へノ該寺寺号并_二堂宇
 移轉相成_二就_テハ拙者ノ_二於_テ聊カ故障之儀無之
 依_テ承諾書ノ差出候也

明治30年12月11日

大分縣豊後国西國東郡玉津町

光圓寺住職 難波十洲 (印)

永続資本財産書

大分縣豊後国西國東郡東都甲村大字新城大園

347番 大畑覚圓ヨリ寄附

一宅地反別8畝1歩 此地価17圓74錢5厘

全字全 348番 全寄附

一山林反別18歩 此地価6錢6厘

全字全 349番 全寄附

一畑反別9歩 此地価33錢厘

全字ヲカミツカ85番 全寄附

一田反別7畝5歩 此地価47圓73錢

此德米1石4斗2升

全字ヲカミツカ2,85番全寄附

一田反別4畝28歩此地価16錢7錢2厘

一田反別4畝28歩此地価16錢7錢2厘

此德米9斗8升

全字ヲカミツカ3,85番 全寄附

一田反別4畝24歩此地価27圓2錢4厘

此德米9斗6升

○金光明院新築費徴収方法書

一本寺院新築工費予算金99ノ8圓8錢2里ハ
 別紙寄附名簿之ノ通リ徴収シ建築スル者トス

佐藤正彦・下村耕史

全字ヲカミツカ 4,85番 全寄附
 一田反別 1 反 2 畝 17 步 此地価 79 圓 61 錢
 此德米 2 石 5 斗 2 升
 總計德米 5 石 8 斗 8 升
 此米代 58 圓 80 錢
 一金 300 圓 貸付金
 此利子金 43 圓 20 錢
 金 100 圓 讀經法會收納
 總計 202 圓 1 ヶ年總收入
 金 27 圓 布教費
 金 15 圓 修繕費
 金 7 圓 60 錢 地所掛諸上納
 金 150 圓 雜費
 總計金 199 圓 60 錢 1 ヶ年總支出
 差引殘金 2 圓 40 錢
 但、永統資金、繰入
 右之通相違無之候也
 明治 30 年 11 月 9 日 右寺住職
 地所寄附主 大畑覺圓
 大分縣西國東郡東都甲村
 信徒惣代 土谷角平 (印)
 信徒惣代 大園豐平 (印)
 信徒惣代 河野廣平 (印)

○証明願
 大分縣豐後國西國東郡東都甲村大字新城字大園 / 347 番
 一郡村宅地 8 畝 1 步 地価 17 圓 74 錢 5 厘
 全 348 番
 一山林 18 步 地価 6 錢 6 厘
 全 349 番
 一畑 9 步 地価 33 錢 3 厘
 全縣全國全郡東都甲村大字新城字ヲカミツカ
 85 番イ、 /
 一田 7 畝 5 步 地価 47 圓 73 錢
 85 番イ、 2
 一田 4 畝 28 步 地価 26 圓 17 錢 1 厘
 85 番イ、 3
 一田 4 畝 24 步 地価 27 圓 2 錢 4 厘
 85 番イ、 4
 一田 1 反 2 畝 17 步 地価 79 圓 61 錢
 右之地所拙者所有、相違無之候、付証明被、

成下度此段奉願候也
 大分縣豐後國西國東郡東都甲村
 明治 30 年 12 月 9 日 持主 大畑覺圓
 東軍甲村村長土谷格二殿
 右地所大畑覺圓之所有、相違無之候也
 明治 31 年 12 月 9 日 東都甲村村長土谷格二
 ○建物再建仕様目論見書
 一本堂梁行四間半桁行 4 間半 1 棟
 此建坪 30 坪 2 合半
 一金 749 圓 53 錢 本堂再建費
 内訳
 金 200 圓 堂宇移轉財木運般費
 金 205 圓 大工方
 内
 金 75 圓 不足諸財木代
 金 30 圓 諸鉄物代
 金 100 圓 大工工費
 金 270 圓 58 錢 左官方
 内
 金 205 圓 瓦葺費
 但此屋坪斬付共 55 坪 2 合半
 金 65 圓 58 錢 壁塗費
 但此壁坪内外白土迄 216 坪
 金 21 圓 45 錢 石工費
 金 52 圓 50 錢 人夫費
 内
 金 35 圓 大工手傳費
 金 17 圓 50 錢 石工手傳費
 但此人夫 150 人
 一庫裡梁行 4 間半桁行 4 間半 1 棟
 但土蔵瓦葺現建立
 明治 30 年 12 月 9 日 右寺住職
 大畑 覺圓 (印)
 大分縣西國東郡東都甲村
 信徒惣代 土谷 角平 (印)
 信徒惣代 大園 豐平 (印)
 信徒惣代 河野 廣平 (印)
 (正面・側面図あり)
 ○承認書
 今般大分縣豐後國宇佐郡豐川村真宗佛照寺 /
 本郡東都甲村 250 番地、該寺堂宇移轉相 / 成

候ニ就テハ該4隣地即拙者共ニ於テ聊カノ故障、
義無之候依テ連署候也
明治30年11月15日

大分縣豊後国西國東郡東都甲村

大園 豊平 (印)
全 富岡 三吾 (印)
全 土谷 角平 (印)
全 大畑 裕吉 (印)
一所属僧徒 43戸
右之通相違無之候也
右
大畑 覚圓 (印)
信徒惣代
全 土谷 角平 (印)
全 大園 豊平 (印)
全 河野 廣平 (印)

○本堂再建費支出者
寄附帳寫

金200円 高田町 渡邊 仙藏
同100圓 東都甲村大園 豊平
同100圓 土谷 吾六
同 50円 土谷 口枝
同 50円 河野 忠藏
同 50円 大畑 裕吉
同 25円 土谷 角平
同 25円 河野 幸平
同 25円 河野 耕作
同 25円 阿形 富平
同 25円 阿形 露松
同 25円 河野基十郎
同 50円50銭人夫料 外信徒32名引受

右之通相違無之候也

信徒惣代
土谷 角平 (印)
大園 豊平 (印)
河野 廣平 (印)
右寺大畑覚圓

明治31年 9月13日
大分縣知事押川則吉殿
(見取図あり)

○理由書³⁾

別紙御付錢ニ付左、理由上申仕候ノ本願書ハ、昨年11月相認、檀家惣代信徒惣ノ代法類組長等、調印ヲ終リ、北豊教務所ニ差ノ出候処佛照寺ハ、無住職ノコトナレハ、差當リノ住職志願ノ手續ヲ經テ、上寺跡移轉口ノ出願ヲ為スヲ手續上至當ナルヘシト、該管事ノ指揮アリ、之ニヨリテ更ニ住職志願ノ手續ヲ為シ、本年2月22日ニ付ヲ以テ住職ノ許状ニ接ス、茲於テ、本年3月22日ニ北豊教務所管事、添書又同4月15日ニ南豊教務所添書ヲ得テ、本山ニ出願シ、6月9日付ヲ以テ管長、添書ヲ受同13日ヲ以テ、宇ノ佐郡役所並ニ西國東郡役所ヲ經テ、縣廳ニ出願ノセシモノナリ、前記事惜ニ御座候間御調査、上願意御揉ノ聴被成下度特ニ此殿奉願候也

佛照寺住職

明治31年 9月13日

大畑覚圓

大分縣知事押川則吉殿

第3節 天台宗 富貴寺

(西国東郡田染大字路347番地)

12月20日 受 内務部第3課

明治32年12月19日 成案

20日 決議

知事代

内務部長 (印) 第1課長 (印) 課僚 (印)

保存金下賜願ノ件⁴⁾

収1第1671号

保存金下賜願書進達添申

管下西国東郡田染村富貴寺住職柏木ノ覚純外5名ヨリ、保存金下賜願書別紙ノ差支候ニ付調査候処該寺ハ、明治30ノ年法律第49號ニ所謂歴史、證徴由ノ緒、特殊ナル且ツ美術ノ模範タルヘキ資格アルモノノト認メラレ候条保存金御下賜相成候ノ様致度此段及添申候也

明治32年12月

大分縣知事

内務大臣宛

○庶進第136号

部内田染村富貴寺住職柏木ノ覚純外5名ノヨリ別紙、通リ保存金御下賜願提出ノ付取調候処該寺、建築物タル是マテノ御廳并内務省等ハ、差出シタル書類其ノ他舊記等ニ徴シ古昔ノ築造ニ属スル

事ノハ明瞭ニシテ就中該境内安養閣即チノ通称大堂ノ如キハ其木材并構造ノ狀況ノ等ニ依リ古代ノ营造物タル事ハ推知セラレ本郡ハ勿論本縣内ニ於テモ斬クノ如キノ千年以上ノ建築物ハ多ク比類ヲ見サノ所ト相信セラシ候ニ付テハ是非トモ將ノ来永遠ニ保存ノ方法相立テ度義ニ有之候条此段添申候也

明治32年12月12日

西国東郡長中島彦太郎 (印)

大分縣知事鈴木定直殿

○保存金御下賜願

大分縣豊後国西国東郡田染村大字路ノ847番地

天台宗 蓮華山 富貴寺

抑モ當寺ノ儀ハ人皇44世元正天皇ノ御宇養老2ノ年仁聞太子仁聞太子ハ字佐八幡ノ化身ト書記セリノ当時ノ人太子或ハ菩薩ノ號ヲ稱セリ創立ニヒテ就中ノ養閣ト稱スルモノハ往昔用フル所ノ材木今口等存シ一破ルノ草堂寂寞タルモ未拜者僉能感賞スル所ニシテノ他ニ勝絶スル事舊記ス詳ナリ且ツ尙永正長年間ノ迄ハ朝廷トモ夷敵降伏ノ為メ御誓願ヲ立テリセラシノ則チ六郷満山ニ於テ六郷ハ武藏安岐伊美国東ノ来繩田染ノ六郷ナリ修天長地久ノ大願修法スル事アリ其後星霜ヲ經テ天正年間豊後ノ大友氏ノ兵乱ニ依リ神社佛閣多クハ兵燹ノ為メノ烏有ニ歸シタルモ獨此堂ノ千古ニ依然タルハ佛陀ノ威靈ト靈木靈木トハ一大柏木ヲ以テ一堂ヲ造リタル事ハ舊記ニ見エタリノ致ス所ニ外ナラサルノ者ト相信候降テ明治維新ノ際舊領主柁平氏ノ寄附地等悉皆上地セラシ加ケルニ元来寒邑ノ小ノ檀ニシテ常ニ修繕モ從属キ難ク為メ今日ノ口ノリテハ益々破壊ヲ加フルノ止ムヲ得サル有様ニ有ノ之修故ニ若シ尚等此儘ニ任再經過スルニ於テハ遂ノ修繕モ為シ難キニ立至モ可キヲ以テ百方苦慮ノ未檀信徒等ト協議ヲ遂ケ之レカ修繕ヲ為サントス然レニ其修繕費見積金額ハ實ニ2,958円55銭2厘ノ多額ヲ要スルヲ以テ少数檀徒ニ於テハ到底其負担ニ堪ケル能ハザルモ先ツ總費額ノ内958円55銭2厘丈ケハ檀信徒ニ於テ負担スルモノ決定任候ト雖然レトモ之レカ不足額2,000円募集ノ方法ニ至リテハ更ノ目的無之願ル困難能在候次第ニ付何卒口ノ社寺保存金ノ内ヨ

御下附被成下候様偏ノ不堪至願候以上

明治32年12月22日

大分縣西國東郡田染村847番地

右住職 柏木 覺純 (印)

全縣全郡全村838番地

檀徒總代 柏木元太郎 (印)

全縣全郡全村831番地

田邊 孝市 (印)

全縣全郡全村857番地

柏木 近藏 (印)

全縣全郡全村886番地

大江 惣七 (印)

全縣全郡全村854番地

柏木庄太郎 (印)

内務大臣伯爵西郷從道殿

前書ノ通相違無之候也

明治32年11月22日

大分縣西國東郡田染村長河野三郎 (印)

○修繕ニ要スル設計書 大堂ノ部

- 一杉柱木 長1丈8尺 6寸角 18本
代金63円 但1本金3円50銭
- 一大桁木 長2間 1尺3寸6寸 12本
代金56圓40銭 但1本金4圓70銭
- 一平物 松長2間 9寸4寸 8挺
代金14円40銭 但1挺金1圓80銭
- 一走 松長2間 5寸6寸 6挺
代金9円60銭 但1本金1圓60銭
- 一茅覆 走長2間 4寸角 14挺
代金12円60銭 但1本金90銭
- 一品板 松長2間 5寸5歩3寸 14挺
代金13円86銭 但1挺金99銭
- 一瓦座 松長2間 3寸1寸8分 14挺
代金3円78銭 但1挺金27銭
- 一隅木 松長2間 4寸角 9挺
代金7圓20銭 但1挺金80銭
- 一一ノ木屋短木杉長2尺5寸走上 20本
代金1圓30銭 但1本金16銭5厘
- 一二ノ木屋短木杉長4尺5寸走上 25本
代金7圓50銭 但1本金30銭
- 一三ノ木屋短木杉長3尺走上 16本
代金3圓20銭 但1本金20銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

一四ノ木屋短木杉長3尺走上	8本	代金2圓70錢	但1坪金1圓50錢
代金1圓60錢	但1本金20錢	一小合板	11坪
一五ノ木屋杉長5尺5寸走上	8本	代金16圓50錢	但1坪金走上
代金2圓88錢	但1本金36錢	一ハメ板 銀杏厚2寸5分巾1尺2寸長5間	
一牛木 松長1間末口7寸	1本	代金50圓	但極彩色佛画
代金70錢	但1本金70錢	一前面板戸楠木檜木板	2枚
一實行短木 松長7尺 8寸角	1本	代金6圓	但1板金3圓
代金2圓	但1本金2圓	一走格子戸楠木横1丈3尺豎3尺	2枚
一木屋貫 松長2間 4寸8寸	25挺	代金5圓60錢	但1枚金2圓80錢
代金3圓75錢	但1挺金15錢	一ケヤキ椽板長4尺厚2寸	30坪
一大貫 松長2間 5寸1寸2歩	30挺	代金52圓	但1坪金4圓
代金6圓	但1挺金20錢	一床板 松厚3寸	2坪
一隅木 松長2間半 5寸1尺	4挺	代金5圓	但1坪金2圓50錢
代金12圓48錢	但1挺金3圓12錢	一椽上天井板杉5分板	13坪
一勿木 松長2間 末口6寸	24挺	代金10圓40錢	但1坪金80錢
代金36圓48錢	但1挺金1圓52錢	一内庫欄千修繕一式	
一化粧樺 松長4尺5寸2分2寸	260挺	代金13圓	
代金20圓80錢	但1挺金8錢	一ホートウ長7寸	24挺
一野錘 松長2間 2寸角	250挺	代金6圓	但1挺金25錢
代金30圓	但1挺金12錢	一鋸	56挺
一野桁 松長2間 4寸角	44本	代金1圓68錢	但1挺金3錢
代金7圓4錢	但1本金16錢	一西洋釘大小口七鍔目20貫目	
一梁木 松長6間 末口7寸	8本	代金12圓	但1貫目金60錢
代金152圓	但1本金19圓	一壁42坪	但内外共白土塗
一二,梁木松長4間 末口7寸	8本	代金33圓60錢	但1坪金80錢
代金71圓20錢	但1本金8圓90錢	一瓦漆喰25坪	
一三,梁木松長2間	6挺	代金12圓50錢	但1坪金50錢
代金18圓18錢	但1挺金3圓3錢	一瓦8,000枚	檀信徒 _{ヨリ} 寄附
一四,桁 松長1間 末口6寸	5挺	代金160圓	但1枚金2錢
代金2圓50錢	但1挺金50錢	一寶行瓦1個隅鬼4枚鳥襖4個	
一火打梁 松長9尺 4寸8寸	4挺	代金15圓	
代金4圓80錢	但1挺金1圓20錢	一假上 _ハ 屋1宇	大堂修繕中雨霧除 _テ
一屋根裏板杉7分	80坪	代金30圓	
代金72圓	但1坪金90錢	一大工777人	
一杉皮	80坪	賃金388圓50錢	但1人金50錢
代金12圓	但1坪金15錢	一木挽280人	
一押竹 4寸廻 _リ 竹	100本	賃金154圓	但1人金55錢
代金2圓	但1本金2錢	一人夫183人	
一天井板 銀杏板厚5分	36坪	賃金54圓90錢	但1人金30錢
代金54圓	但1坪金1圓50錢	一土 300駄	
一天井大合板	1坪8合	代金9圓	但1駄金3錢

合計金1,745圓63銭

○右仕様

- 一大堂、周囲ニ柱ヲ建設其上屋根ヲ営シ苦ヲ以テ葺立修繕中雨露ニ漏ラサル様ナスヘシ
- 一上ハ家破損ノ分桁以上腐朽ノ分ヲ取除ケテナスベシ
- 一周圍外柱ノ朽損シタル分ハ取除ケテ杉6寸角長1丈8尺ノ柱ヲ建設スヘシ
- 一軒廻5ヨリ大桁長2間中1尺3寸ノミノハ大門繼ニテ栓留ノミナシ其下ニ水貫長2間幅9寸ノモノヲ柱ニ差通シ其ノ下ニ椽カマチヲ入シ栓留メニスヘシ
- 一軒桁4方、隅ハ長9尺ノ火打梁ヲ軒桁ニ蟻掛ニ仕込ムヘシ
- 一陸梁長6間末口7寸ノモノ大桁ニ蟻掛ニ仕付ケヘシ
- 一野短木杉木4寸角ヲ以テ組立中短木ニ貫1通り其上ニテ梁ヲ引渡シ又其上ニ34ノ木屋組ヲナシ順次梁木ノヲ引渡シ其上ニ5ノ桁ヲ組廻シ松木長1間末口7寸ノノ牛水ヲ切組ムヘシ
- 一第3ノ木屋梁ヨリ室桁短木ヲ建テ其頭ニ4方ノ隅木ヲ蟻掛ノニ仕付根元ハ鏝ニテ化粧スミ木ニ取合セノ事
- 一化粧垂木ハ送り10本其上ニ茅覆品板瓦座ヲ仕付ケル事
- 一野垂木ハ7本送り屋根裡(裏カ)杉7分ノモノヲ打付ノ事
- 一瓦下土居ハ粘土ヲ充分練ク立タルモノヲ以テ瓦ヲ葺立テノ小キ4方ノ隅鼻ハ鬼瓦其上イ唐獅子ノ瓦ヲ用ヒ棟ニハ室行瓦ヲ用ユヘシ
- 一4方下リ棟丸瓦下ハ総テ敷漆喰ヲ用ユル事
- 一丸瓦下熨斗3段軒口唐草瓦ヲ用ヒ敷瓦ヲナスヘシ
- 一瓦漆喰ハ丸ノ分ハ不殘棟下3枚軒口4枚白漆喰ニスヘシ
- 一軒廻4方隅ニハ隅木ヲ用ヒ軒口化粧垂ハ芻木ニテ釣リノ楊ケ芻木根本ハ鏝ニテ繁キ留ムヘシ
- 一内廻リ3方椽ハ槻木板ヲ以張立椽上天井ハ廻リ縁ノ竿縁天井板トモ仕替ノ事
- 一内陣下陣合天井ノ破損ノ分ハ仕替ノ事
- 一下陣後堂床板腐朽ノ処2坪張替ヲナスヘシ
- 一後堂ハメ板ハ银杏材ヲ用ヒ現在ノ嵌板ニ倣ヒ極彩ノ色ノ佛像ヲ画ケヘシ
- 一内陣高欄ハ椽材ヲ以テ元形ノ通組立ツヘシ
- 一前面中央入り口ハ横1丈1尺ノ処ノ楠材仕立

ノノ格子戸2枚ヲ用ヒ其外部ニハ楠材椽板ト板戸2枚ヲノ開キ戸ニシテ取付ヘシ

- 一壁ハエツリヨリ中塗上塗迄内外共白土ニ塗リアクヘシ
 - 一設計書中材木ノ寸法ハ何レモ仕上ケノ寸法ナリ
 - 一見ハ掛リハ総テ上鉋削クニ仕上ケノ事
- 右之通御座候也

明治32年11月22日 右住職

柏木覚純

○本堂修理ニ要スル工費予算設計書

- 一 桁木 松長2間 5寸8寸 10挺
代金20圓 但1挺金2圓
- 一 大桁 松長2間 1尺3寸 10挺
代金24圓 但1挺金2圓40銭
- 一 大貫 松長2間 5寸 30挺
代金6圓 但1挺金20銭
- 一 化粧垂木松長4尺8寸2寸5分2寸60本
代金4圓80銭 但1本金8圓
- 一 茅覆 長2間 4寸角 11挺
代金10圓56銭 但1挺金96銭
- 一 品板 松長2間 3寸5寸 11挺
代金10圓89銭 但1挺金99銭
- 一 縁ノ上天井廻縁松長2間2寸3寸 17挺
代金3圓40銭 但1挺金20銭
- 一 竿縁 松長2間1寸5分1寸2分 17挺
代金2圓4銭 但1挺金12銭
- 一 牛木 松長3間半 末口6寸 6本
代金30圓96銭 但1本金5圓16銭
- 一 梁木 松長4間 末口7寸 8本
代金71圓68銭 但1本金8圓96銭
- 一 隅木 松長3間 末口8寸 2本
代金14圓80銭 但1本金7圓40銭
- 一 芻木 松長2間 末口4寸 12本
代金9圓48銭 但1本金79銭
- 一 合掌木 松長4間 末口4寸 20本
代金57圓 但1本金2圓85銭
- 一 椽板 ケヤキ長4尺厚1寸2分5坪7合
代金19圓95銭 但1坪金3圓50銭
- 一 床根太 長4間半 末口5寸 8本
代金34圓80銭 但1本金4圓35銭
- 一 小根太 松長2間 2寸5分3寸 32本
代金12圓80銭 但1本金40銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

一 杉柱 長1丈5尺 6寸角 10本 代金31圓50銭 但1本金3圓15銭	代金72銭 但1挺金3銭
一 鴨居上短木杉長5尺 5寸角 5本 代金2圓60銭 但1本金52銭	一 欄間 長1間 高3尺 7枚 代金105円 但1枚金15圓
一 椽ノ上天井板杉厚5分 8坪 代金8圓 但1坪金1圓	○玄関部
一 障子 檜木仕立腰高 19枚 代金28圓50銭 但1枚1圓50銭	一 柱 ケヤキ長1丈2尺7寸角2本 代金20圓 但1本金10圓
一 屋根裡(裏)板杉7分 9坪 代金8圓10銭 但1坪90銭	一 大桁 ケヤキ長2間1尺3寸6分1本 代金14圓 但1本金14圓
一 雨戸 18枚 代金27圓 但1枚金1圓50銭	一 全 ケヤキ長9尺 走上 2挺 代金21圓 但1挺金10圓50銭
一 戸袋 2ヶ所 代金6圓 但1ヶ所金3圓	一 水貫 ケヤキ長2間1尺1寸5分1挺 代金11圓 但1挺金11圓
一 床板 松長1間 厚1寸 11坪 代金11圓 但1坪金1圓	一 野垂木 杉長平均4尺 4寸角6本 代金1圓20銭 但1本金20銭
一 家ナカ竹口口廻り 76本 代金19圓 但1本金25銭	一 野桁 杉長9尺 4寸角 3本 代金1圓80銭 但1本金60銭
一 大縄 6束 代金2圓40銭 但1束金40銭	一 カヘルマタ但槻木ニシテ彫物ノ事 1個 代金2圓
一 縄 30束 代金6圓 但1束金20銭	一 化粧垂木長9尺 2寸5分2寸 30挺 代金4圓50銭 但1挺金15銭
一 西洋釘 大小取混七 鍍目5貫目 代金3圓 但1貫目金60銭	一 野垂木 長9尺 2寸角 20本 代金2圓 但1本金10銭
一 茅 530束 代金37圓10銭 但1束金7銭	一 破風板 松長1丈巾1尺5分厚2寸3枚 代金3圓 但1枚金50銭
一 壁 52坪 代金41圓60銭 但1坪金80銭	一 芻木 長8尺 末口4寸 4本 代金2圓 但1本金50銭
一 大工 400人 賃金200圓 但1人金50銭	一 茅覆 松長9尺 4寸角 2挺 代金1圓70銭 但1挺金85銭
一 木挽 155人 賃金85圓25銭 但1人金55銭	一 品板 松長9尺 2寸5分5寸 4挺 代金2圓 但1挺金50銭
一 家根師 50人 賃金25圓 但1人金50銭	一 瓦座 長9尺 1寸8分5寸 4挺 代金1圓20銭 但1挺金30銭
一 取崩并建方人夫 120人 賃金36圓 但1人金30銭	一 家根裡(裏)板 杉板6分 7坪 代金6圓30銭 但1坪金90銭
一 土 200駄 代金6圓 但1駄金3銭	一 敷台板 長1間 厚1寸 2坪 代金2圓40銭但1坪金1圓20銭
一 ホトウ釘 12本 代金3圓 但1丁金25銭	一 土台木 長2間 但栗4寸5寸 1挺 代金25銭 但1挺金25銭
一 鋸 24挺	一 根太木 長2間 走上4寸角 3担 代金48銭 但1担金16銭
	一 段板 松長2間巾1尺厚1寸6分2枚

代金60銭 但1枚金30銭
 一 全蹴込 松長2間巾9寸厚1寸2分2枚
 代金50銭 但1枚金25銭
 一 腰壁板 長1間但銀杏7ト 2坪
 代金3圓 但1坪金1圓50銭
 一 横マイラ戸 棧及板共檜 4枚
 代金10圓 但1枚金2圓50銭
 一 玄侘板 槻木長4尺 巾1尺3寸 1枚
 厚1寸5分
 代金2圓 但1枚金2圓
 一 天井廻り縁松長2間 3寸2寸 1本
 代金20銭 但1本金20銭
 一 竿縁 松長2間1寸5分1寸3分5本
 代金75銭 但1本金15銭
 一 天井板 杉5分板 3坪
 代金3圓 但1坪金1圓
 一 西洋釘 大小取交セ 鍍目4貫目
 代金2圓40銭 但1貫金60銭
 一 ホートウ釘 長7寸 4本
 代金1圓 但1本金25銭
 一 帽子釘 530本
 代金21銭2厘 但100本金4銭
 一 瓦 350枚
 代金7圓 但1枚金12銭
 一 大工 150人
 賃金75圓 但1人金50銭
 一 左官 5人
 賃金2圓30銭 但1人金50銭
 一 瓦漆喰 4坪
 代金2圓 但1坪金50銭
 合計金1,212圓92銭2厘
 右之通御座候也
 明治32年11月22日 右住職
 柏木覚純

○仕様

一本堂、修繕前側及後側腐朽、柱木ヲ10本建替
 鴨居ノ、上短木5本仕替ヲナスヘシ
 一前側及西、方軒桁2方後側及東側其上2軒
 桁取替、事
 一隅木2ヶ所化粧垂木2方取替2方ニ茅覆品
 板ヲ仕付ノ杉7歩、屋根裡ヲ打付クヘシ

一 芻木ヲ以テ化粧垂木ヲ釣リ揚ケ芻木根本ハ鋸ニテ
 繫キ留ムヘシ
 一 陸梁長4間末口7寸ノモノヲ6尺間毎キ引渡シ
 軒桁ニ切ノ組基上ニ牛木長3間半ノモノヲ3通
 リ組合セヲナスヘシ
 一 合掌木長2間末口4寸ヲ取付家中竹ヲ大繩ニ
 テ結ヒ付ケノ其上ニ乱レ竹又其上ニ澗竹ヲ用ヒ茅
 ヲ以テ充分厚ク葺立ノ箱棟ニスヘシ
 一 椽側上ノ天井廻り縁長2間竿縁長2間天井
 板ハ杉5分板ノヲ以テ羽重ネ張ニスヘシ
 一 縁側ハ槻木長4尺厚1寸2分合ヒ釘ヲ入レ下タ
 ノ方ヨリ檜木ノ蟻掛ケニテ張立ヘシ
 一 内廻り床根太ハ大根太小根太木ヲ用ヒ其上ニ床
 板松1寸ノモノヲ用ヒ仕上ヘシ
 一 障子ハ檜木仕立腰高4枚張ニスヘシ
 一 雨戸ハ松木棧杉板ヲシナシ1寸8歩ノ車1枚ニ
 2個ヲ入シ仕ノ上クヘシ
 一 戸袋ハ雨仕舞宜敷様スナスヘシ
 一 壁ハエツリヨリ大直シ中塗リ上塗リ迄内外共白土
 塗リニスヘシ
 一 欄間ハ長1間高3尺恰好ヨキ品ヲ仕立ヘシノ但
 4枚ハスガシ彫3枚ハ組子
 一 玄関柱ハ槻木長1丈2尺7寸角2本ヲ立テ大
 桁槻木長ノ2間両トモ大桁長9尺前側ニハ水
 貫長2間ノモノヲ入レ組立ヘシ
 一 化粧垂木長9尺茅覆品板瓦座ヲ打付屋根裡
 板ハ杉ノ6歩芻木ハ長8尺末口4寸ノモノヲ口
 化粧垂木軒ヲ芻上ケホートウノ及鋸ヲ以テ繫
 留ムヘシ
 一 野桁長9尺野垂木長上屋根裡ヲ仕付クヘシ
 一 破風ハ長9尺ノモノヲ2枚ニテ仕付クヘシ
 一 玄侘ハ槻木板ニテ恰好ヨク彫刻スヘシ
 一 敷台ハ土台木ニ用木長2間ノモノヲ嵌め込板張
 ハ松1寸ノ板ヲ用ヒ根太木3通り引渡スヘシ
 一段板ハ松長2間巾1尺厚1寸6歩蹴込板長
 2間巾ノ9寸厚1寸2歩ヲ用ヒ2段仕立ツヘシ
 一 腰壁板ハ長1間厚7歩鋸釘1寸5歩アキニ打
 付クヘシ
 一 横マイラ戸檜木材ニテ指立ツヘシ
 一 天井廻り縁松長2間竿縁走上5ッ通り天井板
 ハノ杉5歩板ヲ以テ仕上ヘシ

一瓦漆喰、棟、悉皆棟下3枚軒品板其他丸瓦
／ハ不残塗上ケノ事

一設計書中材木、寸法、ハ何レモ仕上ケノ寸法ナリ

一見エ、掛リハ総テ上鉋削リ仕上ケノ事

右、通御座候也

明治32年11月22日

右住職

柏木覚純

○修理スヘキ物件名称

一蓮華山 富貴寺

所在地

一大分県豊後国西國東郡田染村大字路

種類品質

一本堂木造草葺 大堂木造草葺

茶数形状

一大堂桁行6間梁行6間単層3方縁前面3
戸両側4戸／後1戸化粧口寶形瓦地ニシテ
草葺ナゲシ嵌板及桁内／廻4方トモ極彩色參
千佛像ヲ画ク

一本堂桁行7間1尺2方縁前面3戸側面2
化粧桷草葺

寸尺

一大堂桁行36尺梁間36尺軒高14尺棟高28尺
一本堂桁行74尺5寸梁間27尺軒高15尺／棟
高30尺

構造坪数

一大堂36坪 本堂33坪1合

大堂由緒

一抑モ當堂、由緒ヲ尋タルニ人皇44代元正天皇、
御宇／仁聞太子六郷山開基、時造營スル処ナリ當
時此里ニ／一株、柏木アリ其高大ナル量リ知ルヘカ
ス朝夕樹陰數里／、外ニ映スト云（西ハ本郡留原
字塔、嶺東ハ、小野村字鍬硬岩）ニ至ル養老ニ戊
午年大工斐／陀、匠ニ命ジ是ヲ伐ケ材トシ一木ヲ以
テ一字、堂ヲ建立ス（斐陀、匠ト云ハ1人、名ニア
ス大和陀国ヨリ庸調ヲ口テス工匠等人ヲ出シテ公、造
營ヲ営ミタリ貞觀ノ頃ハ1国ヨリ数人ヲ調シ朝堂院神
泉苑等ヲ造營ラリ給フ事国史ニ載タリ）／其時伐
ル柏木、跡ニ山神ヲ安置ス今其処樹木蕪トシテ繁
茂ス名ケテ栢ノ森ト云其後數百年／ヲ經テ柏根化シ
テ石トナリ今ニ存セリ其色黄ニシテ樺理アテ柏ノ、化石
ナル事文明ナリ傳フ當堂、本尊阿弥陀如来左右／

觀菩薩至、ハ何レモ仁聞太子一刀3礼、御作ナリ及
チ名ケテ／落山阿弥陀寺、稱ス御世寺号ヲ稱セシメ
テ大堂ト呼習／セリ高4丈方5間堂、前ニ額アリ安
養閣ト題ス玉／峯裡時宜ト記セリ又堂中柱樑ニ盡
ク佛像ヲ画ク3,000佛9品浄土ノ圖ナリ今ニ丹青尚
等遺レリ又天井ハ／合天井ニシテ方3尺、大合、中
ニ150余、小合アリ中ニ／彩色花一輪ツッ画タリト雖
今ハ滅シテ分明ナラス境内幽／絶ニシテ山ヲ負ヒ溪ニ臨
ミ4壁ハ老樹蔚然トシテ太古ノ、形ヲ殘セリ庭前ニ數
多ノ石碑アリ皆古時立ツル／処ニシテ苔蘚ニ埋レリ仁
治2年文永5年、銘アリ右ノ大將源頼朝日本總
追捕使ニ任セラル建久ノ年中曾根崎昌重當地頭
ニ補セラシ早見郡糸ノ永村ニ住ス落村田1町步寄
附シ當堂修理ノ、料ニ供シ殊ニ深ク尊信ス別當富
其寺之ヲ支配ノ末寺6坊是レヲ耕作ス（6坊ハ
東、南、妨妙藏坊院主坊大門坊是レナリ）其時、
証ノ文今ニ村長、家ニ遺レリ永應21年12月15日
妙ノ藏坊3位阿闍梨寛祐トアリ糸永地頭曾根崎
三郎平衛自筆、證文ニテ／一通南、坊ニアリ落村ノ
内ノ糸永田ト字スルモノアリ昔糸永地頭寄附セシ田
地アリト云／傳フ其後500余年ヲ歴テ大ニ此堂破却
セシト雖／其頃ハ4海大ニ乱レ争鬪ニ絶間ケリ之ヲ修
造スルノ人／アラオリシ然ルモ人皇95代後光嚴天皇御
宇ノ足利將軍尊氏、治世文和2年京師ノ僧祐
禪ノ大徳南北朝、乱ヲ避ケ此地ニ來リ住ス當堂ノ
破却ヲ雖キ領主調宿稱行實ニ議ル之レヲ修ノ造ス
仕處再ヒ昔時ニ異ナラス其時、棟札今ニ存セリ祐
禪大徳自記スル所ナリ其文ニ曰上棟（今成長口）
ノ奉修造為天長地久南澱浮州大日本豊ノ後國
早見郡落村阿弥陀堂一字文和2年歲次乙巳ノ
2月6日云々大檀那調宿稱行實學頭僧祐禪ノ
大工衛門大夫藤原實吉小工等10人鍛冶忍海ノ
維宗執筆祐禪大徳（往年75）ト記セリ此棟札長
1ノ間ニシテ8寸角ナリ表面ニ2ツ方鑿アリ修造ノ
時古柱ヲ以テ作リタリト云ツ此地今日國東郡ナシトモ
其頃ハ速見ノ郡ノ中ナリト見ヘタリ文字モ亦速見ト書
クヲ速見ト當ノケリ祐禪大徳ハ實ニ當寺中興ノ師ナリ
墳墓ハ元ノ山門（当村、内ニアリ）ノ前ニ鎮安セルヲ
當堂、前ニ移ス墓ノ誌ニ同右志ハ故大徳7年忌造
立如件延文4ノ年中當國探題大友宗麟邪宗ヲ
信シ國中、神ノ社佛閣ヲ破却セシニ此時殆ント頽廢

及ヒタルヲ／村民相議シテ修造ス後茂星霜ヲ経ル從
 ヒ或ヒハ／焼失シ或ヒハ朽滅シテ今ニ存スルモノハ當世
 ニ建立ス／ルモノナリ然ルニ此堂ノミ獨リ巍然トシテ存ス
 ルモノ佛陀ノ威靈且ツ靈木ノ徳ニ困ル所以ナリノ大
 堂佛像ノ床下ニ大凡2坪許ニ大石蓋アリ加何ノナ
 ル物ヲ蔵スルヤ住古ヨリ知ル者ナシ古來堂ヲ葺タル□ノ
 ハ折ニ発見スルモアリ大形ニシテ厚1寸余其質石ノ
 如シ巴ノ処ニ佛像焼付アリ本堂ノ事跡ハ豊後ノ国
 史ニ掲載アリ

○建築年代及修理年月

建築年代

一養老2年 惣栢ノ木瓦葺 但今草葺變更年
 月不詳

修理年代

一文和2年2月6日
 一文祿6年末4月
 一寛永10午年
 一貞享3戊年

本堂 由緒

抑モ當寺ノ儀ハ人皇44代元正天皇御宇ノ養老2
 年僧仁聞太子ノ開基スル所ナリノ應永正長ノ頃迄
 朝廷ヨリ夷敵降伏ノ為ノ御誓願被為立則テ六郷
 山18ヶ寺ニ於テ天長地久ノ大願ヲ為シ又旧領主
 ヨリ兩ノ乞ノ誓願ニテ執法且ツ毎年正67月各15
 ノ日ヲ以テ寶束延長玉体安穩領主家運長ノ久
 祈念修行ニ今ニ傳且當村社別當タリシモノ御維新
 ノ際寄附地返上セリ余ハ前項大堂記ニ詳ナリ

建築年代及修造年月

建築 養老2年
 建替 文祿4年3月
 修造 寛文丙午年3月
 修造 正徳5年乙未3月

竣成期限 明治33年8月

出願者ノ資方ヲ證スルニ足ル可キ事項

一田反別3反2畝20歩
 一畑反別7反3畝13歩
 一山林原野反別6反4畝1歩
 一檀徒38人
 一信徒大凡1,500人

右之通御座候也

明治32年11月22日 右住職

柏木 覺純 (印)
 檀徒総代
 柏木元太郎 (印)
 柏木 郁蔵 (印)
 田邊 孝市 (印)
 大江 惣口 (印)
 柏木庄太郎 (印)

内務大臣伯爵西郷從道殿

(大堂・本堂立面・平面図あり)

第4節 臨濟宗建仁寺派 向原寺

(南海部郡下入津村大字竹野浦河内)

向原寺明細書

本尊地藏菩薩 1 軀
 由緒 不詳
 堂 豎4間横4間
 境内 120坪 民有地第1種
 境内佛堂 1 宇
 地藏堂
 本尊地藏菩薩 一軀
 由緒 不詳
 堂宇 豎1間3尺横1間3尺
 信徒 120人

右佛像等ノ儀ハ新規伽藍落成之ノ上入佛可
 致者ニ御座候

○向原寺永続資本誓約書

一敷地175坪6合 田原久三郎ヨリ寄附
 右ハ私有地ヲ以テ寺ノ敷地トス
 一金1,487円3錢7厘 惣代信徒ヨリ寄附
 右ハ新規本堂庫裡建築費ノ見込
 一金300円 信徒ノ有志ヨリ寄附
 右ハ永続資本金トシテ此利子ヲ以テ寺ノ修繕ニ
 充ツ
 一精米2石6斗 惣檀戸ヨリ納ム
 右ハ毎年1月7月兩度ノ佛餅米
 一唐芋650貫目 惣檀戸ヨリ納ム
 右ハ毎年秋作1戸5貫目宛
 一大角豆6斗5升 惣檀戸ヨリ納ム
 右ハ毎年夏作1戸5合宛
 一精米1石3斗 惣檀戸ヨリ納ム
 右ハ毎年春秋兩彼岸會ノ佛餉米
 一麦2石6斗 惣檀戸ヨリ納ム

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

右、毎年奔秋人口1人_ニ付3号宛
 字内浦243番
 一畑7畝歩 持主 日高松藏
 此地価4円35銭8厘
 右収穫 唐芋350貫目
 奔1石4斗
 字_{カキ}浦1,595番
 一畑5畝3歩 持主 竹中實藏
 此地価3圓4銭5厘
 右収穫 唐芋250貫目
 奔1石
 字内浦1,760番
 一畑1反24歩 持主 内田俊藏
 此地価8円85銭6厘
 右収穫 唐芋512貫目
 奔2石4升8合
 字黒熊493番
 一畑6畝9歩 持主 黒川源七
 此地価3円76銭
 右収穫 唐芋350貫目
 奔1石2斗1升8合
 字内浦238番
 一畑1反27歩 持主 山下森五郎
 此地価17円6銭9厘
 右収穫 唐芋635貫目
 奔2石7斗5升
 字平1,560番
 一畑1反貳畝9歩 持主 井高又藏
 此地価8円25銭3厘
 右収穫 唐芋600貫目
 奔2石4斗
 字_{カキ}浦1,598番
 一畑7畝9歩 持主 中藪嘉七郎
 此地価4円29銭8厘
 右収穫 唐芋353貫目
 奔1石4斗1升
 字平703番
 一此地価6円92銭5厘
 右収穫 唐芋558貫目
 奔2石2斗3升6合
 字_{カキ}浦千1,584番

一畑5畝歩 持主 安部松五郎
 此地価4円2銭6厘
 右収穫 唐芋250貫目
 奔1石
 字庚申塚670番
 一畑2畝歩 持主 田原太三郎
 此地価3円50銭
 右収穫 唐芋100貫目
 奔4斗
 字_{カキ}浦1,582番
 一畑8畝9歩 持主 三浦惣佑
 此地価5円56銭9厘
 右収穫 唐芋404貫目
 奔1石6斗1升8合
 字久保浦1,490番
 一畑5畝27歩 持主 田原久三郎
 此地価9円97銭1厘
 右、寺敷地
 字_{カキ}浦千1,583番
 一山林3畝歩 持主 三浦惣佑
 此地価14銭4厘
 字_{カキ}浦1,585番
 一山林5畝歩 持主 安部松五郎
 此地価24銭
 字佛、浦千1,645番
 一山林8畝12歩 持主 牧永三郎
 此地価40銭5厘
 右
 惣畑山林反別1町8畝24歩
 此惣地価80円42銭
 此収穫総高 唐芋4,517貫目
 奔17石4斗8升
 右15筆、私有地_ヲ以_テ各持主信徒_{ヨリ}寄附
 総計
 一精米3石9斗
 一大角豆6斗5升
 一麦20石8升
 一唐芋4,967貫目
 一永続金300円
 右、通拙者共寄附仕候処相違無之就_テ、移轉、
 /儀御許可相成候上、速_ニ該寺名前、地所_ニ書

替永／世該寺寄附属ニ可仕候且、130余戸、家族、不殘檀／徒ニ相成永世統維持方法ニ於テ聊、差問無之様互ニ尽／力周旋可致候仍テ誓約書如件

大分県下南海部郡下入津村大字竹野浦河内
明治32年3月18日

発願者惣代員
山下森五郎 (印)
竹中貫實藏 (印)
田原久三郎 (印)
日高 松藏 (印)
内田 俊藏 (印)
井高 又藏 (印)
黒川 源七 (印)
尾脇久五郎 (印)

大分縣知事押川則吉殿

○本堂庫裡新築目論見書

一本堂
桁行 4 間半 梁行 5 間半
一玄関
桁行 2 間 梁行 1 間半
一庫裡
桁行 5 間半 梁行 2 間半
一門
2 本柱
右

○本堂之部

一杉木 自 6 尺 至 3 尺 40本
此代金120円 1 本ニ付平均 3 円
一松木 自 6 尺 至 3 尺 30本
此代金60円 1 本ニ付平均 2 円
一杉柱角長 1 丈 4 尺角 5 寸 40本
此代金14円 1 本ニ付平均35銭
一杉小柱角長 1 丈 3 尺角 4 寸100本
此代金30円 1 本ニ付平均30銭
一杉板 200間
此代金100円 1 間ニ付平均50銭
一大工 800人
此賃金280円 1 人ニ付 1 日35銭
一木挽 300人
此賃金105円 1 人ニ付 1 日35銭
一石工 10人

此賃金 3 円50銭 1 人ニ付 1 日35銭
一釘
此代金10円
一人夫 250人
此賃金50円 1 人ニ付 1 日20円
一石灰 50俵
此代金 4 円 1 俵ニ付 8 銭
一藪苔 20貫目
此代金 7 円 1 貫ニ付35銭
一ツサ 20貫目
此代金 3 円20銭 1 貫ニ付16銭
一油 1 斗 2 升 5 合
此代金 1 円25銭 1 升ニ付10銭
一左官 70人
此代金24円50銭 1 人ニ付 1 日35銭
一切石 21本
此代金21円 1 本ニ付 1 円
一竹 10肩
此代金 3 円 1 肩ニ付30銭⁵⁾
一瓦 8,000枚
此代金160円 1 枚ニ付 2 銭
小計金966円45銭
○玄関庫裡ノ部
一杉木 自 6 尺 至 3 尺 20本
此代金60円 1 本ニ付平均 3 円
一枅木 自 6 尺 至 3 尺 15本
此代金30円 1 本ニ付平均 2 円
一杉柱角長 1 丈 4 尺角 5 寸 25本
此代金 8 円75銭 1 本ニ付平均35銭
一杉小柱角長 2 間角 4 寸 30本
此代金 9 円 1 本ニ付平均30銭
一杉板 150間
此代金75本 1 間ニ付平均50銭
一大工 250人
此賃金87円50銭 1 人ニ付 1 日35銭
一木挽 150人
此賃金42円50銭 1 人ニ付 1 日35銭
一人夫 100人
此賃金20円 1 人ニ付 1 日20銭
一釘
此賃金 6 円10銭

北部九州に於ける近代建築業の社会経済史的研究

一瓦	2,500枚	此代金60銭
此代金50銭	1枚 _付 2銭	一油
一石灰	25俵	此代金37銭5厘
此代金	1俵 _付 8銭	一左官
一麩苔	5貫目	此賃金7円
此代金1円75銭	1貫目 _付 35銭	小計金52円18銭7厘
一ツサ	5貫目	総計金1,487円73銭7厘
此代金75銭	1貫目 _付 16銭	右之通相違無御座候也
一油	6升5合	檀信徒惣代人
此代金65銭	1升 _付 10銭	山下森五郎(印)
一石工	10人	竹中 貫藏(印)
此代金3円50銭	1人 _付 1日35銭	田原久三郎(印)
一左官	45人	日高 松藏(印)
此賃金15円75銭	1人 _付 1日35銭	内田 俊藏(印)
一切石	16本	井高 又藏(印)
此代金16円	1本 _付 1円	黒川 源七(印)
一竹	7肩	尾脇久五郎(印)
此代金2円10銭	1肩 _付 30銭	(本堂・庫裡・玄関立面・平面図あり)
小計金430円35銭		
○門ノ部		
一門柱杉	2本	
此代金3円	1本 _付 1円50銭	
一大工	10人	
此賃金3円50銭	1人 _付 1日35銭	
一木挽	3人	
此賃金1円5銭	1人 _付 1日35銭	
一人夫	6人	
此賃金1円20銭	1人 _付 1日20銭	
小計金8円75銭		
○坪ノ部		
一石工	50人	
此賃金17円50銭	1人 _付 1日35銭	
一人夫	100人	
此賃金20円	1人 _付 1日20銭	
一瓦	210枚	
此代金4円20銭	1枚 _付 2銭	
一石灰	15俵	
此代金1円20銭	1俵 _付 8銭	
一麩苔	3貫550目	
此代金1円31銭2厘	1貫 _付 35銭	
一ツサ	3貫750目	

此代金60銭	1貫 _付 16銭
一油	3舂7合5反
此代金37銭5厘	1升 _付 10銭
一左官	20人
此賃金7円	1人 _付 1日35銭
小計金52円18銭7厘	
総計金1,487円73銭7厘	
右之通相違無御座候也	
檀信徒惣代人	
	山下森五郎(印)
	竹中 貫藏(印)
	田原久三郎(印)
	日高 松藏(印)
	内田 俊藏(印)
	井高 又藏(印)
	黒川 源七(印)
	尾脇久五郎(印)
(本堂・庫裡・玄関立面・平面図あり)	

小結

明治30年代、大分県内の寺院の造営に係わった建築工匠の1人1日当りの賃金は表3から次のようである。

- 1、大工1人1日当りの賃金は、明治32年(1899)時、南海部郡の向原寺で35銭、西国東郡の富貴寺で50銭で地域格差が見られる。
- 2、木挽、左官の1人1日当りの賃金も、大工同様に地域格差がある。中でも、木挽の1人1日当りの賃金は20銭の差があって大きい。
- 3、大工にしても、木挽にしても同じ明治32年時に1人1日当り15銭と20銭の差があることは、単に地域格差だけではなく、寺格にもよるのかも知れない。富貴寺本堂は平安時代建立の国宝(昭和27年11月22日指定)である。明治には下賜金があった。

結

神社の移築、新築などの施工を行う場合

は、宮司や氏子又は信徒総代達が県知事に願状を提出して許可を得て行く。その場合は理由書や見積書と共に図面を添えかつ神社の永続維持方法まで一括して提出するのが慣例である。担当は庶務課である。

寺院の移築、新築などの施工を行う場合は、住職あるいは檀徒（信徒）総代などが県知事に提出して許可を受ける。勿論、村長や郡長宛文書も残るので、県知事以外にも地方の役所にも同一書類を提出する。

提出書類は、神社の場合とほぼ同じで、理

由書や見積書と共に図面を添え、明細書（由緒など）などをも同時に提出する。

【注】

- 1) 6円42銭を修正する。
- 2) 合金8円56銭5厘を8円65銭5厘と修正する。
- 3) 金光明院は神仏分離令で廃寺になったのを明治30年に再建願を出す。
- 4) 富貴寺は明治30年指定下賜金あり。
- 5) 竹の単位「肩」。
- 6) 各文書の初めは○印を付けた。

表1. 神社建築工匠の1日1人当りの賃金

(単位：銭)

節	年号	所在地	神社名	賃 金							備考		
				大工	大工手傳	木挽	木挽手傳	石工	石工手傳	屋根師		屋根手傳	左官
第1節	明治9年	大分郡西寒多	西寒多神社					22.0	15.0				米 4.82 円
			石垣 観舎	20.0									
第2節	明治15年	直入郡下志土知村字ワキ	天満社					30.0		30.0	20.0*		※ 人夫
			神殿 拝殿	30.0				30.0			20.0*		※ 人夫
第3節	明治15年	大分郡下原村	原村社	—									米 7.60 円
第4節	明治15年	大分郡木上字浅草	浅草神社	—									
第5節	明治15年	北海道郡宮内村字火振	阿蘇社	30.0	15.0*			35.0	15.0	25.0	15.0		※ 人夫
第6節	明治15年	大分郡大分町大字生石	船木神社	30.0									
			神殿 拝殿	31.0							20.0*		※ 人足
第7節	明治17年	日田郡大肥郡字真弓谷	山神社	15.0*		15.0*		18.0*					※ 総計/人数
第8節	明治17年	日田郡鶴河内字山崎	遙拝所	16.4*		15.0*				20.0*			※ 総計/人数
第9節	明治17年	日田郡鶴河内村字皿山	伊勢遙拝所	15.0*		15.0*				15.0*			※ 総計/人数 米 4.76 円
第10節	明治32年	下毛郡中都町字畑上ノ町	八所神社	50.0	30.0			30.0 ^{※1}			30.0 ^{※2}		※ 築手間 70.0 ※ 敷手間 30.0 ※ 2 1坪に付き ※ 3 1尺 50 銭
			本殿 拝殿	50.0							50.0 ^{※3}		米 9.71 円
第11節	明治32年	大分郡高田町大字丸亀字宮ノ前	天満車	—									米 9.71 円
第12節	明治33年	北海道郡中白杵村大字武山	武山神社	40.0*				40.0*				40.0*	用般手間 80.0 銭
			社殿 拝殿	40.0*				40.0*				40.0*	※ 総計/人数
第13節	明治33年	東国東郡武蔵町大字成吉村字清末	山神社	—									米 10.62 円
第14節	明治33年	大分郡阿南村大字東長宝字ソラ 1387 番地	金刀比羅神社	50.0*								50.0*	※ 総計/人数

備考の米は大坂の1石当りの年平均値段（中沢弁次郎著『日本米価変動史』柏書房 2001年刊）

表2. 神社建築費用一覽 (総工費の単位：円, 括弧内は総工費に対する%)

節	年号	所在地	神社名	規模	費													備考	
					総工費	竹木材	鉄物	瓦	屋根 葺材	大工	大工 手伝	木挽	木挽手伝	石工	石工 手伝	屋根師	屋根手伝		
第1節	明治9年	大分郡西郷多	西郷多神社	石垣 高1間2尺37俣8合 桁行3間 梁行5尺2俣5合	53,316	7,075 (31.7)	0.194 (0.9)		5.32 (23.8)	9.75 (43.6)	0.15 (0.7)				8,316 (15.6)	45,045* (84.5)		※人夫	
第2節	明治15年	直入郡下志土知村字ワキ	天満社	神殿 横9尺 縦8尺 梁行2間3尺 横3間3尺	163,277	16,000 (9.8)	6.62 (4.1)		3.2 (2.0)	22.50 (13.8)				21.00 (12.9)	15.00 (9.2)		3.30 (2.0)	6.00* (3.7)	※人夫 ※人夫
第3節	明治15年	大分郡下原村	原村社	杉木5本	9,500														
第4節	明治15年	大分郡木上字浅草	浅草神社	松木2本 雑木・杉木各1本 計9本	3,549														
第5節	明治15年	北郷郡御宮内村字火振	阿蘇社	桁行7尺 梁行6尺 御拜5尺5寸	158,440	60,200 (38.0)	1.90 (1.2)			41.30 (26.1)	15.0* (9.5)								サインキ 30.30 ※人夫
第6節	明治15年	大分郡大分町大字生石	船木神社	神殿 桁行6尺 梁行6尺 桁行3間 梁行2間	74,642	22,725 (30.4)	1.482 (2.0)		2.81 (3.8)	24.30 (32.6)	6.00 (8.0)			7.00 (9.4)	1.80 (2.4)	2.475 (3.3)	0.75 (1.0)		石代260 人員300 人夫876(拝殿)
第7節	明治17年	日田郡大肥郷字真弓谷	山神社	神殿 横2間半	6,940	3.16 (45.5)	0.50 (7.2)		1.00 (14.4)	1.50 (21.6)									左官0.18
第8節	明治17年	日田郡鶴河内字山崎	遙拝所	神殿 横2間	35,720	11,970 (33.9)	2.00 (5.6)		3.75 (10.5)	11.50 (32.2)	20.0* (56.0)	4.50 (12.6)					2.00 (5.6)		
第9節	明治17年	日田郡鶴河内村字皿山	伊勢遙拝所	神殿 横2間半	47,250	21.45 (45.4)	3.00 (6.3)		4.50 (9.5)	13.50 (28.6)	15.0* (31.7)	1.80 (3.8)							
第10節	明治32年	下毛郡中郡町字畑上ノ町	八所神社	本殿 横2間 縦11尺 横12尺	81,116	51,777* (63.8)	0.55 (0.7)	8.14 (10.0)		15.00 (18.5)				0.06 (0.1)	0.26 (0.3)	1.50 (1.8)			大石3.5壁3.5等を含む
第11節	明治32年	大分郡栗田町大字丸亀字宮ノ前	天満社	神殿 桁行5尺 梁行4尺 桁行3間 梁行2間	—														
第12節	明治33年	北郷郡中白井村大字武山	武山神社	神殿 横2間	380,000	120,000 (31.6)	6.50 (1.7)	37.50 (9.9)		120.00 (31.6)				48.00 (12.6)	2.00 (0.5)				石工手間48円等を含む 拝殿移転代運搬手間 32円 石工手間2円
第13節	明治33年	東国東郡武蔵町大字成吉村字榑末	山神社	神殿 横7尺2寸 縦7尺7寸半 梁行2間	150,000		3.00 (2.0)	24.00 (16.0)		60.00 (40.4)				30.00 (20.0)	40.00 (25.0)				本願は宮殿 左官3円を含む 左官3.50 材木・石材は共有林
第14節	明治33年	大分郡阿南村大字東長宝字ノラ 1387番地	金刀比羅神社	神殿 桁行1尺5寸 梁行8尺4寸	482,976	272,313 (56.4)	4.40 (0.9)	79,244 (16.4)		100.00 (20.7)									石材19.5円 左官7.50円移転

表3. 寺院建築工匠の1日1人当りの賃金（単位：銭）

節	年号	所在地	神社名	賃 金										
				大工	大工 手傳	木挽	木挽 手傳	石工	石工 手傳	屋根師	屋根 手傳	左官	備考	
第1節	明治30年	直入郡都野村大字有氏字 元有氏	金光明院	大堂	42.0					42.0	30.0			※人夫
				庫裏 土蔵	42.0						42.0			
第2節	明治30年	宇佐郡豊川村	佛照寺	本堂	—									米11.35円
第3節	明治32年	西国東郡田染大字蒨347 番地	富貴寺	大堂	50.0		55.0	30.0*						※人夫
				本堂	50.0		55.0			50.0				
				玄関	50.0					50.0				
第4節	明治32年	南海部郡下入津村大字竹 野浦河内	向原寺	本堂	35.0		35.0		35.0	20.0*			35.0	※人夫
				玄関	35.0		35.0	20.0*	35.0			35.0		
				庫裏	35.0		35.0	20.0*						
				門 坪	35.0		35.0	20.0*	35.0	20.0*			35.0	

備考の米は大坂の1石当りの年平均値段（中沢弁次郎著『日本米価変動史』柏書房 2001年刊）

表 4. 寺院建築費用一覽 (総工費の単位：円，括弧内は総工費に対する%)

節	年号	所在地	神社名	規模	総工費													備考	
					総工費	竹木材	鉄物	瓦	屋根葺材	大工	大工手伝	木焼	木焼手伝	石工	石工手伝	屋根師	屋根手伝		
第1節	明治9年	直入郡野村大字 有氏字元有氏	金光明院	本堂 横7間半 壁4間半 庫裡 横7間半 土藏 横2間半	552.65 (44.8)	247.75 (44.8)	8.00 (1.4)		25.00 (4.5)	226.81 (41.0)									宝形トタン 8.0円 柱石 23.00円 左官 8.4円
第2節	明治30年	宇佐郡豊川村	佛照寺	本堂 梁行4間半 桁行4間半	749.53 (10.0)	75.00 (10.0)	30.00 (4.0)	205.00 (27.4)		100.00 (13.3)	35.00 (4.7)				21.45 (28.6)	17.50 (2.3)			移転運搬費 200円 壁塗 65.58円 人夫 54.9円、土6円
第3節	明治15年	西国東郡田染大字 露 347番地	富貴寺	本堂 梁間6間 桁行7間半 玄閣	1745.63 (54.1)	944.55 (54.1)	19.68 (1.1)	175.00 (10.0)	37.10 (3.1)	288.50 (16.5)					154.00 (8.8)	88.25 (7.0)			人夫 36円、土6円 瓦漆喰 2円
第4節	明治15年	南海部郡下入津村 大字竹野浦河内	向原寺	本堂 梁行4尺 梁行5尺半 桁行2尺 梁行1尺半 玄閣 門 2本柱 坪	966.45 (35.9)	346.95 (35.9)	6.10 (1.4)	160.00 (16.6)	290.00 (29.0)	105.00 (10.9)					3.50 (0.4)				人夫 50円 切石 21円 人夫 20円、切石 16円 左官 25.75円 人夫 1.20円 人夫 20円、左官 7円 ※石灰油等 3,487円